

# 自動車保険の概況

平成25年度  
(平成24年度データ)

***GIROJ***

損害保険料率算出機構  
(損保料率機構)

# は し が き

平成 25 年度版『自動車保険の概況』を刊行いたします。

本書『自動車保険の概況』は、当機構が収集したデータに基づく自賠責保険・任意自動車保険に関する基本的な統計資料の他、交通統計等の関連統計、自賠責保険の改定の推移等を掲載しております。

また、本年度版より自賠責保険における医療費関連の統計資料を拡充いたしました。

本書が皆様の自動車保険へのご理解の一助となることを心より願っております。

当機構は今後ともディスクロージャーへの取り組みを積極的に行う所存ですので、本書をより良いものにするために、皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

平成26年3月

損 害 保 険 料 率 算 出 機 構



# 凡 例

## 1. 用語について

- (1) 本書において「自賠責保険」とは、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づいて契約締結が強制されている自動車損害賠償責任保険を指します。  
また、同様に自動車損害賠償保障法については「自賠法」と表記します。
- (2) 本書において「任意自動車保険」とは、法律に基づく契約締結の強制を受けない自動車保険を指します。
- (3) 本書において「損保料率機構」または「当機構」とは、損害保険料率算出機構を指します。ただし、便宜上平成 14 年 7 月 1 日の旧損害保険料率算定会（損算会）との統合前の旧自動車保険料率算定会（自算会）を指す場合もあります。
- (4) 本書では、以下の共済組織を（ ）内の略称で表記します。  
全国共済農業協同組合連合会（JA 共済）  
全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）  
全国自動車共済協同組合連合会（全自共）  
全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）

## 2. 記号について

- (1) 図表中の「△」印は、マイナス（－）を意味しています。
- (2) 図表中の「－」印は、該当数値がないことを意味しています。

## 3. 各種統計数字について

- (1) 特にことわり書きのない場合は、リトン・ベース<sup>(注)</sup>の数値です。
- (2) 特にことわり書きのない場合は、対人賠償責任保険の数値には自損事故保険および無保険車傷害保険を含みます。
- (3) 特にことわり書きのない場合は、人身傷害補償保険を含みません。
- (4) 単位未満は、四捨五入してある関係で、個々の数字の合計と総合計欄の数値とは必ずしも一致しません。  
(注) 保険収支および損害率の計算を事業年度内に限って行う方法（同一期間中の収入保険料と支払保険金を基礎とする。）をいいます。

# 目 次

[自動車保険の制度概要・基本用語]	1
-------------------	---

## 第1部 平成24年度の事業概況

### I. 自 賠 責 保 険

1. 収支関係	6
(1) 収入保険料	6
(2) 支払保険金	7
(3) 収支状況	9
(4) 自賠責保険審議会	10
2. 保険金支払関係	12
(1) 自賠責保険の損害調査	12
(2) 請求事案の処理状況	12
(3) 保険金の支払状況	14
(4) 医療費の現況	16
(5) 医療機関における現況	17
(6) 柔道整復における現況	23
(7) 後遺障害認定の現況	25
(8) 自賠責保険（共済）から支払が行われない場合・減額される場合の取扱い	27
(9) 審査会における審査件数	29

### II. 政 府 保 障 事 業

(1) 保障事業の概要	32
(2) 保障事業の受付状況	33

### III. 任 意 自 動 車 保 険

1. 収支関係	34
(1) 収入保険料	34
(2) 支払保険金	34
(3) 契約状況	35
2. 保険金支払関係	37

(1) 保険金の支払状況	37
(2) 対人賠償責任保険の現況	38
(3) 搭乗者傷害保険の現況	40
(4) 対物賠償責任保険および車両保険の現況	41

## 《第1部 掲載図一覧》

### [I. 自賠責保険]

第1図 収入保険料と増減率の推移	6
第2図 契約台数と増減率の推移	7
第3図 支払保険金と増減率の推移	7
第4図 交通事故死傷者数と保険金支払件数の推移	8
第5図 自賠責保険・共済 収支状況（ポリシー・イヤー・ベース）	10
第6図 損害調査受付件数の推移	12
第7図 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈平成24年度〉	13
第8図 死亡・傷害事故別平均支払保険金の推移	14
第9図 傷害による損害額の費目別構成比〈平成24年度〉	15
第10図 施設別請求状況〈平成24年度〉	16
第11図 医療機関の経営主体別診療状況〈平成24年度〉	17
第12図 診療費および件数の推移	18
第13図 平均診療費の推移	18
第14図 受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈平成24年度〉	19
第15図 傷害度別傷病数構成比（傷害）〈平成24年度〉	19
第16図 診療費の項目別構成比の推移（傷害）	20
第17図 診療期間および診療実日数の推移	21
第18図 診療期間別の件数構成比〈平成24年度〉	21
第19図 社会保険利用率の推移	22
第20図 柔道整復総施術費および件数の推移	23
第21図 平均施術費の推移	23
第22図 施術期間および施術実日数の推移	24
第23図 施術期間別の件数構成比〈平成24年度〉	24
第24図 後遺障害支払件数の推移	25
第25図 後遺障害等級別件数構成比〈平成24年度〉	26
第26図 後遺障害系列別件数構成比〈平成24年度〉	26
第27図 無責・対象外事故件数の推移	27
第28図 支払が減額される対象となる事故件数の推移	28
第29図 有無責等の専門部会〈平成24年度〉	30
第30図 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会 〈平成24年度〉	30

第31図 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会〈平成24年度〉	30
--------------------------------------	----

[Ⅱ. 政府保障事業]

第32図 受付件数の推移	33
第33図 支払保障金の推移	33

[Ⅲ. 任意自動車保険]

第34図 収入保険料と増減率の推移	34
第35図 支払保険金と増減率の推移	34
第36図 年齢条件別契約台数構成比〈平成24年度〉	35
第37図 対人賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比〈平成24年度〉	35
第38図 対物賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比の推移	36
第39図 補償種目別 平均支払保険金の推移	37
第40図 補償種目別 事故類型別支払件数構成比〈平成24年度〉	38
第41図 対人賠償責任保険 保険金種類別支払保険金構成比〈平成24年度〉	38
第42図 対人賠償責任保険 死亡事故認定額構成比〈平成24年度〉	39
第43図 対人賠償責任保険 内払実施状況の推移	40
第44図 搭乗者傷害保険 保険金種類別支払保険金構成比〈平成24年度〉	40
第45図 車両保険 事故形態別支払構成比〈平成24年度〉	41
第46図 車両保険 都道府県別支払保険金構成比〈平成24年度〉	42
第47図 1台当たり修理費費目別金額および構成比〈平成24年度〉	42

## 第2部 自動車保険関連情報

### I. 自賠責保険における制度改定の推移

1. 自賠責保険 制度の推移	44
2. 自賠責保険 料率改定の推移	50
3. 自賠責保険 保険料表（北海道本島・本州・四国本島・九州本島用）抜粋	52
4. 自賠責保険 保険金額ならびに仮渡金の変遷	53
5. 「自賠責保険支払基準」改定の推移	54
6. 後遺障害等級表	58

### II. 海外関係

1. 主要各国の自動車損害賠償責任保険制度	62
2. 主要各国の交通事故の状況	64

## 第3部 平成24年度の事業概況（統計）

### I. 自 賠 責 保 険

第1表	自賠責保険 収支の推移	66
第2表	自賠責保険 車種別収支 <平成24年度>	68
第3表	自賠責保険 都道府県別収支 <平成24年度>	70
第4表	原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移	72
第5表	原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数 <平成25年3月末>	73
第6表	自賠責保険 都道府県別損害調査受付件数の推移	74
第7表	自賠責保険 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比<平成24年度>	75
第8表	自賠責保険 事故類型別受傷部位別件数・構成比<平成24年度>	76
第9表	自賠責保険 診療期間ランク別傷害度別件数・構成比<平成24年度>	77

### II. 政 府 保 障 事 業

第10表	政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数 <平成24年度>	78
------	-------------------------------	----

### III. 任 意 自 動 車 保 険

第11表	任意自動車保険 収支の推移	79
第12表	任意自動車保険 用途・車種別統計表 <平成24年度>	80
第13表	任意自動車保険 対人賠償責任保険 保険金種類別統計表 <平成24年度>	84
第14表	任意自動車保険 搭乗者傷害保険 保険金種類別統計表 <平成24年度>	86
第15表	任意自動車保険 都道府県別統計表 <平成24年度>	88
第16表	任意自動車保険 用途・車種別普及率表 <平成25年3月末>	90
第17表	任意自動車保険 都道府県別普及率表 <平成25年3月末>	92
第18表	任意自動車保険 対人賠償責任保険 都道府県別普及率表 <自家用乗用車>	94
第19表	任意自動車保険 対人賠償責任保険 保険金額別契約構成表 <平成24年度>	96
第20表	任意自動車保険 対物賠償責任保険 保険金額別契約構成表 <平成24年度>	98
第21表	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表 <平成24年度>	100
第22表	任意自動車保険 事故類型別支払統計表 <平成24年度>	102
第23表	任意自動車保険 車両保険 都道府県別・事故形態別支払統計表 <平成24年度>	104

## IV. 損害保険全般

第24表 損害保険種目別元受正味保険料の推移	106
------------------------	-----

### 第4部 自動車保険関連統計

#### I. 共済関係

第25表 自賠責共済 収支の推移	108
第26表 自賠責共済 都道府県別収支 <平成24年度>	110
第27表 自動車共済 補償種目別収支の推移	112
第28表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率 <平成25年3月末>	113

#### II. 交通事故関係

第29表 交通事故発生状況の推移	114
第30表 都道府県別交通事故発生状況 <平成24年>	115
第31表 事故類型別交通事故件数の推移	116
第32表 年齢層別死者数の推移	116
第33表 状態別死者数の推移	117
第34表 警察統計の死者数の推移	117
第35表 車種別道路交通法違反取締件数 <平成24年>	118
第36表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移	118
第37表 男女別運転免許保有者数の推移	119
第38表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）	120
第39表 交通事故高額賠償判決例（物損事故）	121

#### III. 自動車保有登録関係

第40表 車種別自動車保有車両数の推移	122
第41表 都道府県別自動車保有車両数 <平成25年3月末>	124
第42表 新車登録台数の推移	125
第43表 車種別平均使用年数の推移	125

## 損害保険料率算出機構(損保料率機構)の概要

### I. 損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

1. 使 命	128
2. 沿 革	128
3. 会 員	128
4. 主な業務	129
(1) 参考純率と基準料率の算出・提供	129
(2) 自賠責保険の損害調査	129
(3) データバンク機能	129
5. 組 織	129

### II. 自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要

1. 料率算出の概要	132
(1) 保険商品の特性（原価の事後確定性）	132
(2) 損保料率機構における料率算出	132
2. 自動車保険参考純率	133
(1) 参考純率とは	133
(2) 参考純率の原則	133
(3) 自動車保険参考純率の料率区分	134
(4) 参考純率の届出・審査	135
3. 自賠責保険基準料率	135
(1) 基準料率とは	135
(2) 自賠責保険基準料率の原則	136
(3) 自賠責保険基準料率の料率区分	136
(4) 自賠責保険基準料率の届出	137
(5) 自賠責保険基準料率の審査	137

### III. 自賠責保険損害調査の概要

1. 自賠責保険における損害調査	139
2. 組 織	139
3. 損害調査の流れ	139
(1) 自賠責保険への請求	139
(2) 損害保険会社等における損害調査	139
(3) 自賠責損害調査事務所における損害調査	140
(4) 自賠責保険の支払	140

4. 損害調査体制	140
(1) 自賠責損害調査事務所における損害調査	140
(2) 地区本部・本部における審査	140
(3) 自賠責保険（共済）審査会制度	140
IV. データバンク機能の概要	
1. 保険統計の作成・提供	142
2. 各種の調査・研究	142
3. 会員に対するコンサルティング	142
4. ディスクロージャー	142
V. ディスクロージャー資料のご紹介	143

## [自動車保険の制度概要・基本用語]

### ●自動車保険の制度概要

自動車に関する保険は、法律（自賠法）で加入することが義務付けられている強制保険（自賠責保険）と任意に加入することができる任意自動車保険に大別することができます。

わが国における任意自動車保険の歴史は古く、大正3年（1914年）に初めて営業が開始されました。当時の自動車保有台数はわずか1,000台程度でしたが、その後、第2次大戦後の復興に伴って保有台数も増大し、昭和30年（1955年）には150万台を超えました。一方で、こうした自動車の急激な普及に伴って、交通事故の増加が問題となり、特に交通事故による被害者の救済が強く求められるようになりました。

このような背景から、昭和30年（1955年）に「自賠法」が制定され、翌年から強制保険である「自賠責保険」が実施されました。これによって、自動車の保有者は、基本的に自賠責保険を付けていなければ自動車を運行することができなくなり、一方、自動車事故によって死傷した被害者は、その損害について自賠責保険により基本的補償を受けられるようになりました。また、加害者が任意自動車保険を付けていて、被害者の損害が自賠責保険では補償しきれない場合には、任意自動車保険からこれに上乗せして支払うという自動車保険システムが確立されました。

自賠責保険および任意自動車保険の補償内容は、次のとおりです。

#### [強制保険]

**自賠責保険** … 自動車の運行によって、歩行者、同乗者、他の車の搭乗者などの他人を死傷（後遺障害を含みます。）させて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、法令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。なお、他人の財物に損害を与えた場合は対象になりません。

#### [任意自動車保険]

**対人賠償責任保険** … 自動車事故によって、歩行者、同乗者、他の車の搭乗者などの他人を死傷（後遺障害を含みます。）させて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の補償額を超える部分に対して保険金が支払われます。

**自損事故保険** … 自動車事故によって、契約した自動車の保有者、運転者または搭乗者が死傷（後遺障害を含みます。）し、この損害が自賠責保険の補償の対象とはならない場合（例えば、運転者が自らの責任で、電柱に衝突したり、崖から転落したり、センターラインを越えて対向車と衝突し、相手に過失がない場合など）に保険金が支払われます。

**無保険車傷害保険** … 契約した自動車に搭乗中の者などが、他の自動車との事故で死亡または後遺障害を被り、相手に損害賠償を請求できる場合で、他の自動車が対人賠償責任保険を付けていない無保険車などのため十分な補償を受けられないときに保険金が支払われます。

**対物賠償責任保険** … 自動車事故によって、他人の財物（自動車、建物、電柱など）に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金が支払われます。

**搭乗者傷害保険** … 自動車事故によって、契約した自動車に搭乗中の運転者および同乗者が死傷（後遺障害を含みます。）した場合に、保険金が支払われます。

**車 両 保 険** … 契約した自動車自体が、偶然な事故によって損害を被った場合に、保険金が支払われます。なお、支払の対象となる偶然な事故の範囲を限定して保険料負担を軽減するものもあります。

**人身傷害補償保険** … 契約した自動車または他の自動車に搭乗中や歩行中に自動車事故で死傷（後遺障害を含みます。）した場合に、自己の過失による損害を含めて保険金が支払われます。

任意自動車保険では、上記の保険の組合せによって、補償内容の違いなどがある保険商品が構成されています。さらに、補償内容などを補充・変更・排除する特約を任意に付帯することができます（特約によっては自動的にセットされるものもあります）。例えば、車両保険の特約で、身の回り品損害、代車等費用、事故付随費用などを補償するものがあります。

（注）任意自動車保険については、損害保険会社によって補償内容が異なる場合があります。

## ●保険約款

保険契約の契約内容や条件を定めた条文のことで、保険契約者の保険料支払や通知義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて定めています。なお、保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容や条件を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約）があります。

## ●保険契約者

保険に加入するためには、保険会社と契約を結ぶことになります。この保険契約における一方の当事者として、保険会社と保険契約を締結する人を保険契約者といいます。すなわち、保険契約者とは、保険契約の申込みを行い保険料を支払う人のことをいいます。

## ●被保険者

被保険者とは、保険事故が発生した場合に保険の補償を受けられる人のことをいいます。自賠責保険では、車の「所有者」（自賠法第2条第3項の定義によるもの）および「運転者」（同法同条第4項の定義によるもの）が被保険者になります。任意自動車保険では、一般に保険約款によって補償種目ごとに被保険者の範囲が詳細に定められています。

## ●被保険自動車

保険証券に記載され、保険契約の対象となる自動車をいいます。なお、車両保険においては、自動車本体の他に、その自動車に装備されている付属品等も含まれます。

## ●補償種目

任意自動車保険においては、その補償内容によって、対人賠償責任保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険、対物賠償責任保険、車両保険、人身傷害補償保険などの種類があります。この保険の種類を、通称として補償種目といいます。

## ●保険料

保険契約について、被保険者の危険を保険会社が負担するための対価として保険契約者が支払う金銭をいいます。なお、一般的に保険料は、危険負担に充てられ保険金の原資となる部分（純保険料）と、保険会社の経費・代理店手数料・利潤等に充てられる部分（付加保険料）に分けられます。純保険料と付加保険料を合わせたものを営業保険料と呼びます。

## ●保険金

保険事故により被保険者に損害が発生したときに、保険会社が支払う金銭をいいます（なお、被害者からの請求を受けて、保険会社が被保険者を介さず直接被害者に支払う金銭は、保険金といわず損害賠償額といいます。）。

## ●保険金額

保険事故が発生した場合に保険会社が支払う最高限度として、あらかじめ保険会社と保険契約者間で定めた金額をいいます。

## ●保険価額

保険契約の対象となるものの評価額をいいます。車両保険では、被保険自動車と同一車種・年式で、同程度の損耗度の自動車の市場価格相当額が保険価額となります。保険事故により損害が生じた被保険自動車を事故発生の直前の状態に復旧するために必要な修理費が、保険価額以上となる場合を全損、保険価額未満となる場合を分損といいます。

## ●免責

特定の事由により保険事故が発生した場合、保険会社が保険金の支払義務を免れることをいいます。免責となる事由は保険約款に定められています。代表的な事由の例としては、戦争や故意による事故などがあります。

## ●免責金額

免責金額とは、保険事故により損害が生じた際の被保険者の自己負担額のことをいいます。保険会社が保険金を支払うときには、損害額から免責金額を差引きます。

●内払

内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。なお、自賠責保険においては、平成20年10月1日より廃止されています。⇒第Ⅱ部 I-1. 自賠責保険 制度の推移(49ページ)参照

●仮渡金

仮渡金とは、自賠責保険において、損害賠償額が確定していない段階で、被害者が当座の費用にあてることを目的に支払われるものをいいます。損害賠償額の一部先渡しの性格を持っているため、後日損害賠償額が確定し、保険金が支払われる時には、仮渡金額が控除されます。

# 第 1 部 平成24年度の事業概況

I. 自賠責保険

II. 政府保障事業

III. 任意自動車保険

# I. 自賠責保険

## 1. 収支関係

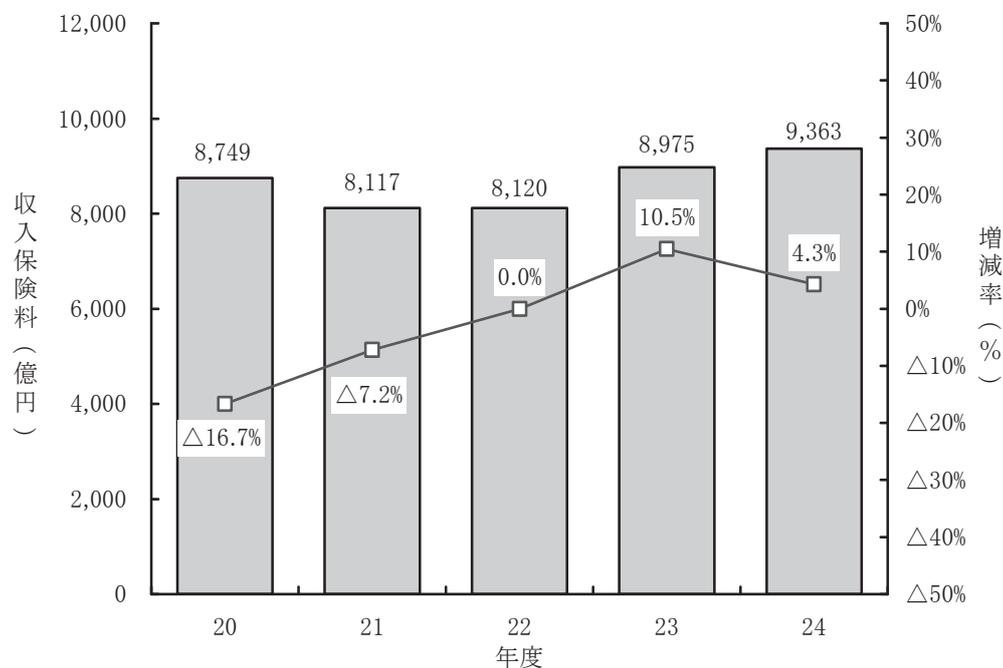
### (1) 収入保険料

平成 24 年度の自賠責保険の収入保険料は、第 1 図のとおり 9,363 億円となっており、前年度に比べ 388 億円 (4.3%) の増加となりました。⇒第 1 表 (66 ページ) 参照

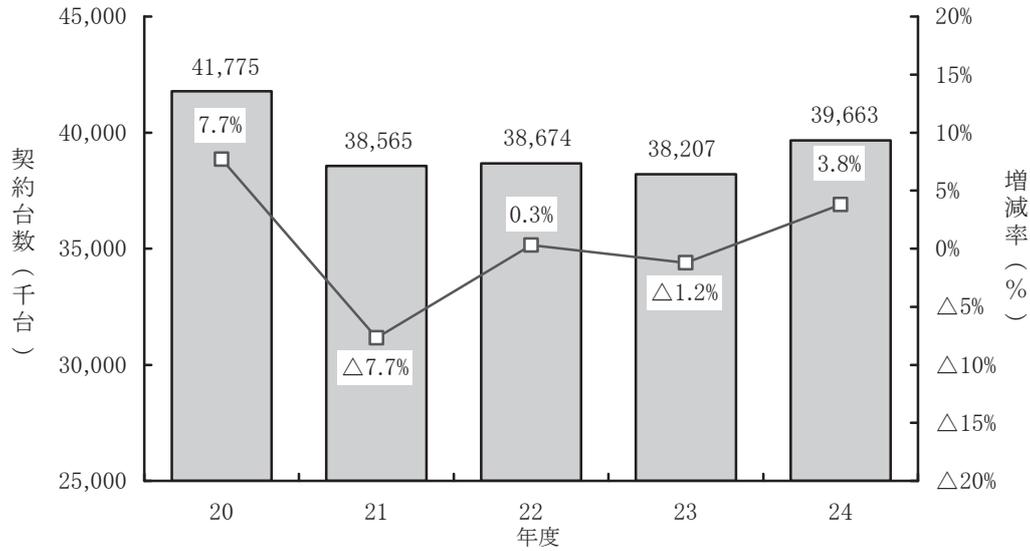
なお、平成 20 年度における収入保険料の大幅な減少は、基準料率の引下げ改定があったこと、平成 23 年度における収入保険料の大幅な増加は、基準料率の引上げ改定があったことによります。

また、自賠責保険は強制保険であり、自動車検査制度 (車検) にリンクさせて契約する保険であることから、収入保険料は自動車保有車両数、新車登録台数の動向およびその年度に車検を迎える自動車台数の動向により増減して推移する傾向があります。⇒第 42 表 (125 ページ) 参照

第 1 図 収入保険料と増減率の推移



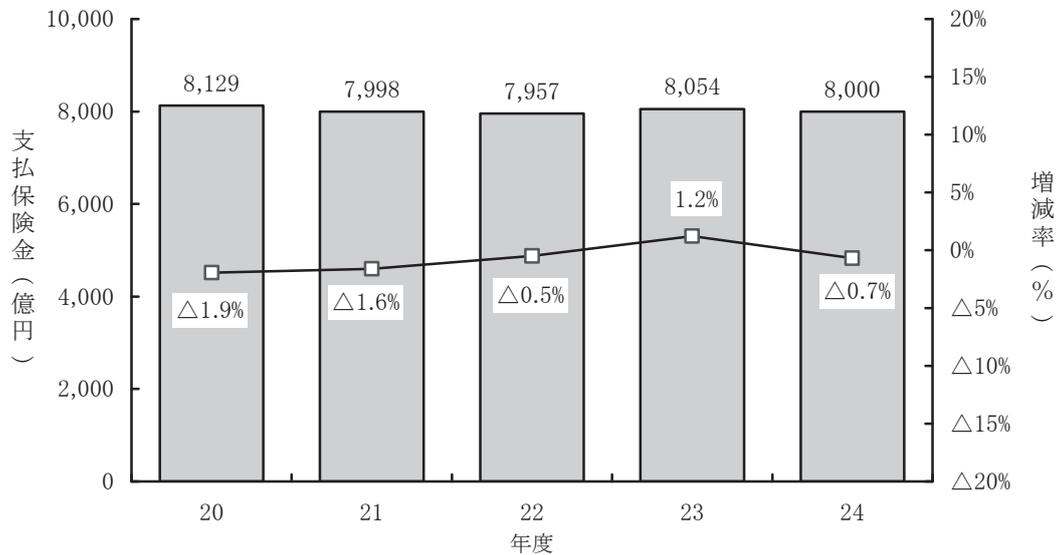
第2図 契約台数と増減率の推移



(2) 支払保険金

平成24年度の自賠責保険の支払保険金は、第3図のとおり8,000億円となっており、前年度に比べ54億円(0.7%)の減少となりました。⇒第1表(66ページ)参照

第3図 支払保険金と増減率の推移

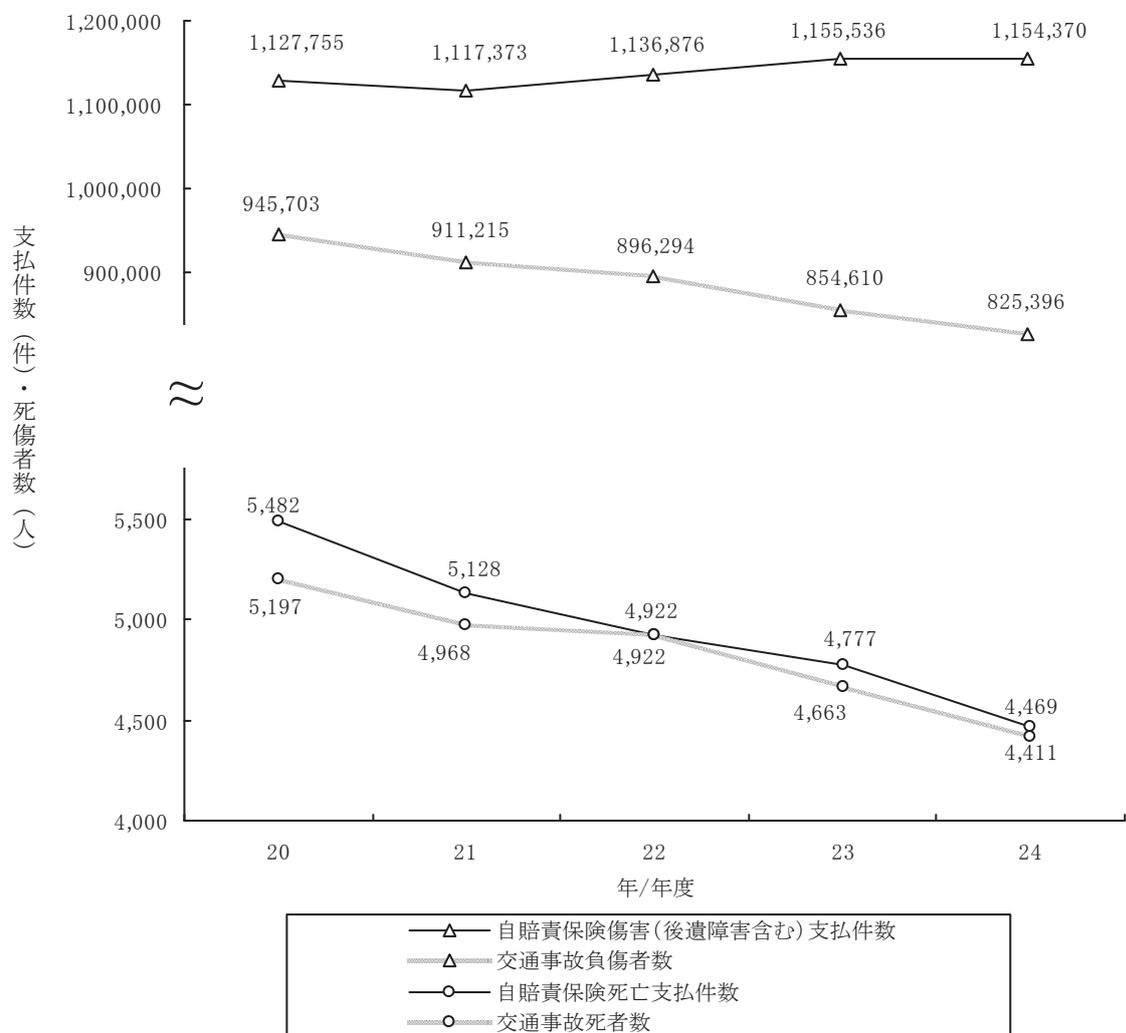


第4図は交通統計と自賠責保険統計の推移を比較したものです。交通事故死傷者数と自賠責保険の支払件数は必ずしも一致するものではありませんが、交通事故死者数と自賠責保険における死亡の支払件数は、ともに減少傾向となっています。

一方、交通事故負傷者数は減少傾向となっているのに対して、自賠責保険における傷害の支払件数は減少傾向とはなっていません。

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされますが、交通事故負傷者数は人身事故として届出がなされたものを集計しているのに対し、自賠責保険では、人身事故として届出がなされなかったものであっても支払いを行うことがあります。近年、このような支払いが増加傾向となっていることから、交通事故負傷者数と自賠責保険における傷害の支払件数の推移に差が生じています。

第4図 交通事故死傷者数と保険金支払件数の推移



(注) 交通事故死傷者数は暦年統計、「交通統計」( (公財) 交通事故総合分析センター発行) によります。また、自賠責保険支払件数は年度統計、当機構資料によります。

### (3) 収支状況

自賠責保険は、自動車事故被害者の救済を目的とした社会保障的色彩の極めて強い保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内のできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法で規定されており、これは一般に「ノーロス・ノープロフィットの原則」と呼ばれています。

したがって、自賠責保険における保険料率（基準料率）は、必要なコスト（保険金の支払に充当する部分および営業費・損害調査費など）に過不足が生じないように算出する必要があります。

当機構は、この保険料率（基準料率）を算出するとともに、自賠責保険の収支を毎年検証しています。

#### ① 料率検証

自賠責保険における保険料率（基準料率）は、上記のとおりノーロス・ノープロフィットを原則としており、料率検証にあたっては、ポリシー・イヤー・ベースという方式を採用しています。

このポリシー・イヤー・ベースとは、ある年度に引受けられた契約による収入純保険料（保険金の支払に充当する保険料）と、これらの契約に基づき支払われる保険金とを対比させる方式です。この方式は契約引受年度ごとの収支の状況を最終的に正確に把握するうえで優れていますので、ノーロス・ノープロフィットを原則とする自賠責保険では、この方式により料率検証を行っています。

なお、自賠責保険の保険期間は、自動車検査証の有効期間をカバーするように定められているため、保険期間が1年間のみならず2年間または3年間（原動機付自転車等においては最長5年間）にわたることが多く、それらの保険期間に生じた事故について支払われるべき保険金の額が最終的に確定するまでには長期間を要します。そこで、料率検証等を行うにあたっては、実績が確定した期間の保険成績を把握したうえで、それを基礎として実績が確定していない期間の保険収支を推計するという方法を採用しています。

#### ② 収支状況

平成24年度の料率検証結果では、第5図のとおり平成23契約年度の収支（損害率）は120.4%、平成23年度末における累計収支残高は3,685億円の赤字になると見込まれています。

第5図 自賠償保険・共済 収支状況（ポリシー・イヤー・ベース）

契約年度	収入純保険料 A	支払保険金 B	収支残		損害率 (B/A×100)
			当年度収支残 (A-B)	累計収支残	
	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(%)
18	9,070	8,125	945	3,888	89.6
19	8,641	7,433	1,209	5,357	86.0
20	6,469	8,963	△2,494	2,863	138.5
21	6,023	8,421	△2,397	466	139.8
22	6,022	8,522	△2,500	△2,034	141.5
23	6,997	8,422	△1,425	△3,685	120.4

(注) 1. 本図は、ポリシー・イヤー・ベースによる数値であり、他図表の収入保険料・支払保険金とは一致しません。

2. 本図は、自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。ただし、J A共済については、平成18年12月以降に締結される契約に係る収支に限ります。
3. 平成20年4月1日の基準料率改定では、J A共済分の累計収支の黒字を平成18年12月以降に限定することなく、J A共済以外の事業者の還元額と同水準で還元しているため、平成19契約年度以降の累計収支残には、平成18年11月以前のJ A共済分の還元額を含んでいます。
4. 平成23契約年度の累計収支残（△3,459億円）から、平成23年度決算における法人税率変更に伴う調整準備金の取崩額226億円を控除しています。

#### （4）自賠償保険審議会

##### ① 自賠償保険審議会の概要

自賠償保険審議会は、自賠償保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて自賠償保険に関する事項を調査・審議します。

### 自賠責保険審議会の概要

1. 自賠責保険は、被害者保護を目的とした公共性の強い保険であることから、適正な運営や合理的な行政の処分に資するため、金融庁に自賠責保険審議会が設置されています（自賠法第31条）。
2. 内閣総理大臣は、次のような処分をしようとするときは、自賠責保険審議会に諮問しなければなりません（自賠法第33条）。
  - (1) 自賠責保険事業免許の申請に対し免許をしようとするとき
  - (2) 一部の基礎書類の変更認可または変更命令をしようとするとき
  - (3) 保険料率または基準料率の変更命令をしようとするとき
  - (4) 届出のあった基準料率の審査期間を短縮しようとするとき
  - (5) 届出のあった基準料率の撤回・変更命令をしないこととするとき
  - (6) 各自賠責共済組合の共済契約、共済掛金等の所管行政庁の処分に同意しようとするとき
3. 自賠責保険審議会の委員の構成は以下のとおりです（自動車損害賠償責任保険審議会令第2条）。委員は、内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て任命します（自賠法第35条）。
  - (1) 学識経験者 7名
  - (2) 自動車交通または自動車事故に関し深い知識および経験を有する者 3名
  - (3) 保険業に関し深い知識および経験を有する者 3名
4. 自賠責保険審議会には会長が置かれますが、会長は委員の互選によって選任されます（自動車損害賠償責任保険審議会令第4条）。特別の事項を調査審議する必要があるときは、特別委員を置くことができます（自動車損害賠償責任保険審議会令第1条第2項）。

### ② 自賠責保険審議会の動向

平成24年度は、平成25年1月9日に第131回自賠責保険審議会、平成25年1月17日に第132回自賠責保険審議会が開催され、以下の点について報告・審議がなされました。

#### 《第131回自賠責保険審議会》

- 平成24年度料率検証結果
- 運用益事業の見直し
- 平成25年度自動車安全特別会計の運用益の使途
- 平成25年度民間保険会社の運用益の使途
- 平成25年度J A共済の運用益の使途
- 自賠責診療報酬基準案

#### 《第132回自賠責保険審議会》

- 自賠責保険事業に係る認可（諮問事項）
- 基準料率の適合性審査期間の短縮（諮問事項）
- 自賠責共済規程の一部変更（諮問事項）

なお、金融庁長官からの諮問事項については、異議はない旨の答申がなされました。

## 2. 保険金支払関係

### (1) 自賠責保険の損害調査

当機構では、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく事業活動の一環として自賠責保険（共済）に関する損害調査を行っています。被害者救済を目的とする自賠責保険（共済）では、年間 100 万件以上の大量の請求事案を公平、均質かつ客観的に処理し、支払を行う必要があることから、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（金融庁・国土交通省告示）」（以下、「自賠責保険支払基準」といいます。）に基づいて損害調査が行われています。

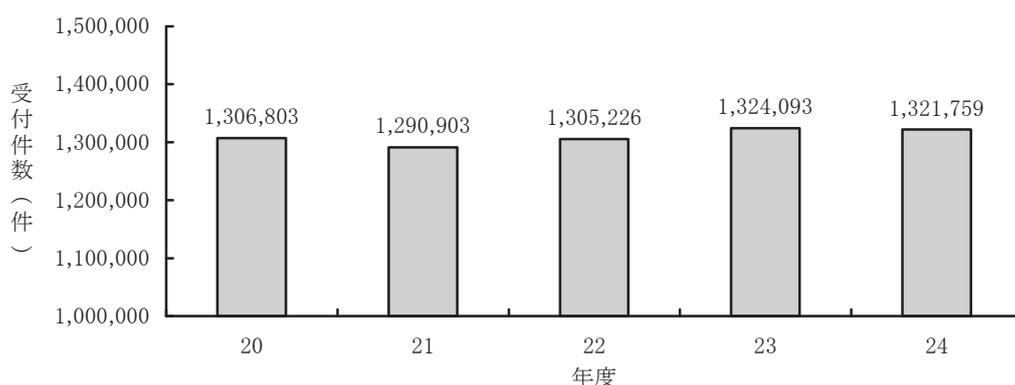
平成 26 年 1 月 1 日現在、当機構では全国に 7 か所の地区本部と 54 か所の自賠責損害調査事務所を設置し、損害保険会社 27 社、全労済の協同組合、全自共とその会員組合、交協連とその会員組合の引受けた自賠責保険（共済）に対する請求事案を対象として、損害調査を行っています。⇒巻末「Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要」（139 ページ）参照

### (2) 請求事案の処理状況

#### ① 自賠責損害調査事務所における受付件数

平成 24 年度に全自賠責損害調査事務所で受付けた自賠責保険（共済）の請求事案の件数は、第 6 図のとおり前年度とほぼ同水準の約 132 万件となっています。⇒第 6 表（74 ページ）参照

第 6 図 損害調査受付件数の推移

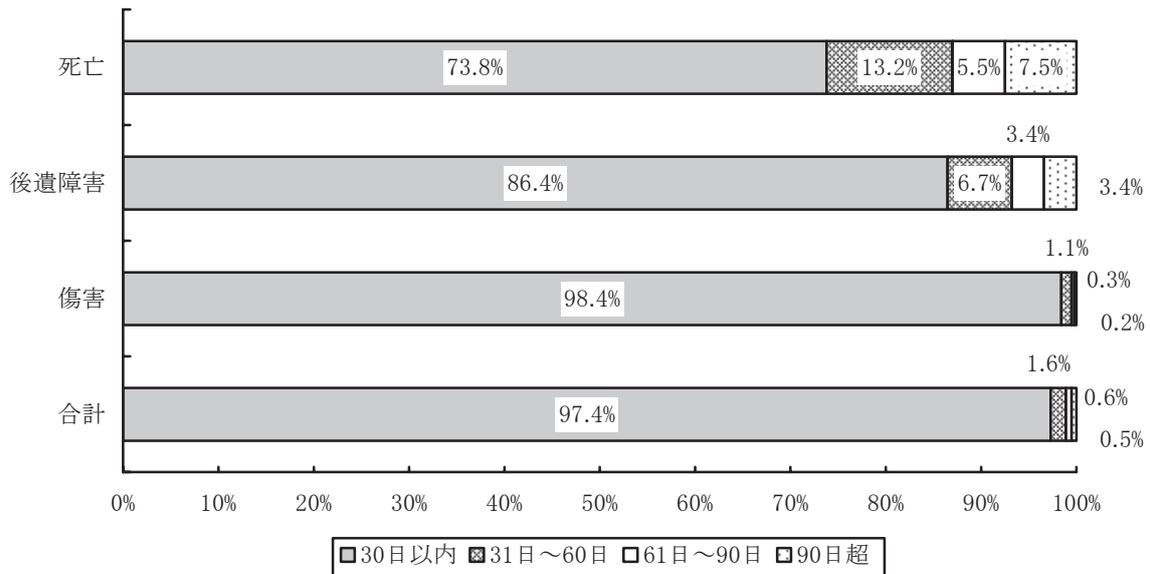


(注) 「受付件数」は、被害者などが自賠責保険（共済）に対して行った 1 回の請求を 1 件として集計しています。したがって、例えば 1 人の被害者が自賠責保険（共済）に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります（治療費や休業損害の請求を行った後、後遺障害の請求を行った場合はそれぞれを 1 件として集計しています。）。このため、自賠責保険の支払統計などの件数とは異なります。

② 損害調査の所要日数

平成24年度の自賠責損害調査事務所において、受付から30日以内に調査が完了した事案は、傷害事故では全体の98.4%（1,195,509件）、後遺障害事故では同86.4%（86,024件）、死亡事故では同73.8%（4,808件）となっています。

第7図 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈平成24年度〉



### (3) 保険金の支払状況

#### ① 平均支払保険金（合計）の推移

自賠責保険から被害者 1 名に対して支払われた平均支払保険金は、第 8 図のとおり平成 24 年度は 69.0 万円であり、前年度と比較して若干の減少となっています。

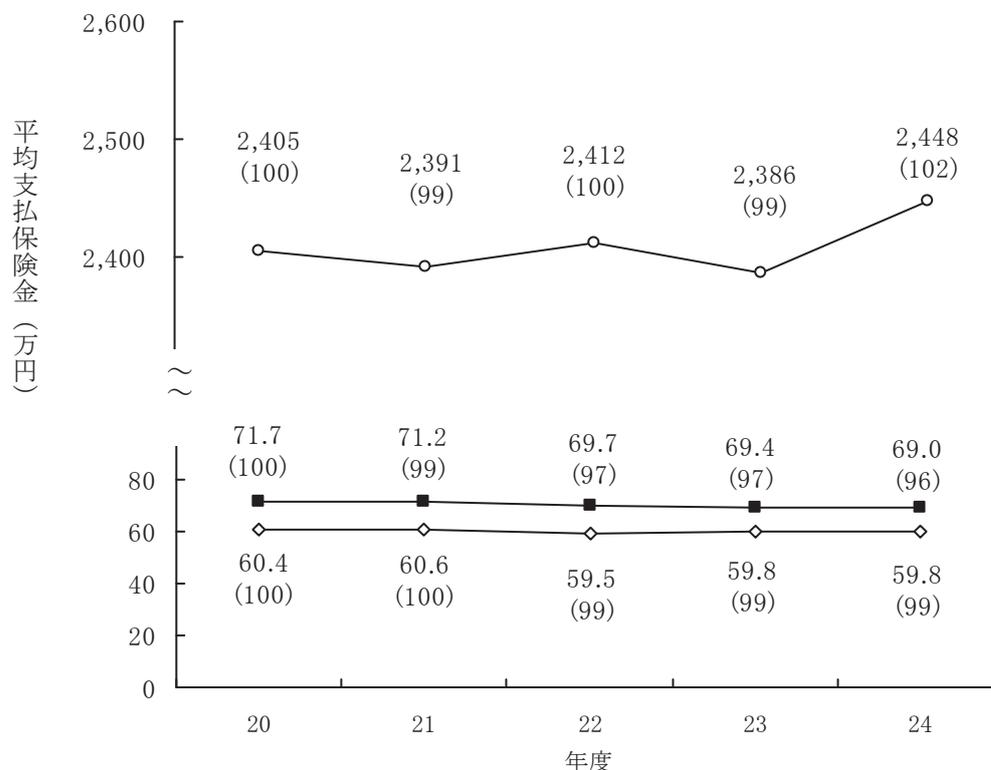
#### ② 死亡平均支払保険金の推移

死亡者 1 名に対して支払われた平均支払保険金は 2,448 万円であり、前年度と比較して若干の増加となっています。

#### ③ 傷害平均支払保険金の推移

負傷者 1 名に対して支払われた平均支払保険金（後遺障害を含む。）は 59.8 万円であり、前年度と同額となっています。

第 8 図 死亡・傷害事故別平均支払保険金の推移



○—死亡 ◇—傷害(後遺障害含む) ■—合計

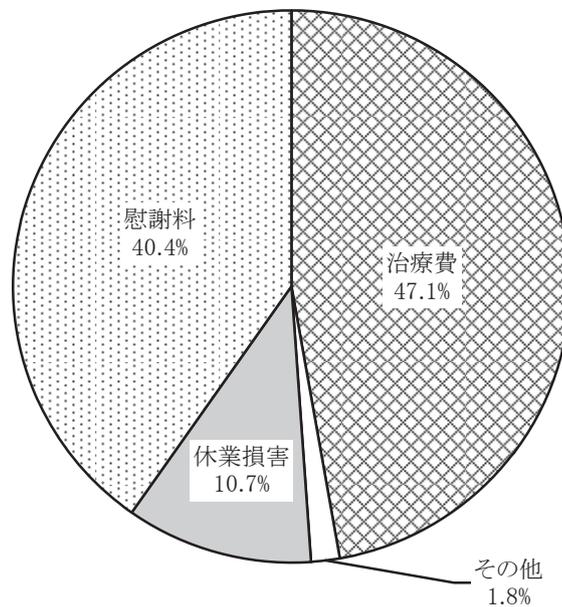
(注) ( ) 内の数値は、平成 20 年度を 100 とした指数です。

④ 損害（支払保険金）の内訳

平成 24 年度において自賠責保険から支払われた保険金 8,000 億円のうち、約 14%の 1,094 億円が死亡者に対して支払われ、残りの約 86%の 6,906 億円が負傷者に対して支払われています。⇒第 1 表（66 ページ）参照

また、被害者の傷害による損害額の費目別構成比は第 9 図のとおり、治療関係費（治療費＋その他）が 48.9%と約半数を占め、慰謝料が約 4 割、休業損害が残りの約 1 割となっています。

第 9 図 傷害による損害額の費目別構成比〈平成 24 年度〉



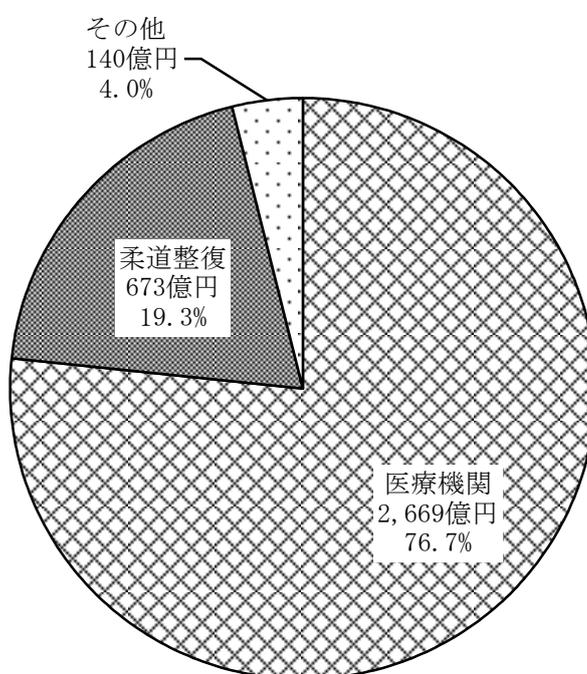
(注) 後遺障害の損害費目（逸失利益（事故にあわなければ将来得たであろう収入を失ったことによる損害）、慰謝料等）を除いています。

#### (4) 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、従来より自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診療報酬明細書、診断書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

自賠責保険における医療費の施設別請求状況は第 10 図のとおり平成 24 年度は総医療費 3,482 億円のうち、医療機関が 76.7% (2,669 億円)、柔道整復が 19.3% (673 億円) となっています。

第 10 図 施設別請求状況〈平成 24 年度〉



- (注) 1. 自賠責保険に請求のあった費用を集計したものであり、支払保険金ベースの集計とは一致しません。  
2. J A 共済を除く自賠責事業者について集計したものです。  
3. 「その他」には、薬局、歯科、あんま・はり・きゅうが含まれます。

### (5) 医療機関における現況

平成 24 年度の病院、診療所別の医療機関数の割合は第 11 図のとおり病院が 23.3%、診療所が 76.0%ですが、取扱件数の割合は病院が 50.9%、診療所が 48.0%となっています。

また、取扱件数の割合について経営主体別にみると、私的医療機関が全体の 82.2% (法人 47.4%、個人 34.8%) と大きなウェイトを占めています。

第 11 図 医療機関の経営主体別診療状況〈平成 24 年度〉

(単位：%)

経営主体		国	公 的	社会保険 団体	法 人	個 人	合 計
医療 機関 数 割 合	病 院	0.9	4.0	0.4	15.0	3.0	23.3
	診 療 所	0.0	1.0	0.1	22.9	52.1	76.0
	不 明	0.6					0.6
	合 計	0.9	5.0	0.5	37.8	55.1	100.0
取 扱 件 数 割 合	病 院	2.1	13.0	1.3	30.5	3.9	50.9
	診 療 所	0.0	0.3	0.0	16.9	30.8	48.0
	不 明	1.1					1.1
	合 計	2.1	13.2	1.3	47.4	34.8	100.0

(注) 1. 「病院」とはベッド数が 20 以上の医療機関をいい、「診療所」とはベッド数が 19 以下の医療機関をいいます。

2. 同一被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ 1 件として集計しています。

3. 経営主体の区分はおおむね次のとおりです。

国 ……国立、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院、独立行政法人労働者健康福祉機構など

公 的 ……地方自治体、地方独立行政法人、日赤、済生会、国民健康保険団体連合会など  
社会保険団体 ……健康保険組合、同連合会、共済組合、同連合会、国民健康保険組合、船員保険会など

法 人 ……上記以外の公益法人、医療法人、学校法人、会社など

## ① 総診療費、件数および平均診療費の推移

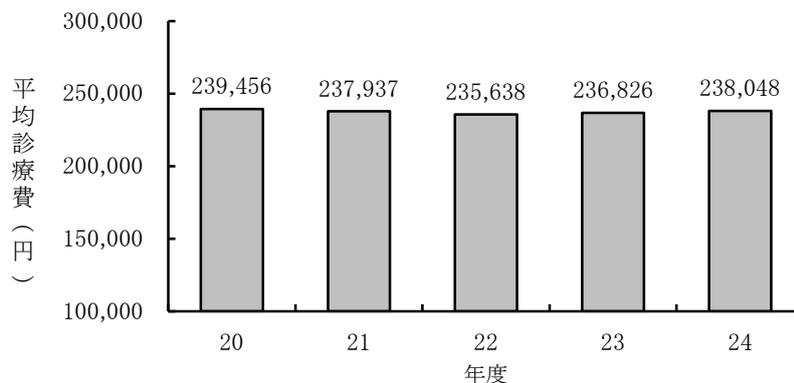
自賠責保険に対して請求のあった総診療費、件数および平均診療費の推移は、それぞれ第12図、第13図のとおりとなっています。

第12図 診療費および件数の推移

年 度	総診療費		件 数		平均診療費
	(千円)	指数	(件)	指数	
20	273,131,553	100.0	1,140,634	100.0	239,456
21	268,875,832	98.4	1,130,028	99.1	237,937
22	270,975,335	99.2	1,149,966	100.8	235,638
23	276,863,827	101.4	1,169,061	102.5	236,826
24	278,263,658	101.9	1,168,939	102.5	238,048

- (注) 1. 自賠責保険に請求のあった費用・件数を集計した推移です。  
 2. J A共済を除く自賠責事業者について集計したものです。  
 3. 指数は平成20年度を100としたものです。  
 4. 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています(例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となります)。

第13図 平均診療費の推移



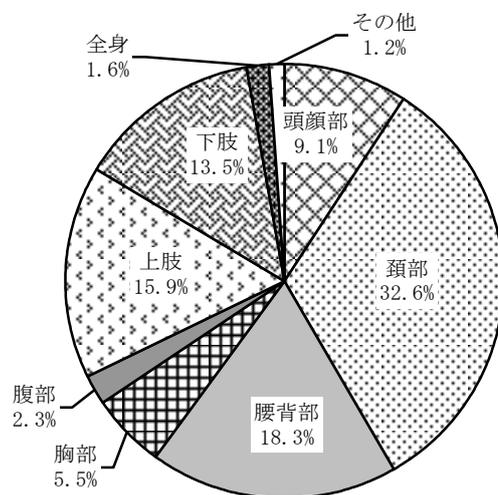
- (注) 1. 自賠責保険に請求のあった費用・件数を集計した推移です。  
 2. J A共済を除く自賠責事業者について集計したものです。  
 3. 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています(例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となります)。

## ② 自動車事故による受傷の状況

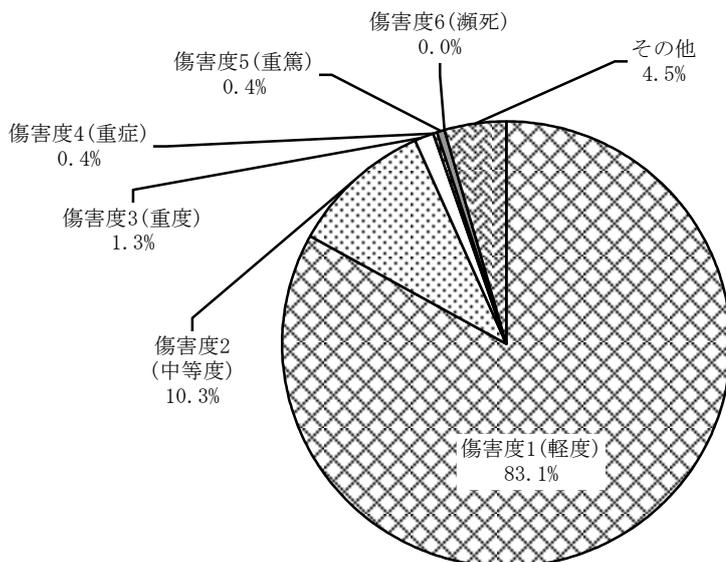
自動車事故により受傷した被害者について、受傷した身体を部位別の傷病数でみると、第14図のとおり、平成24年度においては頸部が32.6%と最も高い割合になっており、以下、腰背部が18.3%、上肢が15.9%、下肢が13.5%となっています（身体の2か所以上の部位に受傷した場合は、それぞれの部位を1件として集計しています。）。

また、受傷の程度別にみると、第15図のとおり軽度の傷害（傷害度1）が83.1%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます（同一被害者で複数の傷害度がある場合は、それぞれの傷害度を1件として集計しています。）⇒第7表（75ページ）参照

第14図 受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈平成24年度〉



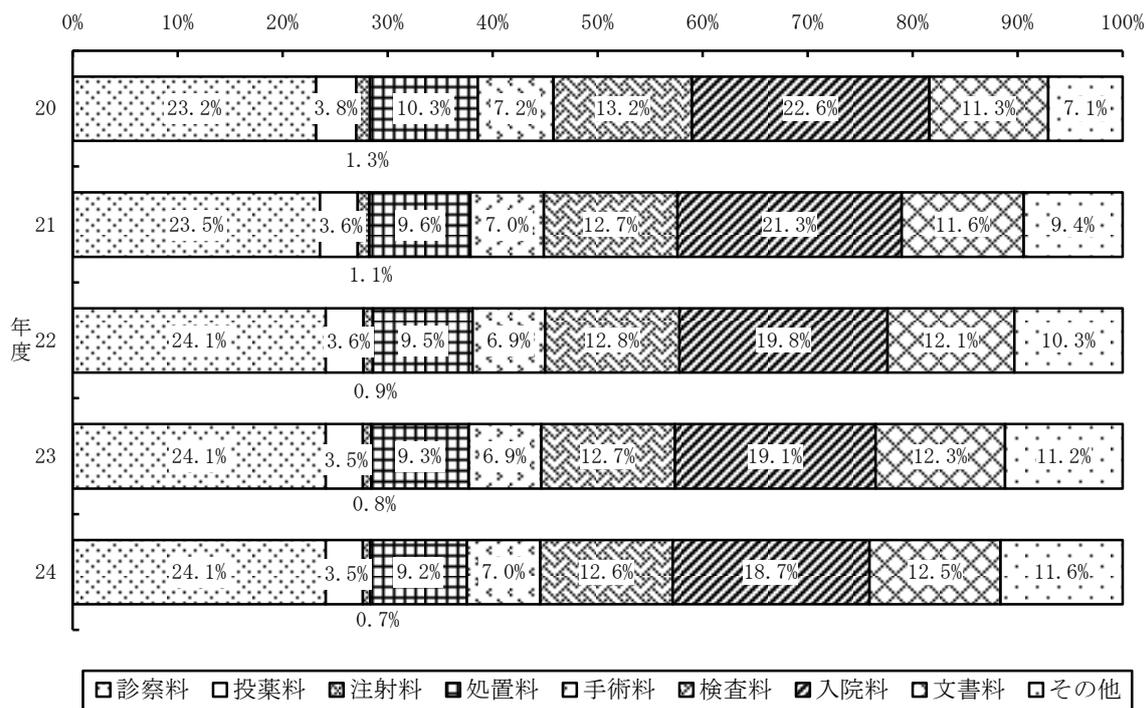
第15図 傷害度別傷病数構成比（傷害）〈平成24年度〉



③ 診療費の項目別構成比

自賠責保険に対して請求のあった診療費について、項目別の構成比をみると、第16図のとおり平成24年度は診察料が24.1%と最も高く、次いで入院料が18.7%となっています。

第16図 診療費の項目別構成比の推移（傷害）



## ④ 診療期間および診療実日数の推移

請求1件当たりの診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）は、第17図のとおりゆるやかな減少傾向が続いています。

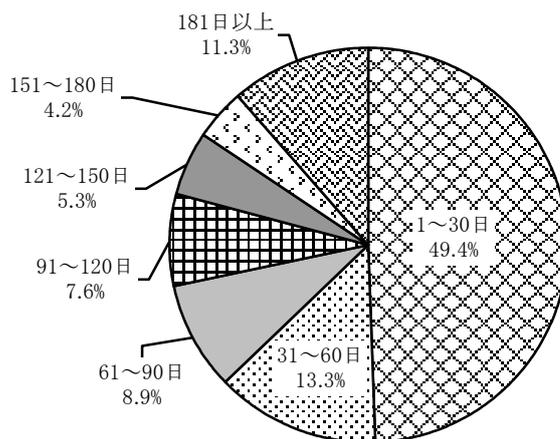
また、平成24年度における診療期間別の件数構成比をみると、第18図のとおり30日以内が49.4%と最も多くなっています。

第17図 診療期間および診療実日数の推移

年 度	診 療 期 間 (日)	診 療 実 日 数 (日)
20	69.3	21.4
21	68.3	21.1
22	67.5	20.7
23	68.1	20.4
24	68.8	20.2

(注) 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となります）。

第18図 診療期間別の件数構成比〈平成24年度〉

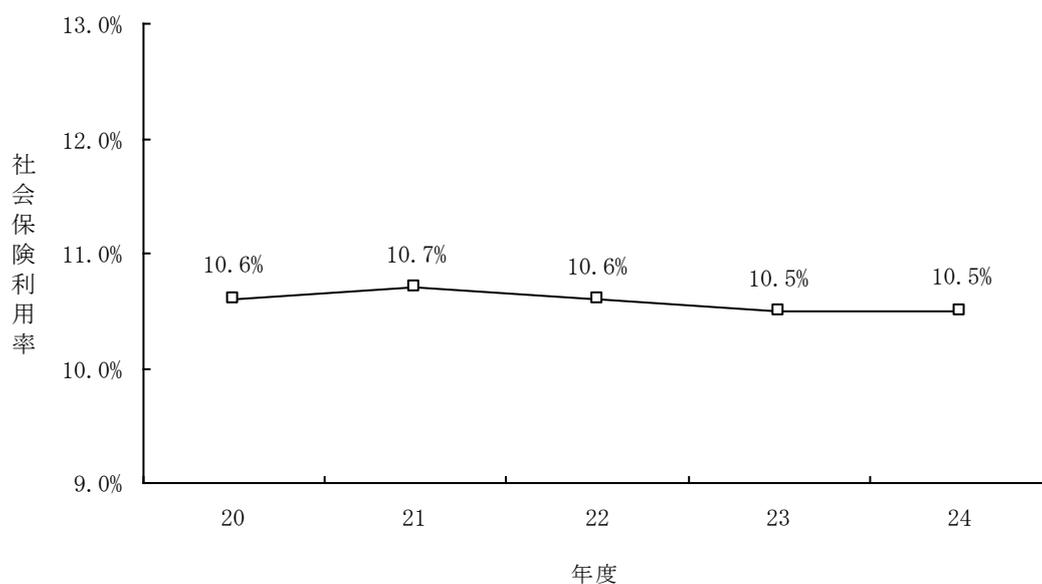


(注) 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となります）。

⑤ 社会保険の利用状況

第19図は、自動車事故における社会保険利用率の推移を示したものであり、ほぼ同水準で推移しています。

第19図 社会保険利用率の推移



⑥ 自賠責保険診療報酬基準案の策定および実施状況

自賠責保険診療報酬基準案は、昭和59年12月の自賠責保険審議会答申に基づき、平成元年6月、自算会および(社)日本損害保険協会により、(社)日本医師会(組織名はいずれも当時のもの)の協力を得て、交通事故医療がいわゆる自由診療で行われた場合の診療費請求の目安(ガイドライン)として作成されました。

現在46都道府県においてこの基準案が実施されており、未実施地区においても、実施に向けた取り組みが行われています。

## (6) 柔道整復における現況

## ① 柔道整復総施術費、件数および平均施術費の推移

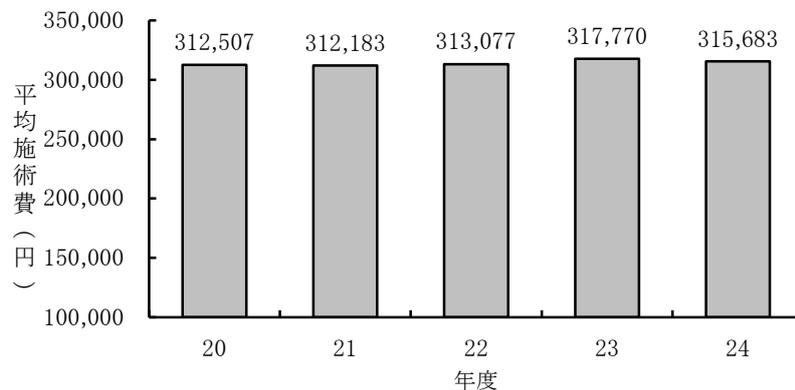
自賠責保険に対して請求のあった総施術費、件数および平均施術費の推移は、それぞれ第20図、第21図のとおりとなっています。

第20図 柔道整復総施術費および件数の推移

年 度	総施術費		件 数		平均施術費 (円)
	(千円)	指数	(件)	指数	
20	45,291,399	100.0	144,929	100.0	312,507
21	47,836,080	105.6	153,231	105.7	312,183
22	53,395,305	117.9	170,550	117.7	313,077
23	61,259,004	135.3	192,778	133.0	317,770
24	67,339,374	148.7	213,313	147.2	315,683

- (注) 1. 自賠責保険に請求のあった費用・件数を集計した推移です。  
 2. J A共済を除く自賠責事業者について集計したものです。  
 3. 指数は平成20年度を100としたものです。  
 4. 1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、1件として集計しています(例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります)。

第21図 平均施術費の推移



- (注) 1. 自賠責保険に請求のあった費用・件数を集計した推移です。  
 2. J A共済を除く自賠責事業者について集計したものです。  
 3. 1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、1件として集計しています(例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります)。

## ② 施術期間および施術実日数の推移

請求1件当たりの施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、第22図のとおりここ数年約53日で推移しています。

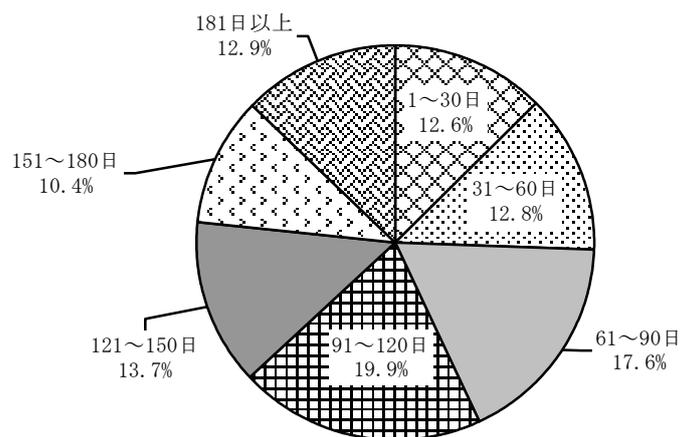
また、平成24年度における施術期間別の件数構成比をみると、第23図のとおり91日以上120日以内が19.9%と最も多くなっています。

第22図 施術期間および施術実日数の推移

年 度	施 術 期 間 (日)	施 術 実 日 数 (日)
20	104.9	52.8
21	103.7	52.6
22	104.5	52.5
23	106.5	53.2
24	107.7	53.2

(注) 1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、1件として集計していません（例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります）。

第23図 施術期間別の件数構成比〈平成24年度〉



(注) 1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、1件として集計していません（例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります）。

(7) 後遺障害認定の現況

① 後遺障害支払件数の推移

第 24 図は後遺障害支払件数の推移を示したものです。平成 24 年度の後遺障害支払件数は 60,180 件となっており、傷害支払件数における割合はここ数年 5%台で推移しています。

第 24 図 後遺障害支払件数の推移

年 度	傷 害		割 合 (B/A) (%)
	A (件)	後遺障害 B (件)	
20	1,127,755	61,016	5.4
21	1,117,373	62,452	5.6
22	1,136,876	61,037	5.4
23	1,155,536	61,824	5.4
24	1,154,370	60,180	5.2

② 後遺障害の等級別・系列別構成比

自賠責保険の後遺障害は、介護を要する後遺障害（第1級・第2級）および後遺障害（第1級～第14級）に区分され、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。なお、自動車損害賠償保障法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一」、後遺障害は「別表第二」に定められています。⇒第2部6.後遺障害等級表（58ページ）参照  
後遺障害等級別の件数構成比、主たる系列別の件数構成比は、それぞれ下図のとおりとなっています。

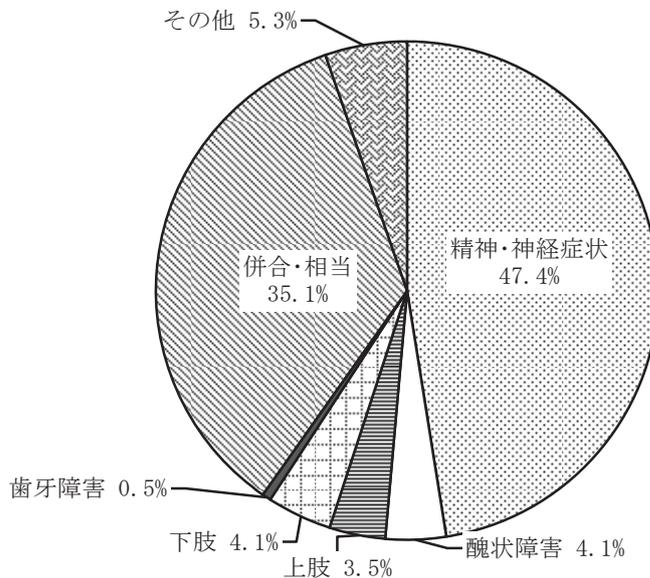
第25図 後遺障害等級別件数構成比〈平成24年度〉

（単位：％）

等級	別表第一 （介護を要する 後遺障害）		別表第二 （後遺障害）														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
構成比	1.25 (1.29)	0.67 (0.75)	0.06 (0.07)	0.18 (0.19)	0.53 (0.54)	0.27 (0.32)	0.68 (0.75)	0.90 (0.97)	1.82 (2.18)	2.91 (2.86)	3.11 (2.65)	3.27 (3.33)	6.50 (6.69)	17.57 (17.68)	0.92 (1.02)	59.37 (58.71)	100.00 (100.00)

- (注) 1. 平成14年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。  
2. ()内は平成23年度の構成比です。

第26図 後遺障害系列別件数構成比〈平成24年度〉



- (注) 「併合・相当」とは、後遺障害等級を2つ以上有する場合に1つの等級に認定したもの（併合）、または、各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって各等級の後遺障害を準用して認定したもの（相当）です。そのため、個々の系列には区分できません。

## (8) 自賠責保険（共済）から支払が行われない場合・減額される場合の取扱い

### ① 支払が行われない場合

自賠責保険（共済）は、自動車の運行によって他人を死傷させ、加害者が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払が行われるものです。したがって、加害者に法律上の損害賠償責任が発生しない事故（いわゆる「無責」事故）<sup>(注)1</sup> や自賠責保険（共済）の対象とならない事故（いわゆる「対象外」事故）<sup>(注)2</sup> については、自賠責保険（共済）は支払われません。

「無責」および「対象外」事故の件数の推移は、第27図のとおりとなっています。

(注) 1. 「無責」事故：加害者が次の3条件をすべて立証できる場合、法律上の損害賠償責任を負いません。

- (1) 自己および運転者が自動車の運行に関して注意を怠らなかったこと
- (2) 被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
- (3) 自動車に構造上の欠陥または機能上の障害がなかったこと

2. 「対象外」事故：次のようなケースが考えられます。

- (1) 自動車の運行によって死傷したものでない場合（例えば、駐車場に駐車している自動車に、遊んでいる子どもがぶつかって死傷した場合）
- (2) 被害者が「他人」でない場合（例えば、被害者所有の自動車を友人が運転中に自損事故を起こし、その自動車に同乗していた自動車の所有者が死傷した場合）

第27図 無責・対象外事故件数の推移

(単位：件)

年 度	死 亡		傷 害	
	無 責	対象外	無 責	対象外
20	527	81	6,639	1,157
21	463	73	7,155	1,228
22	412	75	7,455	1,352
23	478	56	7,818	1,401
24	345	58	6,437	1,233

(注) 被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

② 支払が減額される場合

ア. 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険（共済）においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、その過失割合に応じて、次のとおり損害額から20%、30%、50%の減額を行うことになっています。損害額が保険金額を超える場合には、保険金額から減額されます。

減額適用上の被害者の過失割合	死亡による損害 後遺障害による損害	傷害による損害
7割未満の場合	減額なし	
7割以上8割未満の場合	20%減額	20%減額
8割以上9割未満の場合	30%減額	
9割以上10割未満の場合	50%減額	

イ. 因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険（共済）では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「重大な過失による減額」および「因果関係判断困難による減額（死亡事案）」の件数の推移は、第28図のとおりとなっています。

第28図 支払が減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年 度	減額適用上の被害者の過失割合			計	因果関係判断困難 (死亡事案)
	7割以上 8割未満	8割以上 9割未満	9割以上 10割未満		
20	5,322	10,544	2,663	18,529	40
21	5,224	10,372	2,582	18,178	40
22	5,140	10,826	2,662	18,628	41
23	5,200	10,710	2,625	18,535	57
24	4,963	10,996	2,499	18,458	43

(注) 被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

### (9) 審査会における審査件数

前記(8)のように、自賠責保険(共済)からの支払が行われない無責事案や重大な過失による減額の適用事案となる可能性があるケース、後遺障害の等級認定が困難なケース、および異議申立てがあったケースなどにおいては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。

そこで、当機構では、平成10年4月以降、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として、「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置し審査を行ってきました。さらに、それぞれの審査会の結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行ってきました。

また、平成12年6月の自賠責保険審議会答申に沿って被害者救済を一層充実させる観点から、平成13年1月より、本部および全国9か所(当時)の地区本部に順次「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。<sup>(注)</sup>

なお、平成14年4月1日の自賠法改正に伴い、従来の「自賠責保険有無責等再審査会/自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止し、「自賠責保険有無責等審査会/自賠責保険後遺障害審査会」については、専門部会を設置して審査体制をより一層充実させた「自賠責保険(共済)審査会」による新たな審査体制となっています。上記の「自賠責保険高次脳機能障害審査会」もこれに伴い後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。また、脳の損傷を伴わない精神障害(非器質性精神障害)については、「非器質性精神障害専門部会」を設け、審査を行う体制となっています。

⇒巻末「Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要」(139ページ)参照

平成24年度に「自賠責保険(共済)審査会」で審査を行った件数は、第29図、第30図、第31図のとおりとなっています。

(注) 高次脳機能障害とは、事故などで脳が損傷されたために認知障害、人格変化等の症状が発現する障害です。仕事や日常生活に支障を来し、また、半身の運動麻痺や起立・歩行の不安定などの神経症状を伴うことがあるとされています。

第 29 図 有無責等の専門部会〈平成 24 年度〉

(単位：件)

死傷別	審査結果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無責	再調査	その他	
死亡	88 (86)	389 (379)	345 (473)			
傷害	217 (164)	672 (578)	519 (643)	111 (66)	528 (523)	2,869 (2,912)
合計	305 (250)	1,061 (957)	864 (1,116)			

(注) 1. ( ) 内は平成 23 年度の件数です。

2. 「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

第 30 図 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会〈平成 24 年度〉

(単位：件)

審査結果				審査件数
等級変更あり	等級変更なし	再調査	その他	
705 (741)	10,683 (9,739)	196 (198)	58 (71)	11,642 (10,749)

(注) 1. ( ) 内は平成 23 年度の件数です。

2. 「その他」は、時効等が問題となった件数です。

第 31 図 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会〈平成 24 年度〉

高次脳機能障害

(単位：件)

地区本部 審査件数	本部 審査件数
4,188 (3,860)	765 (644)

(注) ( ) 内は平成 23 年度の件数です。

非器質性精神障害

(単位：件)

地区本部 審査件数	本部 審査件数
532	631

(注) 平成 24 年度より新たな審査体制となっていることから、前年度件数は掲載していません。



## Ⅱ．政府保障事業

### (1) 保障事業の概要

#### ① 目的

保障事業は、「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下同じ）」<sup>(注)</sup>にあったために、自賠責保険（共済）による救済の対象にならない被害者について、政府（国土交通省）がその損害のてん補を行う制度です。

なお、政府（国土交通省）は、損害のてん補をしたときは、その支払った金額を限度として、被害者が賠償責任のある者（加害運転者等）に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府はその者に求償を行います。

(注) 「ひき逃げ事故」とは、自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含みます。

「無保険事故」とは、有効な自賠責保険（共済）が契約されていない車両が起こした事故を指します。

#### ② 支払限度額

保障事業から支払われるてん補金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払や社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他 21 法令による制度）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額をてん補金の限度額から控除します。

#### ③ 保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、てん補額の決定以外の支払請求の受理・損害額に関する調査・損害てん補額の支払等の業務を、損害保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。

#### ④ 財源

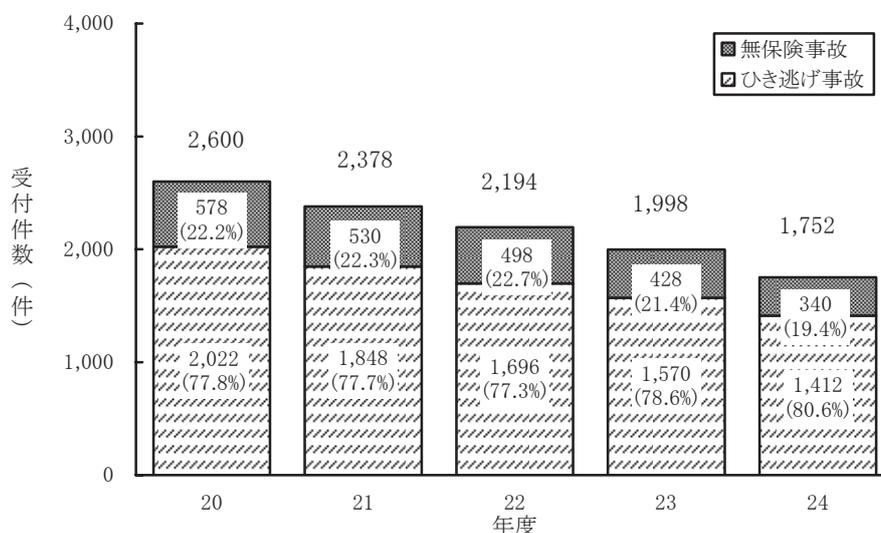
保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

## (2) 保障事業の受付状況

平成 24 年度における当機構の保障事業受付件数は、第 32 図のとおり 1,752 件となっており、前年度に比べ 12.3%の減少となっています。⇒第 10 表 (78 ページ) 参照

また、平成 23 年度に支払われた保障金は、第 33 図のとおり合計約 28 億円であり、前年度とほぼ同水準となっていますが、死亡・傷害別の平均支払額をみると、死亡は平成 21 年度以降は増加傾向、傷害は平成 22 年度以降は減少傾向となっています。

第 32 図 受付件数の推移



(注) 本図の数値は、J A 共済における取扱いは含みません。

第 33 図 支払保障金の推移

年度	死 亡		傷 害		合 計	
	人数	平均支払額	人数	平均支払額	人数	総支払額
	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(百万円)
19	84	20,952	2,733	688	2,817	3,640
20	64	19,280	2,414	709	2,478	2,946
21	67	22,090	2,163	853	2,230	3,325
22	52	22,769	1,954	829	2,006	2,802
23	55	23,344	2,033	753	2,088	2,816

(注) 1. 本図の数値は、国土交通省統計資料「政府保障事業の保障金支払状況の推移」によります。

2. 本図の数値は、J A 共済を含め全ての共済における取扱いを含みます。

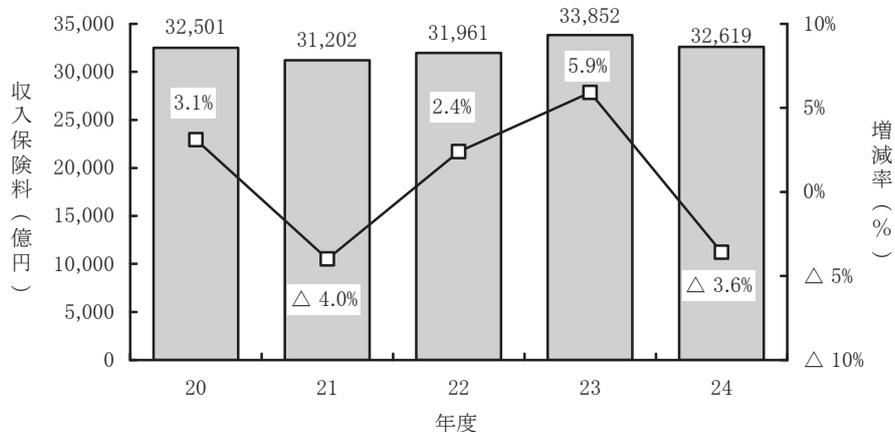
### Ⅲ. 任意自動車保険

#### 1. 収支関係

##### (1) 収入保険料

平成 24 年度の任意自動車保険の収入保険料は、第 34 図のとおり 3 兆 2,619 億円となっており、前年度に比べ 1,233 億円 (3.6%) の減少となりました。⇒第 11 表 (79 ページ) 参照

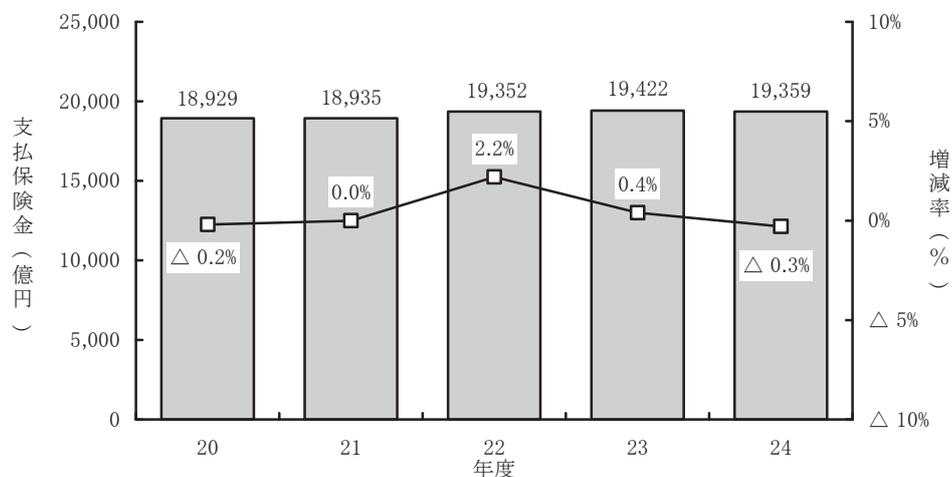
第 34 図 収入保険料と増減率の推移



##### (2) 支払保険金

平成 24 年度の任意自動車保険の支払保険金は、第 35 図のとおり 1 兆 9,359 億円となっており、前年度に比べ 63 億円 (0.3%) の減少となりました。⇒第 11 表 (79 ページ) 参照

第 35 図 支払保険金と増減率の推移



### (3) 契約状況

任意自動車保険における主な契約引受状況は、次のとおりです。

#### ① 年齢条件別の契約状況

年齢条件とは、保険金支払の条件として被保険自動車の運転者の年齢を設定したものをいい、例えば「21歳以上補償」とした場合は、原則として運転者が21歳以上の場合にのみ保険金が支払われます。従来、年齢条件は「年齢を問わず補償」、「21歳以上補償」、「26歳以上補償」の他、「30歳以上補償」や「35歳以上補償（第36図では「その他」として集計しています。）」等がありましたが、近年、これらが簡素化される傾向にあり、第36図のとおり「30歳以上補償」が減少しています。⇒第21表（100ページ）参照

第36図 年齢条件別契約台数構成比〈平成24年度〉

(単位：%)

年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	30歳以上補償	その他	合計
2.8 (2.8)	9.4 (9.7)	24.2 (19.4)	13.4 (20.3)	50.2 (47.8)	100.0 (100.0)

(注) ( ) 内は平成23年度の構成比です。

#### ② 対人賠償責任保険の保険金額別契約状況

平成24年度の対人賠償責任保険の保険金額別契約台数構成比は、第37図のとおり「無制限」の構成比が全体の99.3%を占めています。⇒第19表（96ページ）参照

第37図 対人賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比〈平成24年度〉

(単位：%)

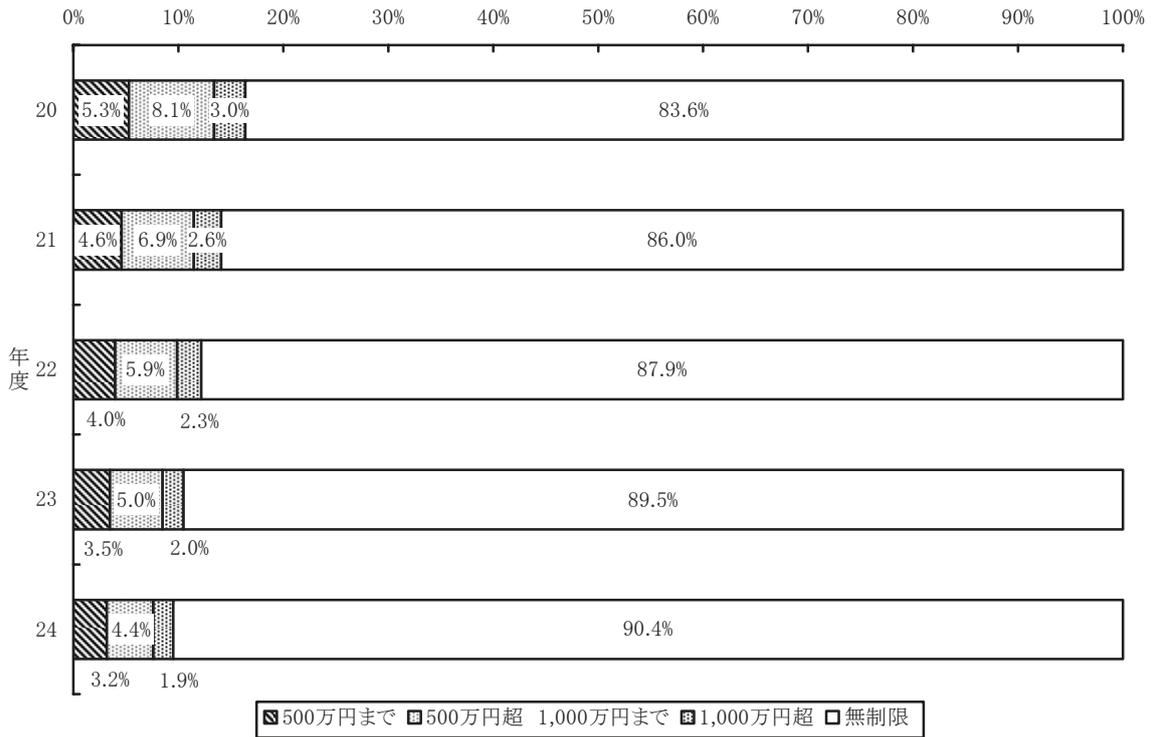
2,000万円まで	2,000万円超 5,000万円まで	5,000万円超 1億円まで	1億円超 2億円まで	無制限	合計
0.2 (0.2)	0.1 (0.2)	0.3 (0.4)	0.0 (0.0)	99.3 (99.3)	100.0 (100.0)

(注) ( ) 内は平成23年度の構成比です。

③ 対物賠償責任保険の保険金額別契約状況

平成 24 年度の対物賠償責任保険の保険金額別契約台数構成比は、第 38 図のとおり「無制限」の構成比が全体の 90.4%を占めており、過年度から増加傾向が続いていますが、その増加率は鈍化しています。⇒第 20 表 (98 ページ) 参照

第 38 図 対物賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比の推移

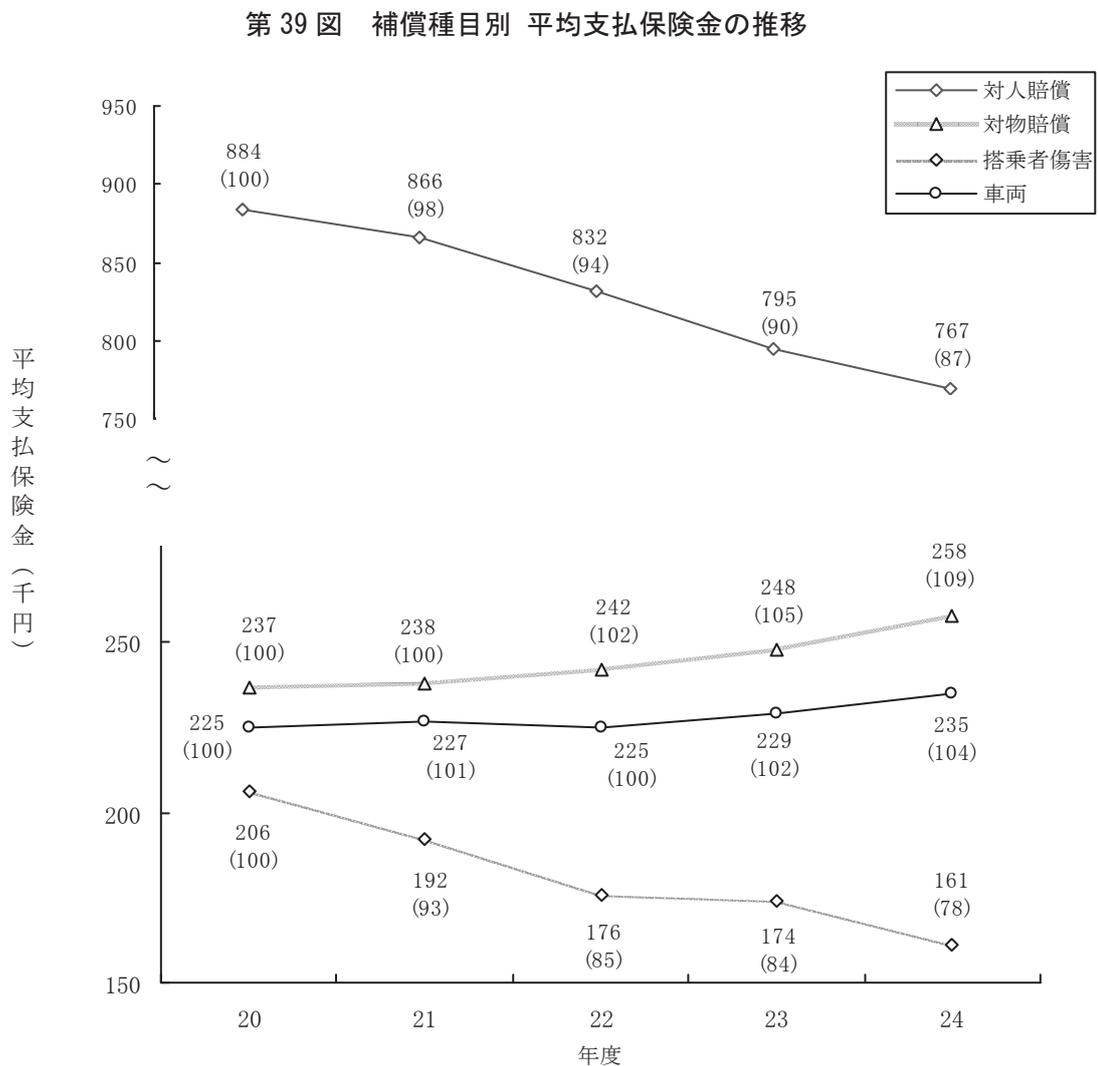


## 2. 保険金支払関係

### (1) 保険金の支払状況

#### ① 補償種目別の平均支払保険金

補償種目別の請求 1 件当たり（対人賠償責任保険および搭乗者傷害保険においては死傷者 1 名当たり、対物賠償責任保険においては 1 事故当たり、車両保険においては 1 事故 1 台当たり）の平均支払保険金は、第 39 図のとおりとなっています。⇒第 12 表（80 ページ）参照



(注) 1. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償責任等を担保する保険契約）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除いています。

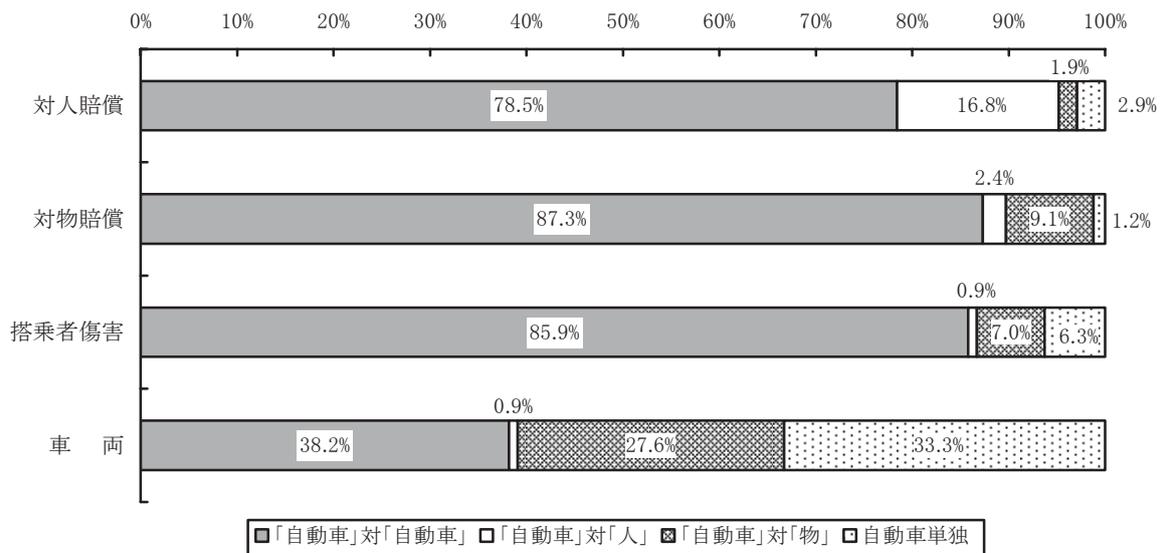
2. ( ) 内の数値は、平成 20 年度を 100 とした場合の指数です。

② 補償種目別の事故類型別支払状況

平成 24 年度の事故類型別支払件数構成比は、第 40 図のとおり全体的には「自動車」対「自動車」の事故が多数を占めていますが、補償種目別にみるとその構成比に差異がみられます。

⇒第 22 表（102 ページ）参照

第 40 図 補償種目別 事故類型別支払件数構成比（平成 24 年度）

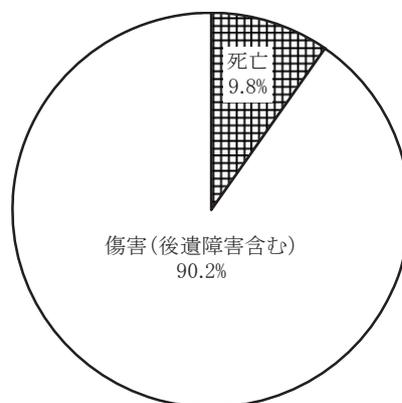


(2) 対人賠償責任保険の現況

① 対人賠償責任保険の保険金種類別支払状況

平成 24 年度の対人賠償責任保険の保険金種類別（死亡、傷害別）支払保険金構成比は、第 41 図のとおり傷害（後遺障害を含む。）が 90.2%を占めています。⇒第 13 表（84 ページ）参照

第 41 図 対人賠償責任保険 保険金種類別支払保険金構成比（平成 24 年度）



## ② 一括払制度

自動車事故の対人賠償責任をカバーする保険は、自賠責保険とこれを補完する任意自動車保険における対人賠償責任保険の2つがあります。

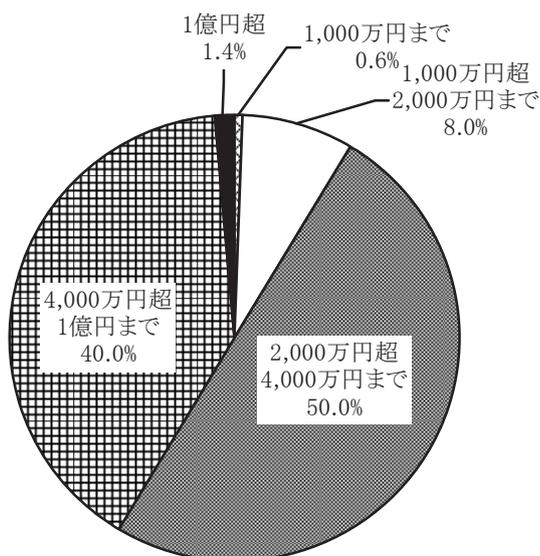
このように対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、昭和48年8月より自賠責保険と任意自動車保険の一括払制度が導入されています。本制度は、任意自動車保険会社が被害者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

## ③ 対人賠償責任保険における死亡事故認定額構成比

平成24年度の対人賠償責任保険における死亡事故認定額<sup>(注)</sup>の構成比は、第42図のとおりとなっており、これによれば4,000万円超の認定額事案はおよそ4割を占めています。

(注) 「認定額」とは、下積み部分の自賠責保険と上積み部分の任意自動車保険の双方で認定された積極的財産損害（治療関係費・葬儀関係費等）、消極的財産損害（死亡による逸失利益等）と精神的損害の合計額です。

第42図 対人賠償責任保険 死亡事故認定額構成比〈平成24年度〉

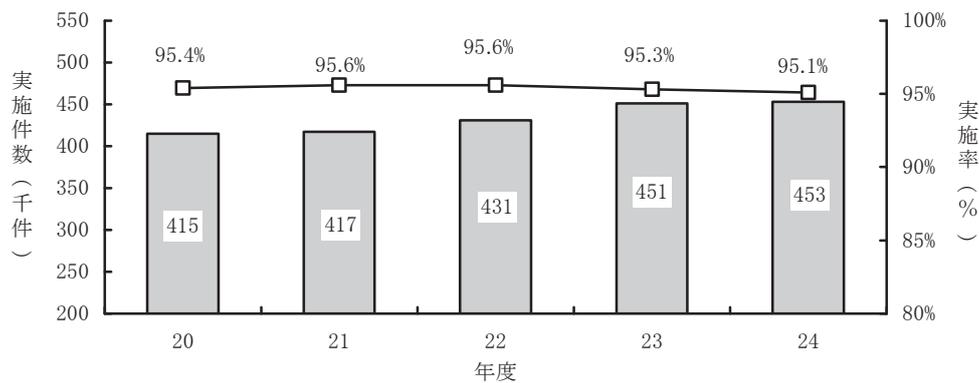


④ 対人賠償責任保険における保険金内払実施状況

平成 24 年度における内払の実施状況は、第 43 図のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払があったもののうち、95.1%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの便宜を図るために内払が実施されているものと考えられます。

第 43 図 対人賠償責任保険 内払実施状況の推移

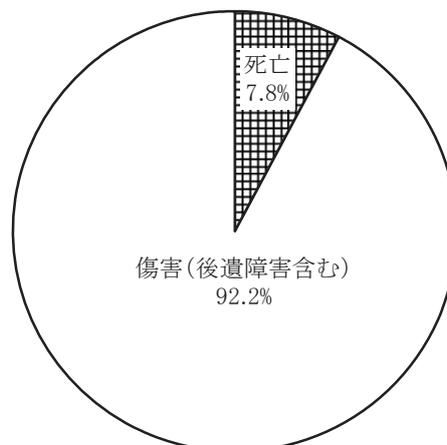


(3) 搭乗者傷害保険の現況

① 搭乗者傷害保険の保険金種類別支払状況

平成 24 年度の搭乗者傷害保険の保険金種類別(死亡、傷害別)支払保険金構成比は、第 44 図のとおり傷害(後遺障害を含む。)が 92.2%を占めています。⇒第 14 表(86 ページ)参照

第 44 図 搭乗者傷害保険 保険金種類別支払保険金構成比〈平成 24 年度〉

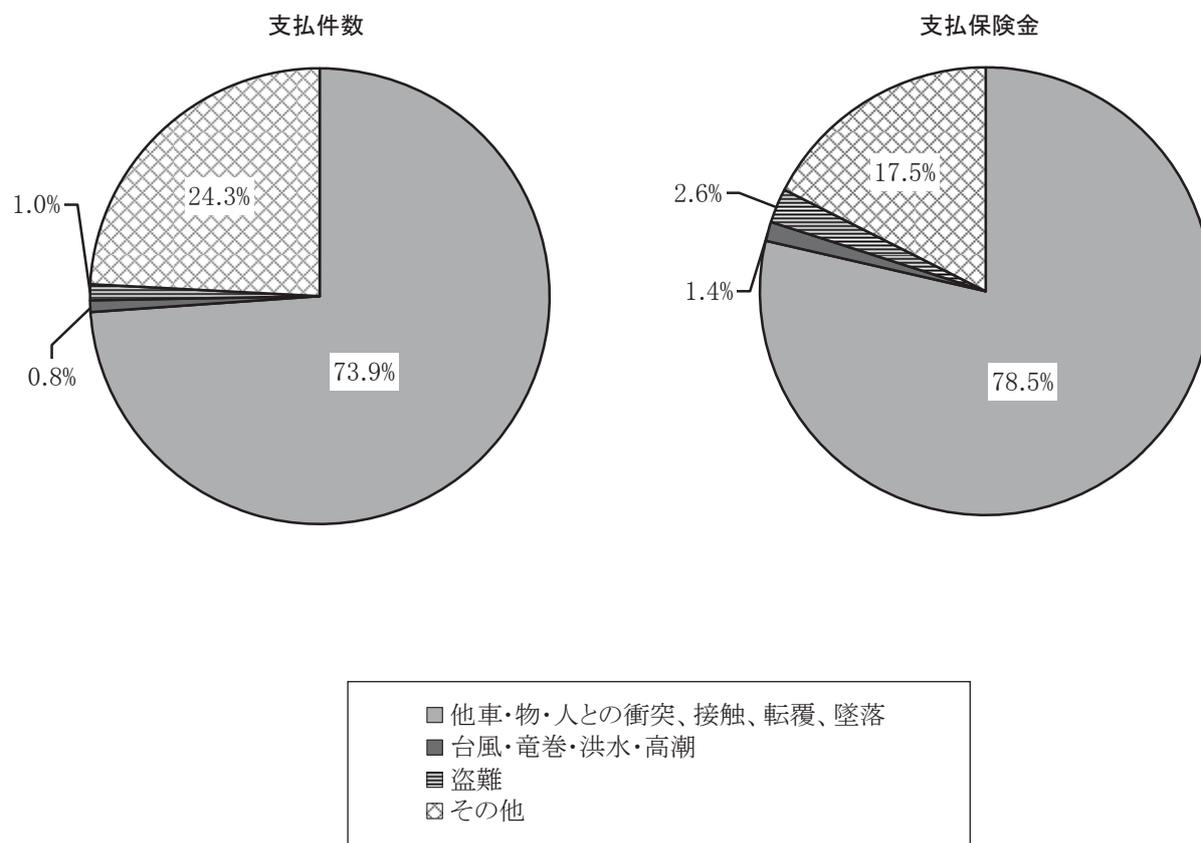


#### (4) 対物賠償責任保険および車両保険の現況

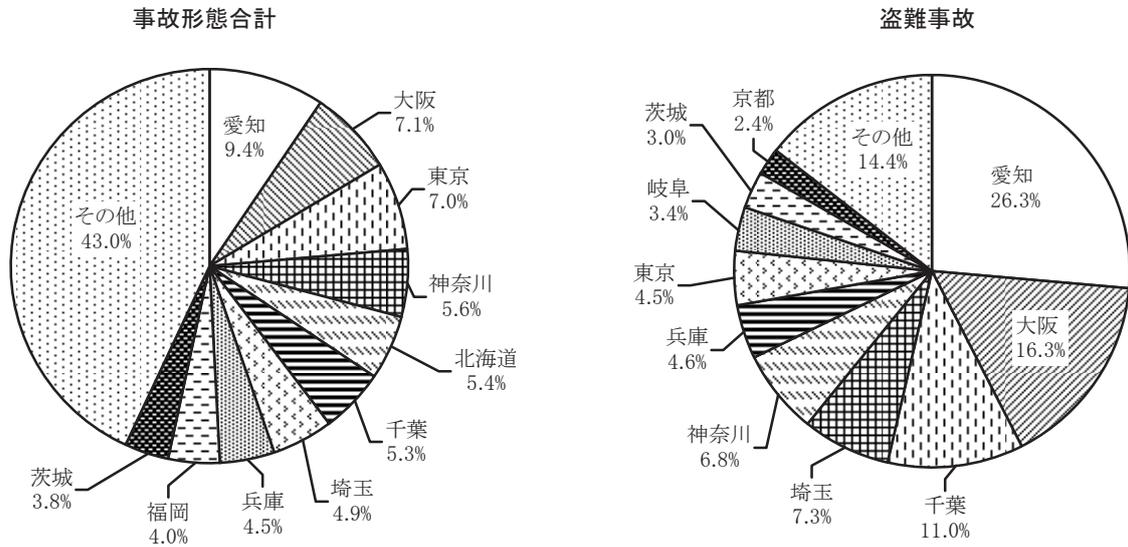
##### ① 車両保険の事故形態別支払状況

平成 24 年度の車両保険の事故形態別支払件数・支払保険金の構成比は、第 45 図のとおりです。支払保険金ベースでみると、「他車・物・人との衝突、接触、転覆、墜落」事故が全体の 78.5% を占めています。また、「盗難」事故は支払件数ベースでは 1.0% となっていますが、支払保険金ベースでは 2.6% となっており、1 件当たりの支払保険金の大きさがうかがえます。また、事故形態合計と盗難事故の都道府県別支払保険金構成比は第 46 図のとおりとなっています。  
⇒第 23 表 (104 ページ) 参照

第 45 図 車両保険 事故形態別支払構成比〈平成 24 年度〉



第 46 図 車両保険 都道府県別支払保険金構成比〈平成 24 年度〉



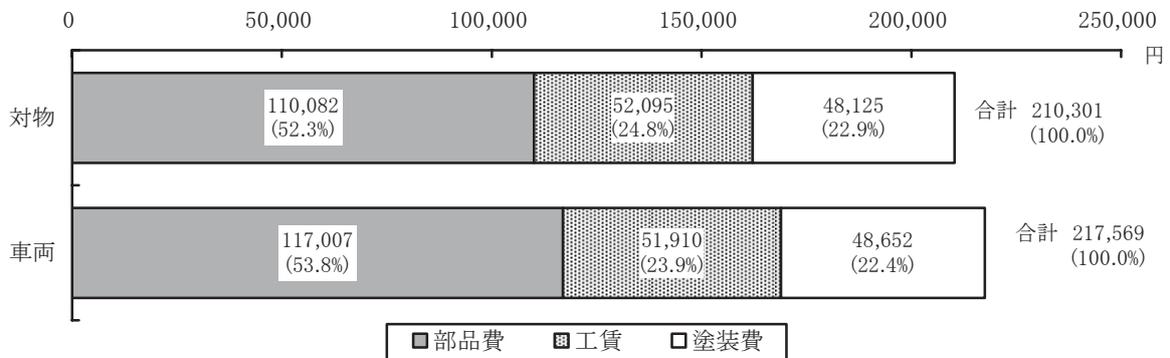
② 修理費費目別構成比

事故の被害物については、車両保険はもちろんのこと、対物賠償責任保険においてもほとんどが自動車の損害となっています。また、自動車の損害のほとんどが分損であり、その支払保険金の大半は「修理費」<sup>(注)</sup>が占めています。この修理費は部品費・工賃・塗装費から構成されています。

平成 24 年度における修理費全体に占める各費目の割合は、第 47 図のとおり部品費の割合が対物賠償責任保険において 52.3%、車両保険において 53.8%を占めており、部品費が修理費全体に最も大きな影響を与えているといえます。

(注) 修理費とは、自己の過失分や免責金額等を差し引いていない金額です。

第 47 図 1 台あたり修理費費目別金額および構成比〈平成 24 年度〉



## 第2部 自動車保険関連情報

I. 自賠責保険における制度改定の推移

II. 海外関係

# I. 自賠責保険における制度改定の推移

## 1. 自賠責保険 制度の推移

年月日	事項	摘要
昭和30年7月29日	自動車損害賠償保障法（自賠法）公布	自賠法が公布された。ただし、施行については昭和30年8月から翌31年2月までの間、段階的に行われた。
30年12月1日	自賠責保険の引受開始	自賠責保険契約に関する規定の施行に伴い、各損害保険会社が、自賠責保険事業の免許ならびにその普通保険約款および保険料率の認可を受け、自賠責保険の引受を開始した。
	共同査定事務所の開設	共同査定事務所は、自賠責保険の損害査定を行う機関として、昭和30年12月から翌31年1月末までの間に、全国主要都市53か所に設置された。（昭和39年2月1日、自動車保険料率算定会（当時）の設立に伴い同会に継承されるとともに、「査定事務所」と改称された。その後、昭和47年1月には「調査事務所」へ、さらに平成14年7月には「自賠責損害調査事務所」へと改称された。）
31年2月1日	自賠責保険契約の締結強制の実施（自賠法第5条の施行）	乗合、営業用乗用、自家用乗用および普通貨物等の8車種について、自賠責保険の締結強制が実施された。小型貨物車3車種については2月11日から、小型二輪自動車、軽自動車、その他については2月21日から実施された。
37年8月1日	保険期間と車検証有効期間とのリンク	自賠責保険の付保率向上のため関係法令が改正され、自動車登録および自動車検査を受ける際には、自動車検査証の有効期間をカバーする自賠責保険証明書の提示を必要とする制度が設けられた。
	軽自動車へのステッカー制度の導入	軽自動車には自動車検査制度が導入されていなかったため、保険契約締結車に保険期間を表示した保険標章（保険ステッカー）を貼付させ、自賠責保険付保の有無を一目で判別できるようにした。
39年2月1日	後遺障害保険金額の別建	被害者救済を保険給付面から一層充実させることを目的として、後遺障害による損害について、傷害の保険金額とは別枠で、後遺障害の程度に応じ第1級～第12級までの保険金額が新設された。また、死亡の保険金額とは別枠で、死亡に至るまでの傷害による損害の保険金額が新設された。 なお、傷害の保険金額には重傷・軽傷の区分があったが、その区分の基準が不明確であるなどの理由から、この区分は廃止された。
41年4月1日	内払制度の実施	保険金は総損害額が確定してから支払われるが、傷害事故で治療期間が長期にわたるような場合、請求者（被害者・加害者の双方）に経済的負担が生じる。この負担を少しでも軽減し、被害者救済ならびに被保険者保護を図るため、保険会社の自主的サービスとして、既に発生した損害額が10万円以上であることが確認された場合に、10万円を単位として保険金の内払が実施されることとなった。
41年7月1日	農耕用小型特殊自動車の自賠法適用除外	農耕用小型特殊自動車は、道路上を運行することが比較的少なく、構造・性能の上からも事故発生の可能性が極めて小さい等の理由により、自賠法の対象から除外された。
	離島料率の新設	離島地区は、自動車数が少なく、事故率も離島以外と比較して低いとの理由により、新たに離島料率が設けられた。

年月日	事項	摘要
昭和 41年8月1日	自賠責共済の実施	自賠法が改正され、農業協同組合および同組合の連合会の自賠責共済制度が実施された。これにより、農業協同組合および同組合の連合会が保有するすべての自動車ならびに農業協同組合の組合員および組合に関係する者が保有する軽自動車、原動機付自転車については、農業協同組合または同組合の連合会が取扱う自賠責共済に加入すれば、自賠責保険の強制付保の対象から除外されることとなった。
	原動機付自転車への自賠法適用	自賠法制定当初は、原動機付自転車は自賠法の対象となる「自動車」の定義の中に含まれていなかったが、原動機付自転車の普及および高性能化に伴ってその事故件数が増大し、被害者救済の面で問題となった。このため自賠法が改正され、新たに原動機付自転車が同法の対象となる「自動車」に含められ、自賠責保険の対象車種とされた。(締結強制が実施されたのは同年10月1日) なお、原動機付自転車には自動車検査制度が適用されないため、保険標章(保険ステッカー)を貼付することとなっている。
42年8月1日	後遺障害等級区分の改定	昭和39年の後遺障害保険金額の新設以来、12等級区分であった後遺障害等級区分が14等級区分に改定された。
44年11月1日	自賠責共済適用車種の拡大	昭和41年の自賠責共済の実施以来、農業協同組合の組合員および組合に関係する者が自賠責共済契約を締結できる車種は、軽自動車および原動機付自転車に限定されていたが、全車種に拡大された。
45年1月1日	医療費支払の適正化措置	一部医師の過剰診療による不適正な医療費が生じていたため、被害者に対し適正な保険給付が行われるよう、医療費支払の適正化措置を講じる必要があるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自動車保険料率算定会(当時)内に医療費調査室が新設された。これにより、過大な医療費のチェックを行う等、医療費支払の適正化が図られることとなった。
45年10月1日	休業補償費1日当たり限度額の設定	自賠責保険は最低保障の確保を目的とするものであること、また死亡および後遺障害の保険金について限度が設けられていることから、休業補償費についても1日当たりの最高限度額を設けるべきであるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、休業による損害については1日当たりの限度額が3,000円に設定された。
	自家保障制度の廃止および自賠責保険の締結強制除外範囲の縮小	自家保障制度については、従来、200台以上の自動車所有者で賠償資力がある者に認められ、自賠責保険の締結強制から除外されていたが、被害者間の賠償金額の均衡、自動車所有者間の保険料負担の公平の見地から廃止された。 また、国、3公社(日本電信電話公社、日本専売公社、日本国有鉄道)、都道府県、地方自治法に規定する指定都市、在日外交官等の自動車は、自賠責保険の締結強制から除外されていたが、やむを得ないものを除き原則として当該制度は廃止すべきであるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、これらの自動車についても自賠責保険締結強制の対象に加えられた。その結果、自賠責保険締結強制の除外範囲は縮小され、次のとおりとなった。 1. 専ら道路以外の場所で運行する自動車 2. 自衛隊法により道路運送車両法の適用が除外される自動車 3. アメリカ合衆国の軍隊の自動車 4. 国連軍の自動車

年月日	事項	摘要
昭和 45年10月1日	重複契約の免責規定の新設	最低保障の確保を目的とする自賠責保険の性格上、重複支払は廃止すべきであるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、1台の自動車に2以上の自賠責保険契約または自賠責共済契約が重複している場合は、契約締結時が最も早い契約のみが有効で、他は免責とする規定が設けられた。
	死亡事故に対する追加保険料の徴収制度の新設	自賠法制定以来、自賠責保険は保険期間中に何回事故を起こしても、保険金の支払によって契約が失効することなく、自動復元することになっていたが、契約者間に不公平が生じることから、契約の自動復元を廃止し、契約失効させることが妥当であるとの自賠責保険審議会の答申が出された。しかしながら自動復元を廃止し契約を失効させると、無保険車が発生するおそれがあることから、これに代わる方法として、自動車の運行によって他人を死亡させた場合に保険契約者にその日以降の残存期間に対応する追加保険料の支払義務を負わせる制度が新設された。
47年5月15日	沖縄料率の新設	沖縄復帰に伴い、同地域の約20万台の自動車が、新たに自賠法に基づく自賠責保険の対象となったため、沖縄本島料率と沖縄離島料率が新設された。
48年8月1日	一括払制度の導入	対人賠償事故にかかわる自動車保険が自賠責保険および任意自動車保険の二本建てになっているため、被保険者または被害者は、両保険のそれぞれに保険金請求手続等が必要であり、また自賠責保険の支払額が確定しなければ任意自動車保険の保険金支払が受けられないという問題があった。これらの問題を改善し、被害者救済の迅速化を図るために「自動車保険（任意）・自賠責保険の一括払」制度が導入された。これにより、保険金請求者は、任意自動車保険を引受けている保険会社から自賠責保険分も含めて一括して支払を受けることが可能となった。
48年10月1日	軽自動車への自動車検査制度の導入および料率区分の新設	道路運送車両法の改正により、軽自動車の大半を占める三輪以上の軽自動車に自動車検査制度が導入され、経過措置が終了する昭和50年10月以降は、当該車両について付保漏れの解消が期待できることとなった。これに伴い、自賠責保険上の軽自動車料率が検査対象軽自動車と検査対象外軽自動車に区分された。
49年2月1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車への2年および3年契約料率の新設	自動車検査制度のない原動機付自転車および検査対象外軽自動車の付保率向上策の一環として、2年および3年契約料率が新設された。
50年9月1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、歯牙、聴力、神経系統の機能、精神および胸腹部臓器の機能に係る後遺障害等級が一部改正された。
56年2月1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、神経系統の機能、精神および胸腹部臓器の機能に係る後遺障害等級が一部改正された。
58年7月1日	自家用乗用車への3年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された自家用乗用車については、その有効期間が3年に延長されたため、自家用乗用車（検査対象軽自動車を含む。）に3年契約料率が新設された。

年月日	事項	摘要
平成 4年8月1日	親族間事故による減額制度の廃止	自賠責保険制度を前提に他人性を拡大解釈する判例が出されるなど被害者有利の社会動向にあったことから、親族間事故による慰謝料の減額制度が廃止された。
7年1月1日	商品自動車への4か月、5か月、6か月契約料率の新設	道路運送車両法が改正され、商品自動車の運行許可の有効期限が3か月から6か月に延長されたため、商品自動車に4か月、5か月および6か月契約料率が新設された。
7年4月1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車への4年および5年契約料率の新設	原動機付自転車の平成5年度末における自賠責保険の付保・加入率が73.9%に止まっていたため、原動機付自転車および検査対象外軽自動車の付保率向上策の一環として、4年および5年契約料率が新設された。
8年12月1日	協同組合等の自賠責共済事業への参入措置施行	自賠法の改正により、消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合等および中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等が自賠責共済事業を行うことができるようになった。 また、次の事項等についても共済に適用されるよう改正がなされ、保険会社と協同組合のイコールフットイングが確保されることとなった（農業協同組合については、一部に経過措置が設けられた。）。 1. ノーロス・ノープロフィットの原則の適用 2. 準備金の積立 3. 共同プール事務の義務付け 4. 料率団体へのデータ報告義務 5. 政府再保険対象車種の統一
9年4月1日	全労済グループによる自賠責共済事業開始	全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）等の消費生活協同組合8団体が、自賠責共済事業を開始した。
10年4月1日	全自共による自賠責共済事業開始	全国自動車共済協同組合連合会（全自共）ならびに会員事業協同組合の7団体が自賠責共済事業を開始した。
12年5月1日	普通貨物自動車および小型貨物自動車への2年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された車両総重量8トン未満の貨物車について、その有効期間が2年に延長されたことに伴い、普通貨物自動車および小型貨物自動車に2年契約料率が新設された。
13年10月1日	交協連による自賠責共済事業開始	全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）ならびに会員事業協同組合の16団体が自賠責共済事業を開始した。
14年4月1日	政府再保険制度の廃止	自賠法制定以来、政府はリスクヘッジおよび被害者保護の観点から、再保険により自賠責保険の責任の6割を負担していたが、保険会社の経営基盤が強化されたこと等から、政府再保険制度は廃止されることとなった。
	保険金等の支払基準の法定化	自賠法制定以来、支払基準は、国土交通省からの通達において、政府再保険制度の中で再保険金等の支払方針として定められており、保険会社ではそれを自社の損害査定要綱として事業方法書に反映し、内閣総理大臣の認可を得る形式がとられていた。しかしながら、政府再保険制度廃止後は、再保険金等の支払段階において支払基準への適合性をチェックできなくなることから、支払基準の被害者保護に果たしてきた役割に鑑み、その位置付けを改め、自賠法上に支払基準の根拠規定が設けられ、保険会社は国土交通大臣および内閣総理大臣が定める支払基準に従って保険金等を支払わなければならないこととなった。

年月日	事項	摘要
平成 14年 4月 1日	被害者等に対する保険金等の支払に関する情報提供の義務化	保険金等が適正に支払われているか否かを被害者または被保険者が自ら判断できるようにするため、被保険者または被害者への情報提供が保険会社に義務付けられた。これにより、保険金等の請求があったとき、保険金等の支払を行ったとき、保険金等を支払わないこととしたときは、保険会社から書面によって情報提供が行われることとなった。
	重要事案の保険金等の支払に関する国土交通大臣への届出の義務化	政府再保険制度の廃止に伴い、国による支払案件の全件チェックは廃止されたが、保険金等の支払の適正化を図る必要性が特に高い死亡事案等の重要事案については、保険金等の支払に関して国土交通大臣への事後の届出が保険会社に義務付けられた。
	保険金等の支払に関する紛争処理の枠組の整備 および「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」の業務開始	被保険者または被害者と保険会社との間の保険金支払の適正性をめぐる紛争解決のため、通常の裁判による救済に比べて迅速な対応が可能であり、かつ、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関による紛争処理の仕組みが設けられた。これを受け、「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」が自賠法に基づく指定紛争処理機関として業務を開始した。
	自動車事故対策計画の作成および保険料等充当交付金の交付	政府再保険制度の廃止に伴い、自賠責再保険特別会計の累積運用益は下記の2つの使途に充てられることとなった。 ・自動車事故対策計画に基づく被害者保護増進対策事業および自動車事故発生防止対策事業の実施（累積運用益の20分の9） ・保険料の負担軽減を通じたユーザー還元としての保険料等充当交付金の交付（累積運用益の20分の11）
	死亡事故に対する追加保険料徴収制度の廃止	昭和45年に導入された死亡事故追加保険料制度は、事故抑制効果としての実効性が上がっているとは言い難かったこと、また、追加保険料を徴収するための事務負担が大きかったことから廃止し、平成14年4月1日以降の死亡（被害者の死亡日を基準とする。）については追加保険料を徴収しないこととなった。
	介護を要する後遺障害保険金額の改定	介護を要する重度の後遺障害については、介護に多額の費用を要するため、死亡した場合よりも損害額が高額となることから、介護を要する後遺障害を従来の後遺障害等級表から切り離し、その保険金額を1級4,000万円、2級3,000万円へ引上げる改定が行われた。
16年 7月 1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、手指、視力に係る後遺障害等級、および後遺障害等級表上の用語が一部改正された。
17年 5月 25日	商品自動車への7か月から12か月契約料率の新設	道路運送車両法等が改正され、商品自動車の運行許可の有効期限が6か月から1年に延長されたため、商品自動車に7か月から12か月契約料率が新設された。
18年 4月 1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、胸腹部臓器の障害に係る後遺障害等級表が改正された。
19年 4月 1日	小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車への3年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された小型二輪自動車については、その有効期間が3年に延長されたため、小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車に3年契約料率が新設された。

年 月 日	事 項	摘 要
平成 20年 3月 31日	保険料等充当交付金の交付終了	平成 14 年度から平成 19 年度までの間は、政府再保険制度の廃止（平成 13 年度末）に伴い、自賠責再保険特別会計の累積運用益の 20 分の 11 が保険料等充当交付金として交付されてきたが、平成 19 年度末の契約に係る保険料等充当交付金の交付をもって終了した。
20年10月 1日	内払制度の廃止	内払制度は治療期間が長期にわたる場合に請求者に生じる経済的負担を軽減するために設定されたが、実務として治療継続中でも本請求を認めており、本請求の方が請求者の利便性が高く被害者救済に資することから、平成 20 年 10 月 1 日より廃止された。
22年 4月 1日	自賠責保険普通保険約款の改正	保険法の施行及び自賠法の一部改正に伴い、自賠責保険普通保険約款の告知義務、保険給付の履行期、請求権代位等の規定が改定された。
23年 5月 2日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、外貌の醜状障害に係る後遺障害等級が改正された。（平成 22 年 6 月 10 日以降発生の事故に適用）

## 2. 自賠責保険 料率改定の推移

改定年月日	概要	改定率
昭和30年12月 1日	保険料率につき認可取得	
34年 8月 1日	損害率上昇による料率改定	純保 +41.43%
35年 9月 1日	保険金額改定による料率改定	純保 +12.25%
37年 8月 1日	事業費上昇による料率改定	
39年 2月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 +210.1%
41年 7月 1日	離島料率の新設 保険金額改定による料率改定	営保 据置
41年 8月 1日	原動機付自転車料率の新設	
42年 8月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 +13.4% (除く原動機付自転車)
44年11月 1日	保険金額改定、損害率上昇による料率改定(最高引上率2.5倍頭打)	営保 +96.5%
45年11月 1日	昭和44年11月に設けた引上率頭打の撤廃による料率改定	
46年 1月 1日	教習用自動車料率の新設 普通貨物自動車料率を積載量(2トン超・2トン以下)により区分	
47年 5月15日	沖縄料率の新設(本島・離島)	
47年10月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
48年10月 1日	軽自動車料率を検査対象軽自動車と検査対象外軽自動車に区分	
48年12月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 据置
49年 2月 1日	原動機付自転車・検査対象外軽自動車に2年契約および3年契約料率の新設	
49年11月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
50年10月 1日	軽自動車料率の改定	
50年11月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
52年 1月20日	営業用乗用自動車料率の改定	
53年 7月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 据置
58年 3月 1日	商品自動車に2か月契約料率の新設	
58年 7月 1日	自家用乗用車(検査対象軽自動車を含む)に3年契約料率の新設	
60年 4月15日	保険金額改定、損害率上昇による料率改定	営保 +29.0%
平成 3年 4月 1日	保険金額改定、損害率改善による料率改定	営保 △8.0%
5年 4月 1日	損害率改善、累積黒字の還元による料率改定	営保 △13.0%
7年 1月 1日	商品自動車に4か月から6か月契約料率の新設	
7年 4月 1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車に4年契約および5年契約料率の新設	
9年 5月 1日	損害率改善、累積黒字の還元による料率改定	営保 △7.7%
12年 5月 1日	普通貨物自動車および小型貨物自動車に2年契約料率の新設	
14年 4月 1日	政府再保険制度の廃止、累積赤字(共同プール分)の償却、保険金額改定による料率改定	基準 +14.6%

改定年月日	概要	改定率
平成17年 4月 1日	保険料等充当交付金の削減、累積運用益の活用による料率改定	基準 △5.4%
17年 5月25日	商品自動車に7か月から12か月契約料率の新設	
19年 4月 1日	小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車に3年契約料率の新設	
20年 4月 1日	保険料等充当交付金の交付終了および損害率改善、累積黒字の還元による料率改定	基準 △24.1%
23年 4月 1日	損害率上昇による料率改定	基準 +11.7%
25年 4月 1日	平成23年4月改定における累積黒字の還元期間満了による料率改定	基準 +13.5%

(注)「純保」とは純保険料、「営保」とは営業保険料、「基準」とは基準料率をいう。

### 3. 自賠責保険 保険料表（北海道本島・本州・四国本島・九州本島用）抜粋

車種		保険期間		60 か月	48 か月	37 か月	36 か月	25 か月	24 か月	13 か月	12 か月	
		契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	
乗合自動車 および けん引旅客 自動車	営業用	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	自家用									67,170	62,450	
営業用乗用 自動車	A									149,720	138,760	
	B									118,580	109,980	
	C									89,810	83,370	
	D									40,310	37,610	
自家用乗用自動車				40,040	39,120	28,780	27,840	17,310	16,350			
普通貨物 自動車 および けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量 2トン超						97,930	94,300	53,600	49,900	
		最大積載量 2トン以下						66,500	64,100	37,110	34,650	
	自家用	最大積載量 2トン超							68,720	66,220	38,270	35,730
		最大積載量 2トン以下							44,640	43,090	25,630	24,040
小型貨物 自動車および けん引小型 貨物自動車	営業用							56,760	54,730	31,990	29,920	
	自家用							30,690	29,680	18,310	17,270	
小型二輪自動車				18,380	18,020	14,010	13,640	9,550	9,180			
軽自動車	検査対象車			37,780	36,920	27,240	26,370	16,500	15,600			
	検査対象外車	28,060	23,560		18,970		14,290		9,510			
原動機付自転車		17,330	14,890		12,410		9,870		7,280			

(注) 1. 保険期間の開始が平成 25 年 4 月 1 日以降の契約について適用する。

2. 上記の車種以外の車種および北海道・本州・四国・九州の離島用・沖縄本島用・沖縄離島用の基準料率については、別に定められている。

#### 4. 自賠責保険 保険金額ならびに仮渡金の変遷

年 月 日	保険金額			仮渡金の金額	
	死亡	傷害	後遺障害	死亡	傷害
昭和 30年12月 1日	30 万円		重傷 10 万円 軽傷 3 万円	12 万円	傷害の程度に応じ 2 万円・1 万円・2 千円
35年 9月 1日	50 万円		同上		同上
39年 2月 1日	100 万円	30 万円	障害の程度に応じ 5 万円～100 万円 (12 級～1 級)	30 万円	傷害の程度に応じ 5 万円・2 万 5 千円・5 千円
41年 7月 1日	150 万円	50 万円	障害の程度に応じ 7 万円～150 万円 (12 級～1 級)	50 万円	傷害の程度に応じ 10 万円・5 万円・1 万円
42年 8月 1日	300 万円	同上	障害の程度に応じ 11 万円～300 万円 (14 級～1 級)		同上
44年11月 1日	500 万円	同上	障害の程度に応じ 19 万円～500 万円 (14 級～1 級)		同上
48年12月 1日	1,000 万円	80 万円	障害の程度に応じ 37 万円～1,000 万円 (14 級～1 級)	80 万円	傷害の程度に応じ 20 万円・10 万円・2 万円
50年 7月 1日	1,500 万円	100 万円	障害の程度に応じ 56 万円～1,500 万円 (14 級～1 級)	100 万円	傷害の程度に応じ 25 万円・15 万円・3 万円
53年 7月 1日	2,000 万円	120 万円	障害の程度に応じ 75 万円～2,000 万円 (14 級～1 級)	160 万円	傷害の程度に応じ 40 万円・20 万円・5 万円
60年 4月15日	2,500 万円	同上	障害の程度に応じ 75 万円～2,500 万円 (14 級～1 級)	200 万円	同上
平成 3年 4月 1日	3,000 万円	同上	障害の程度に応じ 75 万円～3,000 万円 (14 級～1 級)	290 万円	同上
14年 4月 1日	同上		1 介護を要する後遺障害 1 級 4,000 万円 2 級 3,000 万円 2 その他の後遺障害 障害の程度に応じ 75 万円～3,000 万円 (14 級～1 級)		同上

## 5. 「自賠責保険支払基準」改定の推移

※平成14年4月改定までは「自賠責保険損害査定要綱」

費 目		改定年月		昭和31年6月	39年2月	41年7月	42年8月	44年11月
		入院	通院・ 自宅看護					
看護料 (看護師、 家政婦等 以外の場合)	入院							
	通院・ 自宅看護							
諸 雑 費								
休業損害	定 額	認定日数1日 につき200円	500円	700円	⇒	⇒		
	上 限 額						(45年10月実施) 3,000円	
慰謝料等	傷 害		認定日数1日 につき700円	1,000円	⇒	⇒		
	後遺障害						障害の程度に応じ 8万円～ 200万円	
	本人						50万円	
	死亡			1名：100万円 2名：150万円 3名以上： 200万円	⇒	⇒		
葬 儀 費						15万円	⇒	
生活費控除				10,400円/月 (または 収入額×1/2)	12,600円/月 (または 収入額×1/2)	15,700円/月 (または 収入額×1/2)		
減 額	重 過 失		20%	⇒	{ 20% (注) 2 30%	{ 20% (注) 2 30% 50%		
	因果関係の 有無の判断 が困難な場合							
	親族間事故 (慰謝料)							

(注) 1. ⇒は、左記と同様であることを示す。

2. いずれも「傷害」および「死亡に至るまでの傷害」については、20%減額のみである。

48年11月	48年12月	50年2月	52年4月	54年2月	56年5月
1日につき 1,300円	⇒	2,000円	2,400円	2,800円	3,000円
				1,400円	1,500円
入院1日につき 90日まで：300円 91日以上：200円	⇒	400円	500円	⇒	600円
1,700円	⇒	2,100円	2,500円	3,000円	3,400円
5,000円	⇒	7,000円	9,000円	10,000円	11,000円
1,500円	⇒	2,300円	⇒	2,800円	3,200円
⇒	障害の程度に 応じ 15万円～ 400万円	障害の程度に 応じ 23万円～ 600万円	⇒	障害の程度に応じ 27万円～ 700万円 <sup>(注)3</sup> (627万円～800万円)	障害の程度に応じ 30万円～ 800万円 <sup>(注)3</sup> (706万円～900万円)
⇒	100万円	150万円	⇒	200万円	250万円
⇒	1名：200万円 2名：250万円 3名以上： 300万円	1名：250万円 2名：350万円 3名以上： 450万円	⇒	1名： <sup>(注)4</sup> 300万円(400万円) 2名： 400万円(500万円) 3名以上： 500万円(600万円)	1名： <sup>(注)4</sup> 350万円(450万円) 2名： 450万円(550万円) 3名以上： 550万円(650万円)
20万円	⇒	25万円	30万円	35万円	40万円
35%または50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

(注) 3. ( )内は、後遺障害1級～3級該当者で被扶養者ありの場合である。

4. ( )内は、被扶養者ありの場合である。

費目		改定年月			
		昭和58年6月	61年8月	平成元年7月	4年8月
看護料 (看護師、家政婦等以外の場合)	入院	3,200円	3,300円	3,600円	3,700円
	通院・自宅看護	1,600円	1,650円	1,800円	1,850円
諸雑費		⇒	700円	⇒	800円
休業損害	定額	3,700円	4,000円	4,300円	4,900円
	上限額	13,000円	⇒	16,000円	18,000円
慰謝料等	傷害	3,400円	3,600円	3,700円	4,000円
	後遺障害	障害の程度に応じ 32万円～ 850万円 (745万円～ <sup>(注)3</sup> 950万円)	障害の程度に応じ 32万円～ 900万円 (811万円～ <sup>(注)3</sup> 1,050万円)	障害の程度に応じ 32万円～ 950万円 (844万円～ <sup>(注)3</sup> 1,100万円)	障害の程度に応じ 32万円～ 1,050万円 (909万円～ <sup>(注)3</sup> 1,200万円)
	本人	⇒	⇒	300万円	350万円
	死亡 遺族	1名： <sup>(注)4</sup> 400万円(500万円) 2名： 500万円(600万円) 3名以上： 600万円(700万円)	1名： <sup>(注)4</sup> 450万円(600万円) 2名： 550万円(700万円) 3名以上： 650万円(800万円)	⇒	1名： <sup>(注)4</sup> 500万円(650万円) 2名： 600万円(750万円) 3名以上： 700万円(850万円)
葬儀費		45万円	50万円	⇒	55万円
生活費控除		⇒	⇒	⇒	⇒
減額	重過失	⇒	⇒	⇒	⇒
	因果関係の有無の判断が困難な場合	⇒	⇒	⇒	⇒
	親族間事故(慰謝料)	⇒	⇒	⇒	廃止

(注) 5. 逸失利益の算出方法が改定された。(全年齢平均給与額やライプニッツ係数を用いて算出。)

6. 神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時または随時介護を要する後遺障害の場合である。

6年6月	9年5月	9年10月	(注)5 12年1月	14年4月	(注)8 22年4月
4,000円	⇒	⇒	⇒	4,100円	⇒
2,000円	⇒	⇒	⇒	2,050円	⇒
1,000円	1,100円	⇒	⇒	⇒	⇒
5,200円	5,500円	⇒	⇒	5,700円	⇒
⇒	⇒	19,000円	⇒	⇒	⇒
4,100円	⇒	⇒	⇒	4,200円	⇒
障害の程度に応じ 32万円～ 1,050万円 (941万円～ (注)3 1,250万円)	⇒	⇒	⇒	障害の程度に応じ ① 1,163万円[第2級]～1,600万円[第1級] (注)6 (1,333万円[第2級]～1,800万円[第1級]) (注)3 なお、初期費用等として205万円[第2級]、 500万円[第1級]が加算される。 ② 32万円[第14級]～1,100万円[第1級] (注)7 (973万円[第3級]～1,300万円[第1級]) (注)3	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1名： (注)4 500万円(700万円) 2名： 600万円(800万円) 3名以上： 700万円(900万円)	⇒	⇒	⇒	1名： (注)4 550万円(750万円) 2名： 650万円(850万円) 3名以上： 750万円(950万円)	⇒
⇒	60万円	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

(注) 7. 前記 (注) 6. 以外の後遺障害の場合である。

8. 逸失利益の算出に用いる就労可能年数・平均余命が改定された。

## 6. 後遺障害等級表

※平成 22 年 6 月 10 日以降発生の事故に適用

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第一＞

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第 1 級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000 万円
第 2 級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000 万円

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第二＞

等級	後遺障害	保険金額
第 1 級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4 両上肢の用を全廃したもの 5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両下肢の用を全廃したもの	3,000 万円
第 2 級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2 両眼の視力が 0.02 以下になったもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590 万円
第 3 級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	2,219 万円
第 4 級	1 両眼の視力が 0.06 以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889 万円
第 5 級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1 上肢を手関節以上で失ったもの 5 1 下肢を足関節以上で失ったもの 6 1 上肢の用を全廃したもの 7 1 下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	1,574 万円

等級	後遺障害	保険金額
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの	1,296万円
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの	1,051万円
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	819万円

等級	後遺障害	保険金額
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	616万円
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	461万円
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331万円

等級	後遺障害	保険金額
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1手のこ指の用を廃したもの 7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139万円
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	75万円

- 備考 ① 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。  
 ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。  
 ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。  
 ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。  
 ⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。  
 ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

- (注1) 後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる。
- 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
  - 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰上げる。
  - 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰上げる。
- (注2) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

## II. 海外関係

### 1. 主要各国の自動車損害賠償責任保険制度

国名	強制保険に関する法律	法定最低保険金額			
		対人賠償		対物賠償 (1事故)	
		1名	1事故		
日本	「自動車損害賠償保障法」 ・自賠責保険の付保を義務付ける。 ・支払限度額を定める。 ・被害者の直接請求権を認める。	3,000万円 <sup>(注)1</sup>	無制限	なし	
アメリカ	カリフォルニア州	「賠償資力法」 <sup>(注)2</sup> ・一定の賠償資力の証明を義務付ける。 ・賠償資力額を定める。 「強制賠償責任保険法」 <sup>(注)3</sup> ・賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・強制付保額(賠償資力法と同額)を定める。	1万5千ドル <sup>(注)5</sup>	3万ドル <sup>(注)5</sup>	5千ドル <sup>(注)5</sup>
	マサチューセッツ州	「賠償資力法」 <sup>(注)2</sup> <同上> 「強制賠償責任保険法」 <sup>(注)3</sup> <同上> 「ノーフォルト保険法」 <sup>(注)4</sup> ・ノーフォルト保険の付保を義務付ける。	2万ドル	4万ドル	5千ドル
	ニューヨーク州	「賠償資力法」 <sup>(注)2</sup> <同上> 「強制賠償責任保険法」 <sup>(注)3</sup> <同上> 「ノーフォルト保険法」 <sup>(注)4</sup> <同上>	2万5千ドル 〔傷害により死亡した場合は5万ドル〕	5万ドル 〔傷害により死亡した場合は10万ドル〕	1万ドル
イギリス	「道路交通法」 ・賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・強制付保額を定める。	無制限		100万ポンド	
ドイツ	「義務保険法」 ・賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・強制付保額を定める。 「保険契約法」 ・一定の責任限度額の範囲内において被害者の直接請求権を認める。	750万ユーロ		物的損害 112万ユーロ その他の財産的損害 <sup>(注)6</sup> 5万ユーロ	
フランス	「保険法」 ・賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・強制付保額を定める。	無制限		100万ユーロ	

- (注) 1. 死亡の場合の支払限度額。常時介護を要する後遺障害の場合は4,000万円。  
 2. 賠償資力法は、自動車の保有者または運転者に対して定められた金額の賠償資力を有することの証明義務を課すものである。  
 3. 賠償資力法が事後的資力証明を義務付けるのみであり、無保険運転者の発生を防止するには至らないため、多くの州では強制賠償責任保険法により、自動車保有者に対して自動車の登録時等に保険加入証明書の提出を義務付けている。  
 4. ノーフォルト保険とは、自動車事故によって生じた一定の範囲の人身損害について、過失の有無、加害者の有無にかかわらず、被害者自身が契約した自動車保険から直接被害者に保険金が支払われる制度である。  
 5. カリフォルニア州では、低所得の運転者を対象として、法定最低保険金額を低く設定した安価な自動車保険を提供するプログラムが実施されている。法定最低保険金額は対人賠償1名あたり1万ドル、1事故あたり2万ドル、対物賠償1事故あたり3千ドルとなっている。  
 6. その他の財産的損害とは、物的損害と無関係の財産的損害(例えば、他人の駐車場前で事故を起こしたことにより当該駐車場への出入りが不可能になったことによる損害)を指す。  
 7. 自動車保険プランは、保険会社から引受を拒否された保険契約について、州内の全保険会社に収入自動車保険料の市場シェアに応じて、当該契約の引受を割当てるものである。

強制保険の保険会社 における引受義務	保険料率に関する 規制（自家用自動車）	賠償責任形態	無保険運転者・ひき逃げ 事故被害者の保護
あり	届出制による 基準料率 (135 ページ以下参照)	過失責任の推定	政府（国土交通省）が行う保障事業による。 財源：強制保険である自賠責保険の保険料に含まれる保障事業賦課金
なし ただし、州の自動車保険プラン (注)7 による契約引受の割当てが 課される。	事前認可制 (注)8	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の任意付保 (注)11 による。
なし ただし、州の自動車保険プラン (注)7 による契約引受の割当てが 課される。	事前認可制 (注)8	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の強制付保 (注)11 による。
なし ただし、州の自動車保険プラン (注)7 による契約引受の割当てが 課される。	事前認可制 (注)8	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の強制付保 (注)11 のほか、自動車事故保障法人 (Motor Vehicle Accident Indemnification Corporation) が補償を行う。(注)12 財源：保険会社の収入自動車保険料の一定割合
なし	届出不要制 (自由料率)	過失責任主義	全自動車保険会社の加入が義務付けられて いる自動車保障基金 (Motor Insurers' Bureau) が補償を行う。 財源：保険会社の収入自動車保険料の一定割合
あり	届出不要制 (自由料率)	法定限度額まで過 失責任の推定 超過分は過失責任 主義 (注)9	交通事故被害者救済基金 (Verkehrsofferhilfe) が補償を行う。 財源：全自動車保険会社の収入自動車賠償責任保 険料の一定割合
なし ただし、保険を購入できなかった 契約申込人が料率算定中央会 に斡旋を求めた場合には引受義務 が生じる。	届出不要制 (自由料率)	(注)10 無過失責任主義	義務保険保証基金 (Fonds de Garantie des Assurances Obligatoires de Dommages) が 補償を行う。 財源：自動車賠償責任保険料に含まれる賦課金等

8. みなし条項が付されている場合を含む。これは、一定の待機期間（30日または60日等）中に州保険庁から不認可とされない場合は、その期間が経過した時点で認可されたとみなす制度である。
9. ドイツ道路交通法では、財産上の損害項目について一定の責任限度額までは過失責任の推定がなされる。責任限度額を超える損害額については過失責任主義が適用される。
10. 「交通事故被害者の状況の改善と賠償手続の促進を目的とする 1985年7月5日の法律」（交通事故法）により、人身損害は被害者の許し難い過失が事故の唯一の原因である場合を除き無過失責任が適用される。また、人身損害を被った被害者が運転者の場合を除き、過失相殺は適用されない。
11. 被保険者が無保険運転者の引き起こした事故によって死傷し、相手方から賠償を得られない場合に、加害者に代わって保険会社はその損害賠償金を支払うものである。現在、全米において本条項の付保が可能であり、また付保が義務付けられている州も多い。
12. ただし、被害者本人も自動車保険に加入していない等の理由で、保険金の支払を一切受けられない場合に限る。なお、加害者が無保険の場合等に加害者に代わって被害者に補償を提供する制度は、このほかの州にも存在し、総称して「不履行判決支払基金 (Unsatisfied Judgment Fund)」と呼ばれる場合がある。

## 2. 主要各国の交通事故の状況

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
調 査 対 象 年	2011年	2011年	2011年	2011年	2011年
人 身 事 故 件 数 (件)	692,056	1,572,300 (2010年)	157,068	306,266	65,024
死 者 数 (人)	5,507	32,885 (2010年)	1,960	4,009	3,963
負 傷 者 数 (人)	853,766	2,239,074 (2010年)	210,745	392,365	81,251
人 口 (百万人)	127.8	309.4 (2010年)	63.2	81.8	65.0
自 動 車 保 有 台 数 (四輪車・千台)	74,015	249,302 (2010年)	33,251	46,152	37,941
自 動 車 1 万 台 当たりの死者数(人)	0.74	1.32 (2010年)	0.59	0.87	1.04

(注) 1. 本表の数値は、「交通事故の国際比較(2011年)」( (公財) 交通事故総合分析センター発行) による。

2. 死者数は30日以内死亡。

3. 各欄の( )は、その項目の調査年次を表す。

## 第3部 平成24年度の事業概況（統計）

I. 自賠責保険

II. 政府保障事業

III. 任意自動車保険

IV. 損害保険全般

# I. 自賠責保険

第1表 自賠責保険

年 度	契 約		支	
	台 数	保 険 料	死	亡
			件 数	保 険 金
	台 %	千円 %	件	千円
昭和45	16,995,245	348,963,452	18,126	80,117,614
50	20,535,020	512,498,964	12,314	123,114,183
55	25,878,153	654,098,997	9,522	151,842,956
60	28,502,452	926,192,619	9,807	179,684,379
61	30,282,341 ( 6.2)	1,041,638,176 ( 12.5)	9,886	192,060,212
62	30,711,927 ( 1.4)	1,051,432,091 ( 0.9)	9,430	186,555,214
63	32,812,988 ( 6.8)	1,138,721,651 ( 8.3)	9,958	195,832,598
平成元	32,933,548 ( 0.4)	1,173,345,534 ( 3.0)	10,637	209,161,571
2	34,404,028 ( 4.5)	1,217,597,602 ( 3.8)	11,057	219,345,168
3	34,675,719 ( 0.8)	1,112,594,634 (△8.6)	11,560	241,326,983
4	35,129,541 ( 1.3)	1,087,793,724 (△2.2)	11,620	256,473,209
5	36,903,078 ( 5.0)	1,012,188,061 (△7.0)	11,063	259,269,677
6	37,101,038 ( 0.5)	1,015,698,547 ( 0.3)	10,703	254,245,669
7	37,535,545 ( 1.2)	1,046,279,856 ( 3.0)	10,773	250,789,959
8	38,159,188 ( 1.7)	1,072,702,030 ( 2.5)	10,492	247,922,093
9	38,106,586 (△0.1)	979,729,851 (△8.7)	10,197	241,496,295
10	37,648,994 (△1.2)	964,554,584 (△1.5)	9,595	230,571,248
11	38,492,877 ( 2.2)	988,676,122 ( 2.5)	9,413	226,544,545
12	38,590,102 ( 0.3)	999,284,341 ( 1.1)	8,935	218,247,953
13	38,533,759 (△0.1)	996,798,683 (△0.2)	8,456	207,906,147
14	38,373,670 (△0.4)	1,202,373,763 ( 20.6)	8,341	202,585,752
15	38,731,246 ( 0.9)	1,212,825,888 ( 0.9)	7,866	193,744,704
16	38,378,882 (△0.9)	1,199,455,126 (△1.1)	7,277	177,554,313
17	39,067,723 ( 1.8)	1,154,805,308 (△3.7)	6,807	165,519,417
18	38,674,832 (△1.0)	1,138,071,480 (△1.4)	6,168	152,674,840
19	38,791,770 ( 0.3)	1,050,075,232 (△7.7)	6,029	145,481,727
20	41,775,207 ( 7.7)	874,895,219 (△16.7)	5,482	131,840,390
21	38,565,312 (△7.7)	811,706,485 (△7.2)	5,128	122,625,507
22	38,674,100 ( 0.3)	811,951,189 ( 0.0)	4,922	118,717,520
23	38,206,667 (△1.2)	897,505,823 ( 10.5)	4,777	113,972,827
24	39,662,580 ( 3.8)	936,324,556 ( 4.3)	4,469	109,411,696

- (注) 1. 昭和61年度以降の ( ) 内の数値は、対前年度増減率を示す。  
 2. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。  
 3. 昭和45年度は、沖縄県を含まない。

収支の推移

払					年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計			
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金		
件	千円	件 %	千円 %		
680,906	157,513,639	699,032	237,631,253	昭和45	
535,094	210,014,199	547,408	333,128,382	50	
634,712	377,931,663	644,234	529,774,619	55	
846,483	551,391,368	856,290	731,075,747	60	
856,763	555,814,863	866,649 ( 1.2)	747,875,075 ( 2.3)	61	
852,883	536,629,865	862,313 (△0.5)	723,185,079 (△3.3)	62	
846,753	510,805,309	856,711 (△0.6)	706,637,907 (△2.3)	63	
883,751	508,980,082	894,388 ( 4.4)	718,141,654 ( 1.6)	平成元	
895,170	523,568,377	906,227 ( 1.3)	742,913,545 ( 3.4)	2	
921,410	544,820,322	932,970 ( 3.0)	786,147,304 ( 5.8)	3	
949,534	558,438,652	961,154 ( 3.0)	814,911,861 ( 3.7)	4	
973,557	574,800,552	984,620 ( 2.4)	834,070,228 ( 2.4)	5	
975,640	579,166,878	986,343 ( 0.2)	833,412,546 (△0.1)	6	
995,893	589,170,581	1,006,666 ( 2.1)	839,960,540 ( 0.8)	7	
1,013,162	594,064,502	1,023,654 ( 1.7)	841,986,595 ( 0.2)	8	
1,036,979	613,771,251	1,047,176 ( 2.3)	855,267,546 ( 1.6)	9	
1,047,048	625,786,046	1,056,643 ( 0.9)	856,357,294 ( 0.1)	10	
1,093,628	650,636,759	1,103,041 ( 4.4)	877,181,304 ( 2.4)	11	
1,142,984	680,553,984	1,151,919 ( 4.4)	898,801,937 ( 2.5)	12	
1,175,778	693,360,883	1,184,234 ( 2.8)	901,267,030 ( 0.3)	13	
1,195,400	720,596,376	1,203,741 ( 1.6)	923,182,128 ( 2.4)	14	
1,206,408	729,203,566	1,214,274 ( 0.9)	922,948,270 (△0.0)	15	
1,181,564	708,769,298	1,188,841 (△2.1)	886,323,611 (△4.0)	16	
1,179,664	696,569,064	1,186,471 (△0.2)	862,088,481 (△2.7)	17	
1,129,936	671,756,523	1,136,104 (△4.2)	824,431,363 (△4.4)	18	
1,156,333	683,321,309	1,162,362 ( 2.3)	828,803,036 ( 0.5)	19	
1,127,755	681,021,510	1,133,237 (△2.5)	812,861,900 (△1.9)	20	
1,117,373	677,130,551	1,122,501 (△0.9)	799,756,058 (△1.6)	21	
1,136,876	677,004,059	1,141,798 ( 1.7)	795,721,580 (△0.5)	22	
1,155,536	691,458,139	1,160,313 ( 1.6)	805,430,966 ( 1.2)	23	
1,154,370	690,578,802	1,158,839 (△0.1)	799,990,498 (△0.7)	24	

第2表 自賠責保険

	車 種		契 約		支	
			台 数	保 険 料	死 亡	
					件 数	保 険 金
		台	千円	件	千円	
1	乗 合 自 動 車		221,583	7,408,151	43	1,056,082
2	乗用自動車	営業用	270,530	22,521,203	73	1,985,342
3		自家用	18,070,554	462,095,182	1,822	44,530,238
4	普通貨物	営業用	959,589	45,428,614	527	13,425,108
5	自 動 車	自家用	1,228,259	37,979,467	214	5,161,422
6	小型貨物	営業用	70,769	1,700,332	20	531,794
7	自 動 車	自家用	2,969,020	43,707,539	301	7,755,567
8	小型二輪および軽自動車		12,813,374	280,035,436	1,328	31,374,051
9	特殊および緊急自動車		350,692	3,456,903	19	484,526
10	商 品 自 動 車		71,497	759,648	5	139,984
11	特種用途自動車		345,291	7,585,191	43	1,152,105
12	被けん引自動車		181,517	922,636	0	0
13	原動機付自転車		2,109,905	22,724,253	74	1,815,476
14	合 計		39,662,580	936,324,556	4,469	109,411,696

(注) 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。

車種別収支 <平成24年度>

払				
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
7,868	5,244,614	7,911	6,300,696	1
34,708	21,028,642	34,781	23,013,984	2
592,267	347,182,807	594,089	391,713,045	3
35,250	29,029,872	35,777	42,454,980	4
20,414	14,569,967	20,628	19,731,388	5
2,136	1,639,395	2,156	2,171,189	6
62,217	39,391,170	62,518	47,146,737	7
370,583	212,808,812	371,911	244,182,863	8
1,798	1,465,937	1,817	1,950,463	9
263	220,877	268	360,862	10
5,903	4,109,612	5,946	5,261,717	11
5	2,179	5	2,179	12
20,958	13,884,919	21,032	15,700,395	13
1,154,370	690,578,802	1,158,839	799,990,498	14

第3表 自賠責保険

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	1,740,789	42,177,913	41,649	27,166,263
青森	491,137	11,805,380	8,766	5,903,908
岩手	441,854	10,710,886	7,369	4,855,425
宮城	783,774	18,877,748	22,347	13,374,581
秋田	315,152	7,642,503	5,235	3,278,729
山形	412,301	9,867,975	9,052	5,344,219
福島	721,463	17,391,367	18,448	11,190,518
茨城	1,246,586	29,831,872	36,024	25,868,323
栃木	823,142	19,774,285	23,367	16,238,424
群馬	830,878	20,053,869	27,011	19,815,709
埼玉	2,052,010	48,994,396	62,764	45,472,870
千葉	1,812,467	43,089,112	55,659	42,203,925
東京	2,415,539	58,370,861	78,126	56,069,817
神奈川	2,179,107	50,538,849	63,806	46,427,249
新潟	892,796	21,150,508	18,035	10,902,046
富山	442,529	10,621,112	11,497	6,262,487
石川	440,613	10,645,931	11,863	6,292,066
福井	313,386	7,546,350	9,498	5,421,911
山梨	323,972	7,672,831	9,051	6,047,760
長野	856,675	20,439,880	17,901	10,599,285
岐阜	834,889	19,861,209	24,290	16,225,903
静岡	1,487,438	35,033,142	45,800	30,556,575
愛知	2,571,562	62,184,170	76,387	49,907,266
三重	729,617	17,376,012	20,180	14,371,287
滋賀	481,275	11,532,076	14,076	9,032,947

- (注) 1. 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものである。  
2. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。  
3. 沖縄県には同県離島分も含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計している。

都道府県別収支〈平成24年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
京 都	754,504	17,664,891	24,996	17,967,117
大 阪	2,130,176	49,776,560	75,360	58,087,142
兵 庫	1,558,000	36,598,857	48,705	36,625,832
奈 良	417,696	9,810,119	13,548	9,306,987
和 歌 山	376,971	8,677,173	11,116	8,482,382
鳥 取	213,595	5,113,801	4,863	2,519,606
島 根	195,848	4,728,666	3,858	2,174,182
岡 山	748,572	17,881,670	25,741	15,805,277
広 島	947,941	22,375,600	27,370	17,178,310
山 口	495,952	11,910,458	13,363	8,504,824
徳 島	307,362	7,195,080	10,120	6,333,008
香 川	374,963	8,845,738	14,352	10,065,402
愛 媛	490,742	11,298,131	14,532	10,024,607
高 知	232,018	5,377,938	5,572	3,977,583
福 岡	1,616,492	38,491,018	61,785	46,750,919
佐 賀	288,911	6,883,079	10,173	7,376,025
長 崎	403,931	9,449,272	11,325	7,929,629
熊 本	651,434	15,233,677	19,833	12,538,639
大 分	405,806	9,583,378	10,724	7,359,522
宮 崎	343,759	8,246,005	10,672	7,554,326
鹿 児 島	498,301	11,759,525	12,215	8,305,481
沖 縄	440,602	5,142,055	9,264	5,335,262
離 島	128,053	1,091,626	1,151	958,945
合 計	39,662,580	936,324,556	1,158,839	799,990,498

第4表 原動機付自転車の自賠償保険付保台数・共済加入台数の推移

年 度	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	千台	千台	千台
昭和45	2,654	1,850	4,504
50	3,017	1,774	4,791
55	6,950	2,730	9,680
60	10,565	2,968	13,532
61	10,087	2,857	12,944
62	9,475	2,690	12,165
63	8,986	2,553	11,540
平成元	8,633	2,425	11,058
2	8,264	2,273	10,537
3	8,028	2,152	10,181
4	7,786	2,054	9,840
5	7,605	1,967	9,572
6	7,499	1,872	9,371
7	7,390	1,806	9,197
8	7,293	1,736	9,028
9	7,121	1,643	8,764
10	7,140	1,613	8,753
11	7,128	1,569	8,697
12	6,930	1,517	8,447
13	6,842	1,481	8,323
14	6,692	1,427	8,119
15	6,612	1,367	7,979
16	6,533	1,319	7,852
17	6,453	1,267	7,721
18	6,329	1,215	7,544
19	6,256	1,176	7,432
20	6,249	1,161	7,410
21	6,172	1,131	7,303
22	6,095	1,101	7,196
23	5,941	1,056	6,996
24	5,872	1,019	6,891

- (注) 1. 付保台数、加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数である。  
 2. 昭和45年度は、沖縄県を含まない。  
 3. 平成8年度以前の自賠償共済は、J A共済より報告を受けた加入台数である。  
 4. 平成9年度の自賠償共済は、J A共済および全労済より報告を受けた加入台数の合計である。  
 5. 平成10～12年度の自賠償共済は、J A共済、全労済および全自共より報告を受けた加入台数の合計である。  
 6. 平成13年度以降の自賠償共済は、J A共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた加入台数の合計である。

第5表 原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数<平成25年3月末>

都道府県	自賠責保険		自賠責共済		合計	
	付保台数	台	加入台数	台	付保・加入台数	台
北海道	北	51,592	7,346	58,938		
	青森	26,070	11,144	37,214		
	岩手	31,590	18,116	49,706		
	宮城	81,072	12,560	93,632		
	秋田	12,297	9,316	21,613		
	山形	22,194	13,143	35,337		
福井県	福井	44,190	17,378	61,568		
	茨城	91,637	12,218	103,855		
	栃木	55,207	15,784	70,991		
	群馬	53,070	13,339	66,409		
	埼玉	293,307	33,465	326,772		
	千葉	249,306	15,457	264,763		
東京都	東	512,793	11,951	524,744		
	神奈川	576,976	32,559	609,535		
	新潟	63,363	25,013	88,376		
	富山	17,593	4,544	22,137		
	石川	24,660	5,029	29,689		
	福井	13,274	3,552	16,826		
山梨県	山梨	38,309	21,980	60,289		
	長野	53,895	34,329	88,224		
	岐阜	44,406	11,911	56,317		
	静岡	214,096	40,930	255,026		
	愛知	214,500	51,313	265,813		
	三重	77,690	20,471	98,161		
滋賀県	滋賀	57,606	21,695	79,301		
	京都	272,852	16,445	289,297		
	大阪	663,380	20,315	683,695		
	兵庫	359,001	38,113	397,114		
	奈良	100,315	32,402	132,717		
	和歌山	116,152	41,747	157,899		
鳥取県	鳥取	12,404	4,103	16,507		
	島根	15,649	14,452	30,101		
	岡山	94,542	27,667	122,209		
	広島	216,163	39,184	255,347		
	山口	54,023	20,287	74,310		
	徳島	46,007	12,128	58,135		
香川県	香川	58,054	17,052	75,106		
	愛媛	131,928	36,164	168,092		
	高知	55,106	23,709	78,815		
	福岡	230,462	32,198	262,660		
	佐賀	25,500	11,976	37,476		
	長崎	82,498	14,944	97,442		
熊本県	熊本	103,273	22,890	126,163		
	大分	52,568	19,463	72,031		
	宮崎	34,838	20,508	55,346		
	鹿児島	74,078	34,195	108,273		
	沖縄	105,769	18,509	124,278		
	離島	46,828	36,012	82,840		
合計	5,872,083	1,019,006	6,891,089			

(注) 1. 自賠責共済は、J A共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた加入台数の合計である。

2. 付保台数、加入台数は平成25年3月末現在の有効契約台数である。

3. 沖縄県には同県離島分も含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計している。

第6表 自賠償保険 都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	件数	指数								
北海道	45,186	100	44,248	98	44,337	98	44,479	98	45,954	102
青森	9,588	100	9,197	96	9,002	94	9,107	95	8,886	93
岩手	7,467	100	7,345	98	7,195	96	7,251	97	7,179	96
宮城	26,112	100	25,039	96	25,079	96	25,528	98	27,917	107
秋田	5,969	100	5,779	97	5,461	91	5,349	90	5,262	88
山形	10,336	100	9,895	96	9,609	93	9,545	92	9,190	89
福島	19,333	100	18,175	94	17,868	92	17,801	92	18,279	95
茨城	36,513	100	35,509	97	34,455	94	35,985	99	37,116	102
栃木	23,977	100	23,168	97	22,456	94	22,877	95	23,579	98
群馬	30,328	100	29,286	97	28,807	95	29,525	97	29,676	98
埼玉	63,084	100	62,068	98	60,625	96	59,972	95	58,669	93
千葉	54,289	100	53,633	99	53,412	98	54,166	100	53,773	99
東京都	137,382	100	133,896	97	138,645	101	144,858	105	147,133	107
神奈川県	73,082	100	72,620	99	72,988	100	72,049	99	71,115	97
新潟	20,175	100	18,805	93	18,543	92	19,226	95	19,222	95
富山	12,376	100	11,724	95	12,033	97	12,292	99	11,661	94
石川	12,393	100	11,673	94	11,977	97	12,356	100	11,910	96
福井	9,870	100	9,266	94	9,701	98	9,683	98	9,828	100
山梨	9,938	100	9,585	96	9,820	99	9,960	100	10,021	101
長野	18,342	100	18,218	99	17,780	97	18,635	102	18,034	98
岐阜	21,454	100	21,583	101	22,644	106	23,148	108	23,525	110
静岡	48,796	100	46,957	96	47,300	97	47,563	97	47,954	98
愛知	84,800	100	85,289	101	88,568	104	90,049	106	90,895	107
三重	18,860	100	18,530	98	19,800	105	19,762	105	20,374	108
滋賀	14,156	100	13,688	97	14,076	99	14,197	100	13,756	97
京都	27,639	100	27,493	99	28,541	103	27,644	100	27,386	99
大阪	101,363	100	101,451	100	103,060	102	105,867	104	105,799	104
兵庫	49,946	100	49,936	100	49,468	99	49,723	100	48,347	97
奈良	12,534	100	12,930	103	13,476	108	13,197	105	12,937	103
和歌山	11,990	100	12,084	101	12,882	107	12,667	106	12,140	101
鳥取	5,096	100	5,064	99	5,209	102	5,255	103	4,981	98
島根	4,383	100	4,382	100	4,305	98	4,536	103	4,059	93
岡山	28,054	100	27,917	100	28,025	100	28,766	103	27,856	99
広島	31,000	100	31,382	101	31,491	102	32,472	105	31,424	101
山口	15,236	100	14,998	98	14,366	94	14,455	95	14,088	92
徳島	10,380	100	10,638	102	10,838	104	11,177	108	10,791	104
香川	15,931	100	15,870	100	15,873	100	15,699	99	15,650	98
愛媛	16,863	100	16,887	100	17,262	102	17,242	102	16,244	96
高知	6,273	100	6,576	105	6,475	103	6,396	102	6,182	99
福岡	72,144	100	73,588	102	75,356	104	75,949	105	74,979	104
佐賀	9,708	100	9,580	99	9,906	102	9,757	101	9,767	101
長崎	11,251	100	11,237	100	11,445	102	11,818	105	11,712	104
熊本	18,872	100	19,076	101	19,918	106	20,524	109	20,560	109
大分	10,665	100	10,863	102	11,362	107	11,052	104	11,140	104
宮崎	12,299	100	12,139	99	11,872	97	11,965	97	11,618	94
鹿児島	13,843	100	13,739	99	13,511	98	13,569	98	13,418	97
沖縄	7,527	100	7,897	105	8,404	112	9,000	120	9,773	130
合計	1,306,803	100	1,290,903	99	1,305,226	100	1,324,093	101	1,321,759	101

- (注) 1. 本表は、当機構の各自賠償損害調査事務所において受付けた自賠償保険損害調査事案を都道府県別に集計したものである。(全労済、全自共および交協連を含む。)
2. 指数は、平成20年度を100としたものである。
3. 平成23年3月の東日本大震災により、一時的に閉鎖した調査事務所に送付されるべき事案は、本部において臨時的処理を行った。その際、福島調査事務所のコードを暫定的に使用したことから、閉鎖した調査事務所の受付件数(23年3月および4月分の一部)を福島調査事務所の件数として計上している。
4. 平成22年度から松江調査事務所の事案の一部を広島調査事務所へ、大津調査事務所の事案の一部を京都調査事務所へ移管している。
5. 平成23年度から盛岡調査事務所の事案の一部を仙台調査事務所へ、鳥取調査事務所の事案の一部を広島調査事務所へ移管している。

第7表 自賠責保険 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比 <平成24年度>

傷害度 受傷部位	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
頭 顔 部	個 164,714 (72.9)	個 23,531 (10.4)	個 11,281 (5.0)	個 2,364 (1.0)	個 6,589 (2.9)	個 20 (0.0)	個 17,548 (7.8)	個 226,047 (100.0)
頸 部	796,924 (98.4)	0 (0.0)	3,192 (0.4)	0 (0.0)	2,843 (0.4)	64 (0.0)	6,627 (0.8)	809,650 (100.0)
腰 背 部	435,019 (95.8)	9,551 (2.1)	0 (0.0)	2,344 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	7,354 (1.6)	454,268 (100.0)
胸 部	119,752 (88.0)	5,317 (3.9)	5,951 (4.4)	1,875 (1.4)	315 (0.2)	7 (0.0)	2,891 (2.1)	136,108 (100.0)
腹 部	35,469 (61.3)	9,996 (17.3)	95 (0.2)	1,968 (3.4)	0 (0.0)	3 (0.0)	10,305 (17.8)	57,836 (100.0)
上 肢	249,690 (63.2)	126,126 (31.9)	5,465 (1.4)	229 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	13,302 (3.4)	394,812 (100.0)
下 肢	242,174 (71.9)	82,292 (24.4)	6,128 (1.8)	867 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	5,192 (1.5)	336,653 (100.0)
全 身	22,200 (56.1)	0 (0.0)	49 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	34 (0.1)	17,277 (43.7)	39,560 (100.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	30,592 (100.0)	30,592 (100.0)
合 計	2,065,942 (83.1)	256,813 (10.3)	32,161 (1.3)	9,647 (0.4)	9,747 (0.4)	128 (0.0)	111,088 (4.5)	2,485,526 (100.0)

- (注) 1. 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。
2. 本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としている。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険へ請求を行った場合は2件となる。
3. 個数は、1被害者で2つの傷病名があるときは2個となる。
4. 傷病名が未記入の事案は除外した。
5. 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいう。
6. 傷害度の「その他」とは無傷、不明をいう。
7. ( ) 内は各受傷部位における傷害度別の構成比 (%) を示す。

第8表 自賠責保険 事故類型別受傷部位別件数・構成比〈平成24年度〉

事故類型 受傷部位	人対車両	車 両 相 互							車両単独	その他	合 計
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接 触	追 突	その他	計			
頭 顔 部	件 47,904 (4.0)	件 3,969 (0.3)	件 7,937 (0.7)	件 33,112 (2.8)	件 3,134 (0.3)	件 43,840 (3.7)	件 12,384 (1.0)	件 104,376 (8.7)	件 5,958 (0.5)	件 28 (0.0)	件 158,266 (13.2)
頸 部	24,880 (2.1)	9,680 (0.8)	19,881 (1.7)	88,851 (7.4)	17,337 (1.4)	351,088 (29.3)	54,724 (4.6)	541,561 (45.2)	6,303 (0.5)	65 (0.0)	572,809 (47.8)
腰 背 部	20,970 (1.8)	1,256 (0.1)	3,357 (0.3)	11,586 (1.0)	2,397 (0.2)	22,119 (1.8)	7,027 (0.6)	47,742 (4.0)	1,706 (0.1)	15 (0.0)	70,433 (5.9)
胸 部	10,251 (0.9)	2,463 (0.2)	3,738 (0.3)	13,819 (1.2)	957 (0.1)	4,725 (0.4)	4,594 (0.4)	30,296 (2.5)	2,024 (0.2)	7 (0.0)	42,578 (3.6)
腹 部	6,094 (0.5)	534 (0.0)	1,095 (0.1)	2,876 (0.2)	294 (0.0)	1,327 (0.1)	1,243 (0.1)	7,369 (0.6)	386 (0.0)	2 (0.0)	13,851 (1.2)
上 肢	57,787 (4.8)	3,730 (0.3)	13,167 (1.1)	33,463 (2.8)	7,353 (0.6)	43,904 (3.7)	22,424 (1.9)	124,041 (10.4)	3,583 (0.3)	33 (0.0)	185,444 (15.5)
下 肢	63,459 (5.3)	2,680 (0.2)	8,929 (0.7)	19,179 (1.6)	3,673 (0.3)	11,965 (1.0)	12,563 (1.0)	58,989 (4.9)	2,412 (0.2)	21 (0.0)	124,881 (10.4)
全 身	1,945 (0.2)	316 (0.0)	619 (0.1)	2,808 (0.2)	587 (0.0)	4,387 (0.4)	1,582 (0.1)	10,299 (0.9)	331 (0.0)	2 (0.0)	12,577 (1.0)
そ の 他	2,425 (0.2)	347 (0.0)	796 (0.1)	3,209 (0.3)	711 (0.1)	7,736 (0.6)	1,707 (0.1)	14,506 (1.2)	477 (0.0)	4 (0.0)	17,412 (1.5)
合 計	235,715 (19.7)	24,975 (2.1)	59,519 (5.0)	208,903 (17.4)	36,443 (3.0)	491,091 (41.0)	118,248 (9.9)	939,179 (78.4)	23,180 (1.9)	177 (0.0)	1,198,251 (100.0)

- (注) 1. 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。  
 2. 本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としている。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険へ請求を行った場合は2件となる。  
 3. 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいう。  
 4. ( ) 内は構成比 (%) を示す。

第9表 自賠責保険 診療期間ランク別傷害度別件数・構成比 <平成24年度>

傷害度 診療期間ランク	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
	件	件	件	件	件	件	件	件
1～30日	421,380 (46.7)	38,015 (18.1)	5,057 (19.3)	1,370 (16.2)	1,329 (14.3)	33 (27.3)	19,623 (83.3)	486,807 (41.2)
31～60日	123,007 (13.6)	27,371 (13.0)	3,619 (13.8)	1,150 (13.6)	1,220 (13.2)	22 (18.2)	1,207 (5.1)	157,596 (13.3)
61～90日	87,942 (9.7)	26,864 (12.8)	2,900 (11.1)	969 (11.5)	1,038 (11.2)	15 (12.4)	604 (2.6)	120,332 (10.2)
91～120日	80,751 (8.9)	30,381 (14.4)	2,670 (10.2)	906 (10.7)	967 (10.4)	7 (5.8)	437 (1.9)	116,119 (9.8)
121～150日	54,947 (6.1)	23,422 (11.1)	2,082 (7.9)	710 (8.4)	789 (8.5)	4 (3.3)	330 (1.4)	82,284 (7.0)
151～180日	42,554 (4.7)	18,640 (8.9)	1,825 (7.0)	581 (6.9)	750 (8.1)	7 (5.8)	233 (1.0)	64,590 (5.5)
181～360日	84,432 (9.3)	40,224 (19.1)	5,939 (22.7)	2,000 (23.7)	2,404 (25.9)	24 (19.8)	706 (3.0)	135,729 (11.5)
361日以上	8,224 (0.9)	5,485 (2.6)	2,102 (8.0)	754 (8.9)	779 (8.4)	9 (7.4)	431 (1.8)	17,784 (1.5)
計	903,237 (100.0)	210,402 (100.0)	26,194 (100.0)	8,440 (100.0)	9,276 (100.0)	121 (100.0)	23,571 (100.0)	1,181,241 (100.0)
不明	6,466	2,954	905	341	361	7	5,976	17,010
合計	909,703	213,356	27,099	8,781	9,637	128	29,547	1,198,251

(注) 1. 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。

2. 本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としている。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険へ請求を行った場合は2件となる。

3. ( ) 内は診療期間別の構成比 (%) を示す。

## Ⅱ. 政府保障事業

第10表 政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈平成24年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	26	11	37	滋賀	7	1	8
青森	7	2	9	京都	72	15	87
岩手	2	2	4	大阪	215	44	259
宮城	12	3	15	兵庫	142	19	161
秋田	0	0	0	奈良	13	14	27
山形	3	1	4	和歌山	19	0	19
福島	6	2	8	鳥取	2	0	2
茨城	22	9	31	島根	3	0	3
栃木	5	14	19	岡山	14	4	18
群馬	21	5	26	広島	30	8	38
埼玉	124	13	137	山口	1	1	2
千葉	79	14	93	徳島	3	0	3
東京	123	29	152	香川	4	6	10
神奈川	175	38	213	愛媛	11	2	13
新潟	5	1	6	高知	3	0	3
富山	4	2	6	福岡	109	17	126
石川	2	2	4	佐賀	5	0	5
福井	1	2	3	長崎	5	2	7
山梨	9	2	11	熊本	15	4	19
長野	4	2	6	大分	4	2	6
岐阜	8	2	10	宮崎	1	1	2
静岡	22	6	28	鹿児島	3	5	8
愛知	58	25	83	沖縄	7	2	9
三重	6	6	12	合計	1,412	340	1,752

(注) 本表は当機構の各自賠償損害調査事務所において受付けた政府保障事業損害調査事案を都道府県別に集計したものである。

### Ⅲ. 任意自動車保険

第11表 任意自動車保険 収支の推移

年 度	収 入 保 険 料	支 払 保 険 金
	百万円	百万円
平成20	3,250,145	1,892,851
21	3,120,190	1,893,493
22	3,196,113	1,935,224
23	3,385,195	1,942,206
24	3,261,875	1,935,900

第12表 任意自動車保険 用途・車種別

	用途・車種		合 計			
			契 約		支 払	
			台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
		台	千円	件	千円	
1	自家用乗用車	普通	12,869,615	989,862,694	1,943,667	567,490,428
2		小型	15,998,495	946,416,732	2,163,891	544,471,721
3	営業用乗用車		194,363	21,083,039	36,865	14,693,804
4	軽四輪自動車	乗用車	13,272,685	621,397,584	1,591,686	390,588,119
5		貨物車	4,619,280	165,176,703	351,903	96,859,911
6	自家用貨物車	普通	1,011,777	77,696,926	119,390	45,792,704
7		小型	2,450,808	138,152,142	309,349	89,230,191
8	営業用貨物車	普通	744,174	104,945,180	108,662	70,459,495
9		小型	54,933	3,695,575	5,728	2,358,082
10	バ ス	自家用	84,830	3,967,479	10,475	2,830,015
11		営業用	108,333	9,979,504	17,083	7,849,821
12	二 輪 車		1,377,463	35,434,974	55,286	19,717,521
13	原 動 機 付 自 転 車		1,057,636	13,888,619	48,233	10,698,247
14	ダ ン プ カ ー		413,152	33,450,976	38,628	18,981,741
15	特 種 用 途 自 動 車		277,878	12,634,969	21,995	7,110,515
16	工 作 車		470,354	15,211,891	24,357	10,932,105
17	計		55,005,776	3,192,994,987	6,847,198	1,900,064,420
18	レ ン タ カ ー		749,844	36,774,871	61,503	18,778,234
19	合 計		55,755,620	3,229,769,858	6,908,701	1,918,842,654
20	運 転 者 賠 償		25,674	466,711	862	309,382
21	販売用・修理工場等受託車		0	22,139,853	55,510	11,813,786
22	そ の 他		3,076,233	9,498,717	16,904	4,933,798
23	総 合 計		58,857,527	3,261,875,139	6,981,977	1,935,899,620

- (注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。  
 2. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。  
 3. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。  
 4. 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種のいかんを問わず「その他」欄に一括して掲載した。

統計表 <平成24年度> その1

対人賠償			対物賠償			
契約台数	支 払		契約台数	支 払		
	件 数	保険金		件 数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
12,853,327	108,935	82,270,984	12,843,125	598,729	155,402,319	1
15,980,651	149,054	109,052,325	15,963,687	819,606	196,795,098	2
178,836	12,240	9,232,639	191,372	19,670	4,413,397	3
13,262,727	112,999	72,090,976	13,248,602	626,407	151,262,011	4
4,616,143	35,383	27,694,007	4,586,211	182,904	45,150,727	5
1,010,398	8,960	9,571,515	1,004,348	71,526	23,746,819	6
2,449,677	28,286	22,237,813	2,439,688	134,041	37,953,305	7
716,566	14,347	23,192,852	712,514	75,763	34,769,590	8
53,364	902	935,076	53,715	3,374	1,076,118	9
84,688	541	589,889	83,945	3,595	813,562	10
108,315	2,853	2,916,568	107,558	7,330	2,035,355	11
1,372,247	8,380	8,735,901	1,366,906	22,004	4,440,221	12
1,054,202	7,100	4,116,827	1,044,170	24,396	3,350,484	13
411,769	3,781	4,948,366	408,893	26,089	10,345,743	14
276,379	1,545	1,394,438	274,647	10,619	2,847,876	15
460,523	1,116	2,261,030	440,187	20,390	6,812,253	16
54,889,812	496,422	381,241,206	54,769,568	2,646,443	681,214,878	17
747,012	6,272	4,481,920	746,039	34,889	9,333,833	18
55,636,824	502,694	385,723,126	55,515,607	2,681,332	690,548,711	19
25,503	144	96,823	24,491	548	170,658	20
0	1,215	1,355,940	0	6,608	1,855,008	21
3,065,779	1,329	1,280,484	3,011,661	6,209	1,638,759	22
58,728,106	505,382	388,456,373	58,551,759	2,694,697	694,213,136	23

5. 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指す。

第12表 任意自動車保険 用途・車種別

	用途・車種		搭乗者傷害		
			契約台数	支払	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	7,985,723	93,660	13,518,996
2		小型	9,671,920	135,957	19,788,012
3	営業用乗用車		41,176	1,579	345,283
4	軽四輪自動車	乗用車	7,860,707	133,887	19,178,147
5		貨物車	2,596,755	23,451	5,425,062
6	自家用貨物車	普通	560,617	2,838	648,184
7		小型	1,362,402	12,191	2,508,346
8	営業用貨物車	普通	187,149	952	413,450
9		小型	19,120	131	42,905
10	バス	自家用	59,281	925	142,294
11		営業用	36,365	854	233,360
12	二輪車		1,040,899	23,645	5,880,415
13	原動機付自転車		644,392	15,315	3,114,470
14	ダンプカー		241,608	1,103	325,768
15	特殊用途自動車		137,383	815	181,652
16	工作車		212,714	156	135,045
17	計		32,658,211	447,459	71,881,389
18	レンタカー		262,709	1,182	371,609
19	合計		32,920,920	448,641	72,252,998
20	運転者賠償		19,542	170	41,901
21	販売用・修理工場等受託車		0	196	35,783
22	その他		179,487	520	100,344
23	総合計		33,119,949	449,527	72,431,026

- (注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。  
 2. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。  
 3. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。  
 4. 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種のいかんを問わず「その他」欄に一括して掲載した。

統計表 <平成24年度> その2

車 両			
契約台数	支 払		
	件 数	保 険 金	
台	件	千円	
9, 107, 404	1, 142, 343	316, 298, 129	1
9, 961, 360	1, 059, 274	218, 836, 286	2
18, 688	3, 376	702, 485	3
7, 704, 152	718, 393	148, 056, 985	4
1, 417, 271	110, 165	18, 590, 115	5
397, 440	36, 066	11, 826, 186	6
1, 119, 079	134, 831	26, 530, 727	7
197, 362	17, 600	12, 083, 603	8
13, 572	1, 321	303, 983	9
50, 527	5, 414	1, 284, 270	10
42, 621	6, 046	2, 664, 538	11
27, 252	1, 257	660, 984	12
22, 726	1, 422	116, 466	13
104, 706	7, 655	3, 361, 864	14
111, 218	9, 016	2, 686, 549	15
72, 108	2, 695	1, 723, 777	16
30, 367, 486	3, 256, 874	765, 726, 947	17
327, 468	19, 160	4, 590, 872	18
30, 694, 954	3, 276, 034	770, 317, 819	19
0	0	0	20
0	47, 491	8, 567, 055	21
2, 552, 696	8, 846	1, 914, 211	22
33, 247, 650	3, 332, 371	780, 799, 085	23

5. 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第12表その1（注）5. 参照）を指す。

第13表 任意自動車保険 対人賠償責任保険

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	12,853,327	564	7,146,185
2		小型	15,980,651	747	7,977,709
3	営業用乗用車		178,836	46	551,462
4	軽四輪自動車	乗用車	13,262,727	604	6,106,443
5		貨物車	4,616,143	271	2,659,854
6	自家用貨物車	普通	1,010,398	122	1,231,973
7		小型	2,449,677	231	2,260,806
8	営業用貨物車	普通	716,566	283	4,657,232
9		小型	53,364	16	150,164
10	バス	自家用	84,688	9	109,358
11		営業用	108,315	25	392,639
12	二輪車		1,372,247	134	2,073,491
13	原動機付自転車		1,054,202	30	312,763
14	ダンプカー		411,769	63	781,567
15	特種用途自動車		276,379	18	202,366
16	工作車		460,523	31	418,590
17	計		54,889,812	3,194	37,032,602
18	レンタカー		747,012	28	589,882
19	合計		55,636,824	3,222	37,622,484

(注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。

2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。

3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第12表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

4. 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれている。

保険金種類別統計表 <平成24年度>

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
108,371	75,124,802	108,935	82,270,987	1
148,307	101,074,615	149,054	109,052,324	2
12,194	8,681,177	12,240	9,232,639	3
112,396	65,984,633	112,999	72,090,976	4
35,112	25,034,154	35,383	27,694,008	5
8,838	8,339,539	8,960	9,571,512	6
28,055	19,977,006	28,286	22,237,812	7
14,064	18,535,617	14,347	23,192,849	8
886	784,913	902	935,077	9
532	480,530	541	589,888	10
2,828	2,523,927	2,853	2,916,566	11
8,246	6,662,412	8,380	8,735,903	12
7,070	3,804,064	7,100	4,116,827	13
3,718	4,166,796	3,781	4,948,363	14
1,527	1,192,071	1,545	1,394,437	15
1,085	1,842,439	1,116	2,261,029	16
493,229	344,208,695	496,422	381,241,197	17
6,244	3,892,038	6,272	4,481,920	18
499,473	348,100,733	502,694	385,723,117	19

第14表 任意自動車保険 搭乗者傷害保険

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	7,985,723	66	556,056
2		小型	9,671,920	164	1,443,473
3	営業用乗用車		41,176	2	5,020
4	軽四輪自動車	乗用車	7,860,707	143	1,213,002
5		貨物車	2,596,755	87	730,617
6	自家用貨物車	普通	560,617	6	50,221
7		小型	1,362,402	28	215,215
8	営業用貨物車	普通	187,149	17	117,311
9		小型	19,120	2	20,075
10	バス	自家用	59,281	5	45,500
11		営業用	36,365	8	75,000
12	二輪車		1,040,899	176	730,537
13	原動機付自転車		644,392	60	203,905
14	ダンプカー		241,608	7	65,035
15	特殊用途自動車		137,383	2	20,010
16	工作車		212,714	7	56,000
17	計		32,658,211	780	5,546,977
18	レンタカー		262,709	9	83,736
19	合計		32,920,920	789	5,630,713

(注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。

2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。

3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第12表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

4. 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれている。

保険金種類別統計表 <平成24年度>

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
93,594	12,962,940	93,660	13,518,996	1
135,793	18,344,539	135,957	19,788,012	2
1,577	340,263	1,579	345,283	3
133,744	17,965,146	133,887	19,178,148	4
23,364	4,694,446	23,451	5,425,063	5
2,832	597,963	2,838	648,184	6
12,163	2,293,131	12,191	2,508,346	7
935	296,140	952	413,451	8
129	22,830	131	42,905	9
920	96,794	925	142,294	10
846	158,360	854	233,360	11
23,469	5,149,880	23,645	5,880,417	12
15,255	2,910,565	15,315	3,114,470	13
1,096	260,733	1,103	325,768	14
813	161,642	815	181,652	15
149	79,045	156	135,045	16
446,679	66,334,417	447,459	71,881,394	17
1,172	287,874	1,182	371,610	18
447,851	66,622,291	448,641	72,253,004	19

第15表 任意自動車保険 都道

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	2,412,864	154,362,690	337,358	90,722,473
青森	643,437	36,138,908	75,400	18,205,907
岩手	587,068	31,780,245	60,836	13,776,415
宮城	1,152,677	67,712,186	142,020	36,144,493
秋田	459,471	24,658,895	53,150	11,788,120
山形	542,113	30,833,742	73,661	16,669,552
福島	983,207	57,107,511	123,466	29,542,570
茨城	1,788,692	101,149,282	227,583	67,040,636
栃木	1,150,494	63,216,384	125,429	34,788,546
群馬	1,186,828	65,776,475	142,180	37,947,790
埼玉	2,909,005	169,469,907	334,562	101,400,744
千葉	2,665,971	158,646,314	329,423	101,667,041
東京都	3,450,918	219,743,221	409,633	133,190,040
神奈川県	3,009,435	181,575,161	365,864	108,569,217
新潟	1,212,399	60,449,574	143,234	31,645,910
富山	607,275	32,935,814	82,021	18,437,773
石川	593,581	31,145,196	73,112	16,770,010
福井	430,475	23,319,308	58,856	14,506,859
山梨	436,441	22,556,230	48,332	12,829,473
長野	1,125,018	58,127,770	122,563	28,787,276
岐阜	1,183,309	73,692,328	182,078	49,086,704
静岡	2,028,008	113,336,819	247,713	66,364,776
愛知	3,868,085	253,832,956	545,002	153,478,215
三重	1,073,725	61,269,858	137,914	40,182,597

- (注) 1. 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものである。  
 2. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第12表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。  
 3. 契約台数は、新契約の台数である。

## 府県別統計表 &lt;平成24年度&gt;

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	693,856	37,404,155	81,709	22,724,506
京 都	997,249	57,311,022	127,338	37,870,809
大 阪	2,967,390	190,786,853	398,556	131,911,794
兵 庫	2,226,452	129,190,374	278,054	86,016,903
奈 良	621,775	34,936,758	79,630	23,968,387
和 歌 山	540,308	26,119,305	57,038	16,853,763
鳥 取	276,491	15,887,640	36,716	7,910,740
島 根	279,355	14,867,631	32,041	7,025,814
岡 山	1,030,512	57,780,907	128,258	34,536,451
広 島	1,314,628	74,672,865	159,164	43,694,666
山 口	709,906	40,541,228	87,408	21,441,290
徳 島	410,173	20,532,112	48,253	12,419,214
香 川	543,287	28,736,491	64,059	17,405,601
愛 媛	676,704	33,423,383	72,688	17,601,395
高 知	301,089	14,904,544	29,756	7,189,402
福 岡	2,321,135	139,125,057	314,196	83,954,594
佐 賀	404,801	21,547,078	48,244	12,860,365
長 崎	570,402	30,274,003	59,993	14,877,560
熊 本	823,422	46,861,746	102,680	24,375,727
大 分	554,229	29,583,006	61,424	14,995,680
宮 崎	501,989	26,958,286	54,972	12,844,468
鹿 児 島	733,861	38,427,488	69,370	15,921,283
沖 縄	545,245	20,689,133	59,389	12,227,586
合 計	55,755,620	3,229,769,868	6,908,701	1,918,842,632

4. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。

5. 合計には、都道府県不明分が含まれている。

第16表 任意自動車保険 用途

	用途・車種	25年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠
			付保台数	普及率	付保台数
		台	台	%	台
1	自家用普通乗用車	17,246,034 (17,048,886)	14,075,449 (13,869,584)	81.6 (81.4)	14,066,514 (13,859,872)
2	自家用小型乗用車	22,521,885 (22,849,912)	17,707,178 (17,944,790)	78.6 (78.5)	17,693,848 (17,929,565)
3	軽四輪乗用車	19,347,873 (18,585,902)	14,508,425 (13,902,311)	75.0 (74.8)	14,497,445 (13,890,954)
4	軽四輪貨物車 (軽三輪車を含む)	8,936,914 (9,023,226)	4,761,228 (4,792,072)	53.3 (53.1)	4,739,151 (4,766,492)
5	自家用小型貨物車 (自家用三輪車を含む)	3,575,280 (3,642,980)	2,807,626 (2,855,837)	78.5 (78.4)	2,799,323 (2,846,207)
6	自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,419,668 (1,418,521)	1,254,941 (1,250,426)	88.4 (88.1)	1,251,678 (1,246,090)
7	営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	998,809 (999,601)	697,143 (696,082)	69.8 (69.6)	693,772 (692,562)
8	営業用小型貨物車 (営業用三輪車を含む)	74,381 (74,811)	50,193 (50,522)	67.5 (67.5)	50,602 (51,014)
9	営業用乗用車	241,431 (244,643)	176,086 (179,777)	72.9 (73.5)	187,411 (190,742)
10	営業用バス	109,036 (108,544)	101,333 (100,870)	92.9 (92.9)	100,736 (100,250)
11	自家用バス	117,011 (117,726)	89,222 (90,194)	76.3 (76.6)	88,710 (89,621)
12	二輪車	3,535,528 (3,502,701)	1,437,524 (1,417,744)	40.7 (40.5)	1,447,155 (1,423,766)
13	特種・特殊車	1,501,353 (1,495,131)	704,338 (713,633)	46.9 (47.7)	744,770 (753,934)
14	合計	79,625,203 (79,112,584)	58,370,686 (57,863,842)	73.3 (73.1)	58,361,115 (57,841,069)

(注) 1. 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成25年3月末現在)」((一財)自動車検査登録情報協会発行)による。

2. 付保台数は、平成25年3月末現在の有効契約台数である。

3. ( )内数値は、平成24年3月末の数値である。

4. 保有車両数、付保台数には、原動機付自転車及び小型特殊車が含まれていない。

5. 付保台数合計には、用途・車種不明分が含まれている。

・車種別普及率表 <平成25年3月末>

償	搭乗者傷害		車 両		
	普及率	付保台数	普及率	付保台数	
	%	台	%	台	%
	81.6	8,573,311	49.7	10,174,372	59.0
	(81.3)	(8,841,562)	(51.9)	(9,921,121)	(58.2)
	78.6	10,429,601	46.3	11,323,532	50.3
	(78.5)	(11,106,559)	(48.6)	(11,407,599)	(49.9)
	74.9	8,514,927	44.0	8,690,301	44.9
	(74.7)	(8,568,546)	(46.1)	(8,252,637)	(44.4)
	53.0	2,715,862	30.4	1,495,729	16.7
	(52.8)	(2,877,293)	(31.9)	(1,476,356)	(16.4)
	78.3	1,593,105	44.6	1,246,124	34.9
	(78.1)	(1,705,508)	(46.8)	(1,252,826)	(34.4)
	88.2	720,740	50.8	484,730	34.1
	(87.8)	(753,762)	(53.1)	(475,402)	(33.5)
	69.5	179,961	18.0	184,257	18.4
	(69.3)	(190,792)	(19.1)	(180,425)	(18.0)
	68.0	17,859	24.0	12,769	17.2
	(68.2)	(19,092)	(25.5)	(12,815)	(17.1)
	77.6	42,022	17.4	19,991	8.3
	(78.0)	(44,619)	(18.2)	(20,319)	(8.3)
	92.4	34,152	31.3	39,992	36.7
	(92.4)	(35,327)	(32.5)	(39,875)	(36.7)
	75.8	61,923	52.9	54,262	46.4
	(76.1)	(65,447)	(55.6)	(54,437)	(46.2)
	40.9	1,079,799	30.5	27,288	0.8
	(40.6)	(1,104,208)	(31.5)	(25,795)	(0.7)
	49.6	381,237	25.4	200,041	13.3
	(50.4)	(399,220)	(26.7)	(193,167)	(12.9)
	73.3	34,344,499	43.1	33,953,388	42.6
	(73.1)	(35,711,935)	(45.1)	(33,312,774)	(42.1)

第17表 任意自動車保険

都道府県	25年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償
		付保台数	普及率	付保台数
	台	台	%	台
北海道	3,675,117	2,581,413	70.2	2,585,491
青森	995,077	682,829	68.6	683,692
岩手	1,003,080	619,831	61.8	618,980
宮城	1,633,023	1,179,432	72.2	1,178,712
秋田	817,545	480,012	58.7	480,686
山形	925,738	591,500	63.9	591,649
福島	1,598,443	1,050,607	65.7	1,050,204
茨城	2,519,130	1,863,328	74.0	1,861,586
栃木	1,677,166	1,201,123	71.6	1,200,473
群馬	1,752,083	1,240,182	70.8	1,239,356
埼玉	3,969,302	3,079,230	77.6	3,076,783
千葉	3,522,279	2,766,029	78.5	2,763,428
東京	4,408,801	3,440,396	78.0	3,451,706
神奈川	3,961,185	3,143,903	79.4	3,147,971
新潟	1,824,876	1,250,707	68.5	1,251,739
富山	887,282	639,338	72.1	637,658
石川	882,678	635,515	72.0	633,520
福井	651,967	467,606	71.7	466,557
山梨	737,858	459,498	62.3	459,231
長野	1,867,189	1,191,652	63.8	1,192,243
岐阜	1,661,793	1,279,146	77.0	1,277,385
静岡	2,835,479	2,149,724	75.8	2,148,428
愛知	5,043,063	4,081,065	80.9	4,080,459
三重	1,483,601	1,126,302	75.9	1,125,110
滋賀	996,016	734,059	73.7	733,242
京都	1,328,963	1,047,961	78.9	1,048,035
大阪	3,699,402	3,037,889	82.1	3,041,377
兵庫	2,975,852	2,314,845	77.8	2,314,750
奈良	824,046	654,598	79.4	653,801
和歌山	744,926	551,156	74.0	550,021
鳥取	457,930	298,293	65.1	297,977
島根	545,506	304,775	55.9	304,502
岡山	1,500,549	1,096,334	73.1	1,094,733
広島	1,852,712	1,400,416	75.6	1,400,091
山口	1,062,296	757,664	71.3	757,407
徳島	613,516	438,820	71.5	437,965
香川	767,196	573,222	74.7	572,193
愛媛	1,002,908	701,333	69.9	699,325
高知	556,018	322,114	57.9	320,865
福岡	3,255,487	2,470,705	75.9	2,471,355
佐賀	659,792	430,863	65.3	430,148
長崎	930,222	612,673	65.9	611,382
熊本	1,336,845	871,543	65.2	870,830
大分	901,501	583,420	64.7	582,639
宮崎	924,546	534,303	57.8	533,418
鹿児島	1,328,788	785,935	59.1	782,924
沖縄	1,026,431	539,757	52.6	539,867
合計	79,625,203	58,370,686	73.3	58,361,115

- (注) 1. 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成25年3月末現在)」((一財)自動車検査登録情報協会発行)による。  
2. 付保台数は、平成25年3月末の有効契約台数である。  
3. 保有車両数、付保台数には、原動機付自転車が含まれていない。  
4. 付保台数合計には、都道府県不明及び用途・車種不明が含まれていない。

都道府県別普及率表 <平成25年3月末>

償 普及率	搭 乗 者 傷 害		車 両	
	付 保 台 数	普及率	付 保 台 数	普及率
%	台	%	台	%
70.4	1,564,849	42.6	1,692,028	46.0
68.7	409,595	41.2	386,049	38.8
61.7	309,890	30.9	338,588	33.8
72.2	728,733	44.6	657,205	40.2
58.8	267,312	32.7	284,804	34.8
63.9	310,852	33.6	366,595	39.6
65.7	603,501	37.8	589,065	36.9
73.9	1,215,744	48.3	958,160	38.0
71.6	729,563	43.5	609,008	36.3
70.7	761,779	43.5	681,129	38.9
77.5	1,755,222	44.2	1,663,129	41.9
78.5	1,681,845	47.7	1,644,766	46.7
78.3	2,019,714	45.8	1,947,664	44.2
79.5	1,909,490	48.2	1,787,492	45.1
68.6	730,685	40.0	643,619	35.3
71.9	376,615	42.4	384,676	43.4
71.8	378,726	42.9	337,547	38.2
71.6	290,142	44.5	268,713	41.2
62.2	286,924	38.9	205,130	27.8
63.9	655,268	35.1	647,691	34.7
76.9	693,858	41.8	920,842	55.4
75.8	1,308,070	46.1	1,246,857	44.0
80.9	2,210,975	43.8	2,869,145	56.9
75.8	604,750	40.8	697,221	47.0
73.6	393,494	39.5	423,496	42.5
78.9	608,277	45.8	593,501	44.7
82.2	1,820,497	49.2	1,841,162	49.8
77.8	1,409,173	47.4	1,326,408	44.6
79.3	386,308	46.9	370,295	44.9
73.8	326,588	43.8	255,047	34.2
65.1	167,069	36.5	201,864	44.1
55.8	153,829	28.2	181,161	33.2
73.0	638,722	42.6	619,768	41.3
75.6	751,976	40.6	765,544	41.3
71.3	441,386	41.6	478,338	45.0
71.4	241,751	39.4	236,784	38.6
74.6	332,837	43.4	310,620	40.5
69.7	390,364	38.9	364,192	36.3
57.7	190,190	34.2	159,097	28.6
75.9	1,532,033	47.1	1,523,298	46.8
65.2	270,658	41.0	239,439	36.3
65.7	347,051	37.3	336,637	36.2
65.1	518,796	38.8	539,438	40.4
64.6	342,552	38.0	329,513	36.6
57.7	341,304	36.9	312,025	33.7
58.9	487,529	36.7	413,326	31.1
52.6	409,797	39.9	257,875	25.1
73.3	34,344,499	43.1	33,953,388	42.6

第18表 任意自動車保険 対人賠償責任保険

地域・都道府県	平成21年度			平成22年度		
	付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
	台	台	%	台	台	%
北海道	2,041,166	2,674,921	76.3	2,057,421	2,679,193	76.8
東北	3,449,240	4,900,395	70.4	3,467,337	4,921,223	70.5
青森	502,443	688,491	73.0	508,206	691,423	73.5
岩手	451,544	684,418	66.0	454,526	687,429	66.1
秋田	361,286	573,419	63.0	364,327	574,242	63.4
宮城	890,580	1,164,630	76.5	886,262	1,169,365	75.8
山形	448,682	657,478	68.2	454,452	659,460	68.9
福島	794,705	1,131,959	70.2	799,564	1,139,304	70.2
関東・甲信越	15,311,365	19,139,331	80.0	15,413,712	19,193,635	80.3
東京	2,623,998	3,086,321	85.0	2,623,675	3,070,164	85.5
神奈川	2,530,436	2,993,760	84.5	2,536,010	2,987,355	84.9
埼玉	2,449,245	3,005,907	81.5	2,465,374	3,018,125	81.7
千葉	2,190,320	2,623,559	83.5	2,209,722	2,635,994	83.8
茨城	1,429,410	1,806,618	79.1	1,443,323	1,822,250	79.2
栃木	938,492	1,233,094	76.1	950,380	1,243,276	76.4
群馬	967,184	1,280,387	75.5	977,912	1,288,485	75.9
山梨	352,584	513,963	68.6	355,589	518,492	68.6
長野	888,334	1,287,557	69.0	899,508	1,294,536	69.5
新潟	941,362	1,308,165	72.0	952,219	1,314,958	72.4
北陸・東海	8,185,422	10,054,576	81.4	8,263,044	10,105,899	81.8
富山	500,128	666,475	75.0	505,650	670,524	75.4
石川	499,571	666,015	75.0	505,763	670,534	75.4
福井	358,742	476,258	75.3	363,649	479,339	75.9
静岡	1,684,835	2,078,246	81.1	1,688,259	2,088,469	80.8
愛知	3,274,038	3,857,929	84.9	3,308,130	3,875,617	85.4
岐阜	1,003,033	1,233,711	81.3	1,013,673	1,237,638	81.9
三重	865,075	1,075,942	80.4	877,920	1,083,778	81.0
近畿・中国	9,459,709	11,607,827	81.5	9,536,173	11,644,470	81.9
大阪	2,348,247	2,664,980	88.1	2,357,764	2,663,447	88.5
京都	815,093	967,359	84.3	818,959	967,062	84.7
滋賀	572,940	730,298	78.5	582,173	737,238	79.0
奈良	535,630	627,299	85.4	537,917	628,987	85.5
和歌山	408,576	506,937	80.6	412,233	510,461	80.8
兵庫	1,833,035	2,202,725	83.2	1,847,034	2,207,586	83.7
岡山	834,614	1,071,998	77.9	844,075	1,078,995	78.2
広島	1,079,092	1,357,206	79.5	1,091,079	1,363,717	80.0
鳥取	225,418	320,648	70.3	228,584	323,350	70.7
島根	223,281	380,363	58.7	226,932	382,557	59.3
山口	583,783	778,014	75.0	589,423	781,070	75.5
四国	1,512,454	2,031,588	74.4	1,531,563	2,046,826	74.8
香川	428,847	542,827	79.0	435,044	547,901	79.4
愛媛	520,119	692,596	75.1	525,613	696,738	75.4
徳島	329,142	426,562	77.2	333,463	429,802	77.6
高知	234,346	369,603	63.4	237,443	372,385	63.8
九州	5,111,409	7,228,766	70.7	5,191,860	7,298,291	71.1
福岡	1,904,103	2,362,620	80.6	1,928,572	2,381,861	81.0
長崎	457,805	643,865	71.1	465,525	648,741	71.8
佐賀	323,438	458,869	70.5	329,171	463,285	71.1
大分	434,753	641,685	67.8	442,098	647,140	68.3
熊本	656,918	937,023	70.1	667,477	945,458	70.6
宮崎	389,163	619,871	62.8	395,975	625,004	63.4
鹿児島	559,171	872,982	64.1	568,017	879,946	64.6
沖縄	386,058	691,851	55.8	395,025	706,856	55.9
合計	45,095,166	57,637,404	78.2	45,499,946	57,889,537	78.6

(注) 1. 付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数である。

都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉

平成 23 年 度			平成 24 年 度		
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
台	台	%	台	台	%
2,058,933	2,699,032	76.3	2,079,551	2,719,561	76.5
3,513,046	4,988,702	70.4	3,594,341	5,069,178	70.9
513,012	701,031	73.2	520,730	709,073	73.4
460,483	696,842	66.1	472,028	709,059	66.6
367,289	579,375	63.4	371,974	583,965	63.7
906,056	1,194,312	75.9	936,372	1,221,802	76.6
458,572	667,896	68.7	466,587	674,923	69.1
807,634	1,149,246	70.3	826,650	1,170,356	70.6
15,437,404	19,348,793	79.8	15,586,008	19,519,880	79.8
2,598,086	3,070,971	84.6	2,604,531	3,074,308	84.7
2,527,401	2,998,527	84.3	2,539,197	3,009,661	84.4
2,471,747	3,043,604	81.2	2,499,132	3,074,729	81.3
2,216,424	2,662,850	83.2	2,239,089	2,690,464	83.2
1,457,785	1,850,539	78.8	1,478,867	1,878,667	78.7
957,837	1,257,794	76.2	971,816	1,273,780	76.3
984,472	1,302,492	75.6	997,342	1,319,087	75.6
357,265	524,245	68.1	361,243	531,341	68.0
907,023	1,308,133	69.3	921,702	1,323,603	69.6
959,364	1,329,638	72.2	973,089	1,344,240	72.4
8,296,437	10,227,297	81.1	8,387,541	10,333,681	81.2
509,356	678,581	75.1	515,953	686,040	75.2
508,834	679,065	74.9	515,521	686,796	75.1
367,100	485,480	75.6	372,299	491,032	75.8
1,687,464	2,113,415	79.8	1,696,017	2,132,570	79.5
3,323,437	3,923,641	84.7	3,364,880	3,966,345	84.8
1,015,062	1,249,646	81.2	1,025,534	1,260,144	81.4
885,184	1,097,469	80.7	897,337	1,110,754	80.8
9,569,307	11,750,445	81.4	9,665,731	11,856,591	81.5
2,352,672	2,678,164	87.8	2,367,321	2,694,139	87.9
818,525	973,212	84.1	823,038	977,616	84.2
588,757	748,561	78.7	598,325	759,017	78.8
538,148	633,044	85.0	540,678	636,975	84.9
414,833	515,090	80.5	420,008	521,133	80.6
1,853,703	2,226,600	83.3	1,873,775	2,245,479	83.4
852,106	1,091,979	78.0	864,603	1,106,433	78.1
1,097,541	1,379,371	79.6	1,110,138	1,394,670	79.6
230,402	327,081	70.4	233,982	331,204	70.6
229,338	387,681	59.2	233,617	392,110	59.6
593,282	789,662	75.1	600,246	797,815	75.2
1,545,746	2,069,736	74.7	1,569,732	2,095,418	74.9
439,944	554,917	79.3	447,647	562,714	79.6
529,621	704,536	75.2	536,834	712,078	75.4
336,638	434,424	77.5	341,496	440,075	77.6
239,543	375,859	63.7	243,755	380,551	64.1
5,245,531	7,400,695	70.9	5,343,992	7,521,483	71.0
1,946,007	2,412,790	80.7	1,977,415	2,447,917	80.8
469,759	656,712	71.5	476,920	666,602	71.5
332,079	469,515	70.7	337,637	477,139	70.8
448,015	653,281	68.6	456,797	662,237	69.0
675,394	959,274	70.4	688,772	975,105	70.6
400,269	634,517	63.1	407,953	643,593	63.4
573,867	892,044	64.3	583,859	905,025	64.5
400,141	722,562	55.4	414,639	743,865	55.7
45,716,685	58,484,700	78.2	46,291,052	59,115,792	78.3

2. 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」((一財)自動車検査登録情報協会発行)による。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計である。

第19表 任意自動車保険 対人賠償責任保険

	保険金額 用途・車種		2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	9,952	0.1	3,841	0.0	10,068	0.1
2		小型	14,090	0.1	7,322	0.0	18,654	0.1
3	営業用乗用車		155	0.1	292	0.2	35,935	20.1
4	軽四輪自動車	乗用車	6,359	0.0	7,440	0.1	11,222	0.1
5		貨物車	11,823	0.3	16,521	0.4	23,191	0.5
6	自家用貨物車	普通	2,724	0.3	2,411	0.2	4,373	0.4
7		小型	13,804	0.6	5,261	0.2	12,238	0.5
8	営業用貨物車	普通	1,832	0.3	2,935	0.4	9,739	1.4
9		小型	55	0.1	204	0.4	882	1.7
10	バス	自家用	1,019	1.2	179	0.2	388	0.5
11		営業用	2,927	2.7	595	0.5	16,137	14.9
12	二輪車		9,455	0.7	2,970	0.2	2,523	0.2
13	原動機付自転車		14,759	1.4	13,966	1.3	9,149	0.9
14	ダンプカー		868	0.2	1,492	0.4	2,513	0.6
15	特種用途自動車		23,051	8.3	2,696	1.0	2,692	1.0
16	工作車		5,144	1.1	7,818	1.7	9,382	2.0
17	計		118,017	0.2	75,943	0.1	169,086	0.3
18	レンタカー		859	0.1	464	0.1	3,713	0.5
19	合計		118,876	0.2	76,407	0.1	172,799	0.3

(注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。

2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車が、それぞれ含まれている。

3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第12表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

4. 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれる。

保険金額別契約構成表 <平成24年度>

1億円超 2億円まで		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
221	0.0	12,829,245	99.8	12,853,327	100.0	1
495	0.0	15,940,103	99.7	15,980,651	100.0	2
1,668	0.9	140,786	78.7	178,836	100.0	3
201	0.0	13,237,505	99.8	13,262,727	100.0	4
216	0.0	4,564,392	98.9	4,616,143	100.0	5
78	0.0	1,000,812	99.1	1,010,398	100.0	6
260	0.0	2,418,114	98.7	2,449,677	100.0	7
730	0.1	701,330	97.9	716,566	100.0	8
76	0.1	52,147	97.7	53,364	100.0	9
9	0.0	83,093	98.1	84,688	100.0	10
1	0.0	88,655	81.8	108,315	100.0	11
65	0.0	1,357,238	98.9	1,372,247	100.0	12
123	0.0	1,016,205	96.4	1,054,202	100.0	13
59	0.0	406,837	98.8	411,769	100.0	14
29	0.0	247,911	89.7	276,379	100.0	15
360	0.1	437,819	95.1	460,523	100.0	16
4,591	0.0	54,522,192	99.3	54,889,812	100.0	17
11	0.0	741,965	99.3	747,012	100.0	18
4,602	0.0	55,264,157	99.3	55,636,824	100.0	19

第20表 任意自動車保険 対物賠償責任保険

	保険金額 用途・車種		500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	120,075	0.9	366,470	2.9	141,415	1.1
2		小型	234,499	1.5	588,949	3.7	187,067	1.2
3	営業用乗用車		97,163	50.8	18,534	9.7	2,314	1.2
4	軽四輪自動車	乗用車	204,517	1.5	482,428	3.6	117,704	0.9
5		貨物車	310,725	6.8	306,859	6.7	54,520	1.2
6	自家用貨物車	普通	44,084	4.4	78,643	7.8	19,612	2.0
7		小型	129,882	5.3	176,605	7.2	38,451	1.6
8	営業用貨物車	普通	57,023	8.0	66,637	9.4	32,731	4.6
9		小型	5,507	10.3	6,174	11.5	2,016	3.8
10	バス	自家用	3,744	4.5	4,577	5.5	910	1.1
11		営業用	38,202	35.5	9,864	9.2	1,571	1.5
12	二輪車		63,610	4.7	77,260	5.7	12,007	0.9
13	原動機付自転車		306,654	29.4	52,572	5.0	6,066	0.6
14	ダンプカー		15,299	3.7	28,581	7.0	7,606	1.9
15	特種用途自動車		42,521	15.5	19,947	7.3	3,416	1.2
16	工作車		63,951	14.5	63,310	14.4	16,370	3.7
17	計		1,737,456	3.2	2,347,410	4.3	643,776	1.2
18	レンタカー		63,922	8.6	115,286	15.5	35,315	4.7
19	合計		1,801,378	3.2	2,462,696	4.4	679,091	1.2

(注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。

2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車が、それぞれ含まれている。

3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第12表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

4. 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれる。

保険金額別契約構成表 <平成24年度>

2,000万円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
46,624	0.4	12,168,541	94.7	12,843,125	100.0	1
63,889	0.4	14,889,283	93.3	15,963,687	100.0	2
1,531	0.8	71,830	37.5	191,372	100.0	3
35,668	0.3	12,408,285	93.7	13,248,602	100.0	4
21,599	0.5	3,892,509	84.9	4,586,211	100.0	5
16,277	1.6	845,732	84.2	1,004,348	100.0	6
19,451	0.8	2,075,299	85.1	2,439,688	100.0	7
43,176	6.1	512,947	72.0	712,514	100.0	8
1,748	3.3	38,270	71.2	53,715	100.0	9
369	0.4	74,345	88.6	83,945	100.0	10
1,450	1.3	56,471	52.5	107,558	100.0	11
3,073	0.2	1,210,956	88.6	1,366,906	100.0	12
2,705	0.3	676,173	64.8	1,044,170	100.0	13
3,712	0.9	353,695	86.5	408,893	100.0	14
2,483	0.9	206,280	75.1	274,647	100.0	15
61,165	13.9	235,391	53.5	440,187	100.0	16
324,920	0.6	49,716,007	90.8	54,769,568	100.0	17
43,084	5.8	488,432	65.5	746,039	100.0	18
368,004	0.7	50,204,439	90.4	55,515,607	100.0	19

第21表 任意自動車保険 年齢条件別

用途・車種	年 齢 条 件	対 人 賠 償		対 物 賠 償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
自家用乗用車		台	%	台	%
	年齢を問わず補償	516,347	1.9	515,794	1.9
	21歳以上補償	1,864,516	7.0	1,863,690	7.0
	26歳以上補償	6,295,230	23.5	6,286,127	23.5
	30歳以上補償	3,740,907	14.0	3,737,147	14.0
	その他の他	14,355,033	53.6	14,352,706	53.6
	計	26,772,033	100.0	26,755,464	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	502,166	4.0	501,483	4.0
	21歳以上補償	1,307,847	10.4	1,307,133	10.4
	26歳以上補償	2,903,463	23.0	2,898,874	23.0
	30歳以上補償	1,479,805	11.7	1,477,860	11.7
	その他の他	6,404,651	50.8	6,403,550	50.9
	計	12,597,932	100.0	12,588,900	100.0
二輪自動車	年齢を問わず補償	68,761	5.1	68,760	5.1
	21歳以上補償	149,456	11.1	149,421	11.1
	26歳以上補償	770,422	57.3	769,172	57.3
	30歳以上補償	327,862	24.4	327,381	24.4
	その他の他	27,821	2.1	27,593	2.1
	計	1,344,322	100.0	1,342,327	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	62,281	9.9	62,081	10.0
	21歳以上補償	563,715	89.9	560,652	89.9
	その他の他	1,054	0.2	1,044	0.2
	計	627,050	100.0	623,777	100.0
合 計	年齢を問わず補償	1,149,555	2.8	1,148,118	2.8
	21歳以上補償	3,885,534	9.4	3,880,896	9.4
	26歳以上補償	9,969,115	24.1	9,954,173	24.1
	30歳以上補償	5,548,574	13.4	5,542,388	13.4
	その他の他	20,788,559	50.3	20,784,893	50.3
	計	41,341,337	100.0	41,310,468	100.0

(注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。

2. フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第12表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約をいう。

契約構成表 <平成24年度>

搭 乗 者 傷 害		車 両		合 計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
台	%	台	%	台	%
304,487	1.8	293,400	1.6	517,187	1.9
1,096,332	6.6	1,176,082	6.6	1,866,566	7.0
3,786,111	22.7	4,171,393	23.4	6,324,435	23.6
3,210,221	19.2	2,240,409	12.6	3,741,225	14.0
8,302,806	49.7	9,956,977	55.8	14,355,321	53.6
16,699,957	100.0	17,838,261	100.0	26,804,734	100.0
287,928	3.8	272,980	3.7	502,613	4.0
752,686	9.9	781,699	10.6	1,308,981	10.4
1,716,551	22.6	1,667,765	22.5	2,910,911	23.1
1,239,744	16.4	740,368	10.0	1,479,928	11.7
3,582,084	47.3	3,937,455	53.2	6,404,735	50.8
7,578,993	100.0	7,400,267	100.0	12,607,168	100.0
43,357	4.2	469	1.9	68,896	5.1
106,810	10.4	1,473	6.0	149,884	11.1
592,638	57.6	17,347	70.2	774,238	57.4
267,642	26.0	4,677	18.9	328,867	24.4
18,301	1.8	756	3.1	27,875	2.1
1,028,748	100.0	24,722	100.0	1,349,760	100.0
45,287	9.0	1,246	24.5	62,515	9.9
456,964	90.9	3,831	75.4	566,557	89.9
689	0.1	6	0.1	1,054	0.2
502,940	100.0	5,083	100.0	630,126	100.0
681,059	2.6	568,095	2.2	1,151,211	2.8
2,412,792	9.3	1,963,085	7.8	3,891,988	9.4
6,095,300	23.6	5,856,505	23.2	10,009,584	24.2
4,717,607	18.3	2,985,454	11.8	5,550,020	13.4
11,903,880	46.1	13,895,194	55.0	20,788,985	50.2
25,810,638	100.0	25,268,333	100.0	41,391,788	100.0

第22表 任意自動車保険 事故類型別支払統計表 <平成24年度>

補償種目	事故類型	支払件数		支払保険金
		件	構成比	
対人賠償		件	%	千円
	「自動車」対「自動車」	394,380	78.5	237,325,303
	「自動車」対「人」	84,536	16.8	126,542,328
	「自動車」対「物」	9,363	1.9	10,176,395
	自動車単独	14,415	2.9	11,679,090
	合計	502,694	100.0	385,723,116
対物賠償	「自動車」対「自動車」	2,340,219	87.3	597,625,331
	「自動車」対「人」	64,099	2.4	3,737,259
	「自動車」対「物」	244,388	9.1	79,008,054
	自動車単独	32,626	1.2	10,178,062
	合計	2,681,332	100.0	690,548,706
搭乗者傷害	「自動車」対「自動車」	385,192	85.9	56,204,582
	「自動車」対「人」	3,906	0.9	948,682
	「自動車」対「物」	31,276	7.0	7,391,993
	自動車単独	28,267	6.3	7,707,723
	合計	448,641	100.0	72,252,980
車両	「自動車」対「自動車」	1,252,627	38.2	298,553,110
	「自動車」対「人」	30,637	0.9	5,991,688
	「自動車」対「物」	902,723	27.6	242,695,749
	自動車単独	1,090,047	33.3	223,077,283
	合計	3,276,034	100.0	770,317,830

(注) 1. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第12表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

2. 合計には、事故類型不明分が含まれている。

3. 事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中が含まれている。



第23表 任意自動車保険 車両保険

事故形態 都道府県	他車・物・人との衝突、 接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
	支払件数		支払保険金	支払件数		支払保険金
	件	構成比		件	構成比	
	件	%	千円	件	%	千円
北海道	128,472	71.9	33,119,474	1,039	0.6	261,036
青森	29,503	78.2	6,609,923	97	0.3	24,565
岩手	22,221	73.1	4,869,484	45	0.1	10,533
宮城	49,173	75.5	11,833,348	205	0.3	76,170
秋田	20,555	73.4	4,314,696	69	0.2	13,215
山形	29,738	78.2	6,014,358	53	0.1	10,167
福島	43,626	73.1	9,987,542	108	0.2	48,058
茨城	64,778	58.8	16,746,855	5,043	4.6	1,714,116
栃木	39,593	74.5	9,968,187	183	0.3	87,029
群馬	46,970	77.8	11,379,260	213	0.4	95,444
埼玉	111,610	74.6	30,220,517	447	0.3	142,923
千葉	116,787	76.0	32,188,139	599	0.4	286,429
東京都	145,514	73.6	43,218,256	507	0.3	192,612
神奈川県	128,750	73.6	33,874,566	930	0.5	296,708
新潟	49,626	70.1	10,255,167	100	0.1	19,056
富山	29,225	71.3	6,426,717	187	0.5	79,065
石川	24,386	73.7	5,314,609	28	0.1	7,050
福井	21,620	79.0	4,774,581	32	0.1	14,741
山梨	15,325	80.1	3,674,639	36	0.2	8,167
長野	45,133	78.5	9,706,647	28	0.0	10,204
岐阜	70,482	72.8	18,745,616	81	0.1	29,302
静岡県	85,047	77.6	19,893,268	2,134	1.9	507,376
愛知県	212,275	73.9	56,192,401	856	0.3	443,335
三重	51,017	72.4	13,759,336	1,052	1.5	788,539
滋賀	28,829	74.2	7,318,804	133	0.3	59,468
京都	42,718	73.7	10,823,637	609	1.1	646,555
大阪	136,188	68.3	38,770,130	1,296	0.6	1,192,032
兵庫県	96,093	72.4	26,915,559	286	0.2	139,616
奈良	27,749	74.4	7,445,988	46	0.1	30,762
和歌山	17,376	75.9	4,294,391	129	0.6	38,410
鳥取	14,249	72.5	2,914,484	10	0.1	2,082
島根	12,256	74.6	2,467,618	27	0.2	6,874
岡山	41,783	76.3	10,402,294	68	0.1	24,583
広島	54,364	74.9	13,234,510	96	0.1	57,127
山口	32,058	72.2	7,002,645	319	0.7	99,760
徳島	15,852	80.3	3,747,572	50	0.3	16,713
香川	20,698	82.9	4,767,014	24	0.1	7,378
愛媛	23,522	77.8	4,772,563	16	0.1	8,740
高知	10,313	83.9	1,998,961	17	0.1	3,363
福岡	105,957	74.5	23,753,807	1,531	1.1	956,082
佐賀	15,837	81.6	3,491,229	154	0.8	69,012
長崎	20,544	85.9	3,848,492	344	1.4	82,182
熊本	35,969	78.0	7,308,477	1,069	2.3	809,292
大分	21,132	78.8	4,298,880	425	1.6	350,738
宮崎	18,746	81.3	3,351,337	121	0.5	32,436
鹿児島	23,872	82.9	4,443,971	408	1.4	89,471
沖縄	17,872	69.3	2,904,247	5,117	19.8	1,177,360
合計	2,419,478	73.9	604,390,520	26,426	0.8	11,082,277

(注) 1. 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

2. 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等が含まれている。

3. 都道府県合計には、都道府県不明分が含まれている。

都道府県別・事故形態別支払統計表〈平成24年度〉

盗 難			そ の 他			合 計		
支払件数		支払保険金	支払件数		支払保険金	支払件数		支払保険金
	構成比			構成比			構成比	
件	%	千円	件	%	千円	件	%	千円
803	0.4	247,673	48,383	27.1	8,132,692	178,697	100.0	41,760,875
36	0.1	16,352	8,069	21.4	1,241,054	37,705	100.0	7,891,894
27	0.1	6,564	8,103	26.7	1,054,099	30,396	100.0	5,940,680
146	0.2	43,123	15,563	23.9	2,592,049	65,087	100.0	14,544,690
10	0.0	5,098	7,355	26.3	1,210,372	27,989	100.0	5,543,381
22	0.1	15,106	8,195	21.6	1,172,165	38,008	100.0	7,211,796
151	0.3	108,575	15,819	26.5	2,308,750	59,704	100.0	12,452,925
772	0.7	589,439	39,562	35.9	9,914,283	110,155	100.0	28,964,693
269	0.5	254,518	13,067	24.6	1,949,767	53,112	100.0	12,259,501
311	0.5	211,510	12,878	21.3	1,931,678	60,372	100.0	13,617,892
1,726	1.2	1,447,532	35,878	24.0	6,183,862	149,661	100.0	37,994,834
2,434	1.6	2,187,661	33,946	22.1	6,024,287	153,766	100.0	40,686,516
1,003	0.5	901,247	50,814	25.7	9,423,037	197,838	100.0	53,735,152
1,776	1.0	1,359,893	43,399	24.8	7,233,981	174,855	100.0	42,765,148
84	0.1	43,725	20,998	29.7	2,700,269	70,808	100.0	13,018,217
105	0.3	24,063	11,447	27.9	1,734,771	40,964	100.0	8,264,616
109	0.3	35,750	8,557	25.9	1,224,626	33,080	100.0	6,582,035
95	0.3	33,326	5,613	20.5	853,736	27,360	100.0	5,676,384
57	0.3	22,127	3,720	19.4	619,249	19,138	100.0	4,324,182
93	0.2	47,562	12,251	21.3	1,738,366	57,505	100.0	11,502,779
1,266	1.3	675,472	24,968	25.8	3,618,062	96,797	100.0	23,068,452
439	0.4	163,136	21,993	20.1	3,450,316	109,613	100.0	24,014,096
8,046	2.8	5,235,890	66,000	23.0	10,238,903	287,177	100.0	72,110,529
802	1.1	396,999	17,580	25.0	2,802,908	70,451	100.0	17,747,782
263	0.7	151,042	9,617	24.8	1,448,588	38,842	100.0	8,977,902
820	1.4	480,182	13,797	23.8	2,671,562	57,944	100.0	14,621,936
6,325	3.2	3,251,532	55,626	27.9	11,548,350	199,435	100.0	54,762,044
1,720	1.3	918,315	34,628	26.1	6,390,928	132,727	100.0	34,364,418
457	1.2	227,891	9,033	24.2	1,608,560	37,285	100.0	9,313,201
124	0.5	64,822	5,260	23.0	962,106	22,889	100.0	5,359,729
19	0.1	7,942	5,376	27.4	704,172	19,654	100.0	3,628,680
14	0.1	4,945	4,128	25.1	512,302	16,425	100.0	2,991,739
287	0.5	107,110	12,615	23.0	1,832,991	54,753	100.0	12,366,978
112	0.2	40,502	17,977	24.8	2,762,240	72,549	100.0	16,094,379
71	0.2	30,682	11,972	27.0	1,818,426	44,420	100.0	8,951,513
38	0.2	9,207	3,790	19.2	559,245	19,730	100.0	4,332,737
45	0.2	15,119	4,205	16.8	726,924	24,972	100.0	5,516,435
76	0.3	17,395	6,625	21.9	911,830	30,239	100.0	5,710,528
38	0.3	7,579	1,918	15.6	261,248	12,286	100.0	2,271,151
1,277	0.9	411,729	33,537	23.6	5,672,718	142,302	100.0	30,794,336
91	0.5	23,643	3,317	17.1	544,365	19,399	100.0	4,128,249
25	0.1	1,890	3,007	12.6	402,982	23,920	100.0	4,335,546
101	0.2	29,994	8,987	19.5	1,591,928	46,126	100.0	9,739,691
33	0.1	10,525	5,213	19.4	790,985	26,803	100.0	5,451,128
41	0.2	13,476	4,150	18.0	548,766	23,058	100.0	3,946,015
51	0.2	13,394	4,461	15.5	618,343	28,792	100.0	5,165,179
29	0.1	7,538	2,777	10.8	380,444	25,795	100.0	4,469,589
32,669	1.0	19,932,060	797,461	24.3	134,913,137	3,276,034	100.0	770,317,994

## IV. 損害保険全般

第24表 損害保険種目別元受正味保険料の推移

種目 \ 年度	平成20	21	22	23	24
	億円	億円	億円	億円	億円
自動車	35,993 (42.5)	35,606 (43.1)	35,773 (43.5)	36,236 (42.8)	37,413 (43.1)
自賠責	8,728 (10.3)	8,099 (9.8)	8,101 (9.9)	8,955 (10.6)	9,343 (10.8)
計	44,722 (52.8)	43,705 (53.0)	43,874 (53.4)	45,192 (53.3)	46,756 (53.8)
火災	14,680 (17.3)	14,643 (17.7)	13,868 (16.9)	14,537 (17.2)	14,925 (17.2)
傷害	12,770 (15.1)	11,892 (14.4)	12,069 (14.7)	12,406 (14.6)	12,076 (13.9)
海上・運送	3,090 (3.7)	2,568 (3.1)	2,657 (3.2)	2,653 (3.1)	2,700 (3.1)
その他	9,361 (11.1)	9,732 (11.8)	9,759 (11.9)	9,935 (11.7)	10,394 (12.0)
合計	84,622 (100.0)	82,540 (100.0)	82,228 (100.0)	84,723 (100.0)	86,851 (100.0)

- (注) 1. 元受正味保険料には、収入積立保険料を含む。  
 2. 本表は「インシュアランス損害保険統計号」(株)保険研究所発行)を用いて作成した。  
 なお、「自動車」には対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、搭乗者傷害保険および車両保険  
 の他、人身傷害補償保険に係るデータ等を含んでいる。  
 3. ( )内は構成比(%)を示す。

## 第4部 自動車保険関連統計

I. 共済関係

II. 交通事故関係

III. 自動車保有登録関係

# I. 共済関係

第25表 自賠責共済

年 度	契 約				支	
	件 数		共 済 掛 金		死	亡
	件	%	千円	%	件	千円
昭和45	2,923,354		19,255,593		496	2,105,422
50	2,732,993		31,792,707		658	6,360,930
55	2,759,764		45,980,728		624	8,935,923
60	3,138,386		75,182,861		615	9,920,758
61	3,225,300	( 2.8)	83,883,351	( 11.6)	630	10,211,859
62	3,241,266	( 0.5)	82,938,910	(△ 1.1)	648	11,653,097
63	3,392,378	( 4.7)	89,177,706	( 7.5)	651	11,204,359
平成元	3,189,136	(△ 6.0)	85,634,404	(△ 4.0)	672	11,694,403
2	3,325,675	( 4.3)	90,287,051	( 5.4)	673	12,035,243
3	3,268,791	(△ 1.7)	80,536,948	(△10.8)	672	12,418,737
4	3,294,496	( 0.8)	81,887,921	( 1.7)	737	14,406,045
5	3,263,432	(△ 0.9)	70,517,578	(△13.9)	685	13,844,827
6	3,360,666	( 3.0)	73,139,184	( 3.7)	681	14,183,155
7	3,309,483	(△ 1.5)	73,916,381	( 1.1)	664	13,641,336
8	3,360,019	( 1.5)	75,702,484	( 2.4)	635	12,652,475
9	3,357,421	(△ 0.1)	70,707,667	(△ 6.6)	627	12,596,200
10	3,369,297	( 0.4)	72,201,803	( 2.1)	625	13,069,091
11	3,472,701	( 3.1)	73,822,215	( 2.2)	561	12,692,039
12	3,567,223	( 2.7)	75,241,838	( 1.9)	506	12,286,500
13	3,575,456	( 0.2)	76,321,869	( 1.4)	482	11,029,849
14	3,573,753	(△ 0.0)	94,797,163	( 24.2)	571	13,082,946
15	3,637,219	( 1.8)	96,557,242	( 1.9)	550	12,823,658
16	3,566,015	(△ 2.0)	95,050,314	(△ 1.6)	569	13,103,586
17	3,629,699	( 1.8)	91,563,939	(△ 3.7)	537	12,606,434
18	3,616,425	(△ 0.4)	91,005,611	(△ 0.6)	487	11,616,129
19	3,610,799	(△ 0.2)	84,705,567	(△ 6.9)	445	10,127,141
20	3,951,279	( 9.4)	73,456,873	(△13.3)	455	10,521,942
21	3,724,945	(△ 5.7)	69,438,082	(△ 5.5)	407	9,207,247
22	3,731,514	( 0.2)	69,607,048	( 0.2)	403	9,315,241
23	3,704,642	(△ 0.7)	77,930,334	( 12.0)	349	8,277,082
24	3,805,988	( 2.7)	80,465,865	( 3.3)	316	7,495,028

- (注) 1. 昭和45年度は、沖縄県を含まない。  
 2. 昭和61年度以降の ( ) 内の数値は、対前年度増減率を示す。  
 3. 平成8年度以前は J A 共済より報告を受けた数値である。  
 4. 平成9年度は、J A 共済および全労済より報告を受けた数値の合計である。

収支の推移

傷害および後遺障害		合 計		年 度
件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
件	千円	件 %	千円 %	
20,301	4,389,105	20,797	6,494,527	昭和45
27,550	11,602,176	28,208	17,963,106	50
32,779	19,073,211	33,403	28,009,134	55
46,791	27,595,414	47,406	37,516,172	60
48,260	27,651,120	48,890 ( 3.1)	37,862,979 ( 0.9)	61
45,605	28,088,798	46,253 (△ 5.4)	39,741,895 ( 5.0)	62
44,452	27,119,122	45,103 (△ 2.5)	38,323,481 (△ 3.6)	63
44,486	26,313,634	45,158 ( 0.1)	38,008,037 (△ 0.8)	平成元
44,677	26,438,530	45,350 ( 0.4)	38,473,773 ( 1.2)	2
44,406	25,426,242	45,078 (△ 0.6)	37,844,979 (△ 1.6)	3
45,059	25,689,138	45,796 ( 1.6)	40,095,183 ( 5.9)	4
46,885	27,013,599	47,570 ( 3.9)	40,858,426 ( 1.9)	5
47,262	27,302,519	47,943 ( 0.8)	41,485,674 ( 1.5)	6
47,268	25,646,983	47,932 (△ 0.0)	39,288,319 (△ 5.3)	7
47,722	25,711,403	48,357 ( 0.9)	38,363,878 (△ 2.4)	8
48,948	26,737,861	49,575 ( 2.5)	39,334,061 ( 2.5)	9
49,983	27,103,897	50,608 ( 2.1)	40,172,988 ( 2.1)	10
52,088	30,583,727	52,649 ( 4.0)	43,275,767 ( 7.7)	11
55,561	32,842,902	56,067 ( 6.5)	45,129,402 ( 4.3)	12
58,883	33,499,565	59,365 ( 5.9)	44,529,413 (△ 1.3)	13
60,692	34,559,342	61,263 ( 3.2)	47,642,288 ( 7.0)	14
63,464	36,517,854	64,014 ( 4.5)	49,341,513 ( 3.6)	15
62,520	35,390,360	63,089 (△ 1.4)	48,493,946 (△ 1.7)	16
62,517	35,955,395	63,054 (△ 0.1)	48,561,829 ( 0.1)	17
62,509	35,888,767	62,996 (△ 0.1)	47,504,896 (△ 2.2)	18
62,737	36,568,051	63,182 ( 0.3)	46,695,192 (△ 1.7)	19
62,060	36,533,397	62,515 (△ 1.1)	47,055,339 ( 0.8)	20
63,599	36,711,124	64,006 ( 2.4)	45,918,371 (△ 2.4)	21
66,727	38,452,475	67,130 ( 4.9)	47,767,716 ( 4.0)	22
69,117	38,291,020	69,466 ( 3.5)	46,568,101 (△ 2.5)	23
69,716	38,690,169	70,032 ( 0.8)	46,185,198 (△ 0.8)	24

5. 平成10～12年度は、J A共済、全労済および全自共より報告を受けた数値の合計である。

6. 平成13年度以降は、J A共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた数値の合計である。

第26表 自賠責共済

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
北 海 道	200,501	4,777,178	2,799	2,018,332
青 森	52,841	1,124,822	644	448,623
岩 手	93,493	2,032,955	1,046	570,441
宮 城	77,425	1,721,909	1,480	800,334
秋 田	115,763	2,605,777	1,415	777,356
山 形	82,223	1,768,553	1,304	657,454
福 島	122,612	2,695,780	2,177	1,044,138
茨 城	48,192	1,034,175	931	692,244
栃 木	62,426	1,347,872	1,247	822,564
群 馬	92,928	2,030,600	1,988	1,295,957
埼 玉	102,795	2,184,516	2,337	1,631,486
千 葉	48,088	1,015,685	1,039	740,047
東 京	28,280	635,675	627	511,854
神 奈 川	70,169	1,523,641	1,458	994,311
新 潟	72,888	1,556,070	1,069	669,636
富 山	33,484	760,843	672	349,041
石 川	38,291	868,285	687	533,357
福 井	33,341	748,748	868	466,022
山 梨	67,019	1,404,081	1,450	1,033,048
長 野	134,413	2,883,574	1,886	1,088,915
岐 阜	62,629	1,368,264	1,073	747,998
静 岡	112,300	2,357,227	2,350	1,822,247
愛 知	181,340	3,879,861	3,545	2,378,929
三 重	71,892	1,582,847	1,335	949,650
滋 賀	58,540	1,249,674	1,175	690,134

(注) 1. 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものである。  
2. JA共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた数値の合計による。

都道府県別収支〈平成24年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
京 都	32,351	678,941	607	471,266
大 阪	27,999	610,508	723	567,402
兵 庫	115,786	2,491,945	2,203	1,442,524
奈 良	43,597	859,353	972	727,068
和 歌 山	57,117	1,154,459	986	878,948
鳥 取	26,591	579,443	474	248,780
島 根	91,794	2,069,267	1,626	815,007
岡 山	77,510	1,673,070	1,701	1,019,354
広 島	93,206	2,012,811	1,591	1,013,722
山 口	80,301	1,742,305	1,592	963,483
徳 島	33,197	709,281	634	380,267
香 川	39,300	842,766	1,096	733,919
愛 媛	79,866	1,664,217	1,499	1,204,796
高 知	79,412	1,736,717	1,219	821,756
福 岡	113,267	2,434,649	3,117	2,383,409
佐 賀	66,941	1,452,068	1,829	1,399,506
長 崎	59,099	1,261,988	1,066	812,215
熊 本	87,798	1,849,081	1,742	1,123,316
大 分	78,090	1,677,531	1,341	831,313
宮 崎	139,230	3,037,520	3,101	2,049,449
鹿 児 島	148,811	3,164,128	2,311	1,359,992
沖 縄	93,147	982,387	1,500	831,288
離 島	77,705	622,817	500	372,299
合 計	3,805,988	80,465,865	70,032	46,185,198

第27表 自動車共済 補償種目別収支の推移

年度	区 分 補償種目	契 約		支 払	
		件 数	共済掛金	件 数	共 済 金
		件	千円	件	千円
平成20年度	対人賠償	11,114,172	87,017,950	93,907	56,028,707
	対物賠償	11,018,778	172,843,109	414,804	99,487,401
	搭乗者傷害	7,338,796	19,087,587	40,635	12,833,361
	車 両	4,916,302	119,506,808	357,681	78,389,721
	合 計	11,114,172	398,455,456	907,027	246,739,191
平成21年度	対人賠償	11,126,652	83,188,354	66,155	55,776,147
	対物賠償	11,039,411	169,530,426	415,750	99,716,065
	搭乗者傷害	6,765,611	16,325,241	39,152	11,845,969
	車 両	5,046,183	122,947,327	393,812	85,760,450
	合 計	11,126,652	391,991,348	914,869	253,098,631
平成22年度	対人賠償	11,107,459	80,784,445	57,075	53,571,637
	対物賠償	11,026,112	166,597,815	430,175	106,269,492
	搭乗者傷害	6,272,325	15,044,551	38,398	11,119,637
	車 両	5,181,167	125,527,688	443,514	95,108,233
	合 計	11,107,459	387,954,499	969,162	266,068,999
平成23年度	対人賠償	11,172,481	79,877,809	57,490	52,790,305
	対物賠償	11,097,745	164,126,276	431,454	107,285,559
	搭乗者傷害	5,881,950	13,967,540	36,970	9,748,609
	車 両	5,330,826	128,333,585	470,525	101,700,945
	合 計	11,172,481	386,305,210	996,439	271,525,418
平成24年度	対人賠償	11,174,153	83,034,979	57,319	51,147,569
	対物賠償	11,105,898	167,763,215	427,552	110,202,830
	搭乗者傷害	5,420,625	13,452,186	35,043	8,713,707
	車 両	5,443,441	147,412,246	484,639	106,439,508
	合 計	11,174,153	411,662,625	1,004,553	276,503,614

(注) J A共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた資料の合計による。

第28表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率 <平成25年3月末>

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		保険・共済計	
		台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率
	台	台	%	台	%	台	%
北海道	3,675,117	555,249	15.1	2,581,413	70.2	3,136,662	85.3
青森	995,077	178,130	17.9	682,829	68.6	860,959	86.5
岩手	1,003,080	239,114	23.8	619,831	61.8	858,945	85.6
宮城	1,633,023	259,854	15.9	1,179,432	72.2	1,439,286	88.1
秋田	817,545	229,307	28.0	480,012	58.7	709,319	86.8
山形	925,738	230,069	24.9	591,500	63.9	821,569	88.7
福島	1,598,443	319,391	20.0	1,050,607	65.7	1,369,998	85.7
茨城	2,519,130	243,299	9.7	1,863,328	74.0	2,106,627	83.6
栃木	1,677,166	257,927	15.4	1,201,123	71.6	1,459,050	87.0
群馬	1,752,083	303,272	17.3	1,240,182	70.8	1,543,454	88.1
埼玉	3,969,302	381,434	9.6	3,079,230	77.6	3,460,664	87.2
千葉	3,522,279	222,817	6.3	2,766,029	78.5	2,988,846	84.9
東京都	4,408,801	331,356	7.5	3,440,396	78.0	3,771,752	85.6
神奈川県	3,961,185	290,612	7.3	3,143,903	79.4	3,434,515	86.7
新潟	1,824,876	378,845	20.8	1,250,707	68.5	1,629,552	89.3
富山	887,282	164,578	18.5	639,338	72.1	803,916	90.6
石川	882,678	157,467	17.8	635,515	72.0	792,982	89.8
福井	651,967	118,861	18.2	467,606	71.7	586,467	90.0
山梨	737,858	148,744	20.2	459,498	62.3	608,242	82.4
長野	1,867,189	428,018	22.9	1,191,652	63.8	1,619,670	86.7
岐阜	1,661,793	205,512	12.4	1,279,146	77.0	1,484,658	89.3
静岡	2,835,479	357,198	12.6	2,149,724	75.8	2,506,922	88.4
愛知	5,043,063	498,691	9.9	4,081,065	80.9	4,579,756	90.8
三重	1,483,601	174,557	11.8	1,126,302	75.9	1,300,859	87.7
滋賀	996,016	148,212	14.9	734,059	73.7	882,271	88.6
京都	1,328,963	127,489	9.6	1,047,961	78.9	1,175,450	88.4
大阪	3,699,402	197,297	5.3	3,037,889	82.1	3,235,186	87.5
兵庫	2,975,852	314,081	10.6	2,314,845	77.8	2,628,926	88.3
奈良	824,046	71,339	8.7	654,598	79.4	725,937	88.1
和歌山	744,926	106,761	14.3	551,156	74.0	657,917	88.3
鳥取	457,930	100,780	22.0	298,293	65.1	399,073	87.1
島根	545,506	184,811	33.9	304,775	55.9	489,586	89.7
岡山	1,500,549	230,710	15.4	1,096,334	73.1	1,327,044	88.4
広島	1,852,712	254,838	13.8	1,400,416	75.6	1,655,254	89.3
山口	1,062,296	192,516	18.1	757,664	71.3	950,180	89.4
徳島	613,516	99,365	16.2	438,820	71.5	538,185	87.7
香川	767,196	122,094	15.9	573,222	74.7	695,316	90.6
愛媛	1,002,908	198,345	19.8	701,333	69.9	899,678	89.7
高知	556,018	151,853	27.3	322,114	57.9	473,967	85.2
福岡	3,255,487	317,371	9.7	2,470,705	75.9	2,788,076	85.6
佐賀	659,792	146,429	22.2	430,863	65.3	577,292	87.5
長崎	930,222	183,921	19.8	612,673	65.9	796,594	85.6
熊本	1,336,845	264,610	19.8	871,543	65.2	1,136,153	85.0
大分	901,501	159,337	17.7	583,420	64.7	742,757	82.4
宮崎	924,546	223,160	24.1	534,303	57.8	757,463	81.9
鹿児島	1,328,788	256,397	19.3	785,935	59.1	1,042,332	78.4
沖縄	1,026,431	223,096	21.7	539,757	52.6	762,853	74.3
合計	79,625,203	10,949,117	13.8	58,370,686	73.3	69,319,803	87.1

- (注) 1. 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成25年3月末現在)」((一財)自動車検査登録情報協会発行)による。  
 2. 自動車共済は、J A共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた資料により、自動車保険は損保料率機構資料による。  
 3. 自動車共済・保険台数は、平成25年3月末の有効契約台数である。  
 4. 都道府県合計には自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含む。

## Ⅱ. 交通事故関係

第29表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発 生 件 数				死 者 数			負 傷 者 数		
	件 数		指数	1日当たり 平均件数	人 数	指数	1日当たり 平均人数	人 数	指数	1日当たり 平均人数
	交通事故 件 数	死亡事故 件 数								
昭和 45	718,080	15,801	109	1,967.3	16,765	151	45.9	981,096	120	2,687.9
50	472,938	10,165	72	1,295.7	10,792	97	29.6	622,467	76	1,705.4
※ 55	476,677	8,329	72	1,302.4	8,760	79	23.9	598,719	73	1,635.8
60	552,788	8,826	84	1,514.5	9,261	84	25.4	681,346	84	1,866.7
61	579,190	8,877	88	1,586.8	9,317	84	25.5	712,330	87	1,951.6
62	590,723	8,981	89	1,618.4	9,347	84	25.6	722,179	89	1,978.6
※ 63	614,481	9,865	93	1,678.9	10,344	93	28.3	752,845	92	2,057.0
平成 元	661,363	10,570	100	1,812.0	11,086	100	30.4	814,832	100	2,232.4
2	643,097	10,651	97	1,761.9	11,227	101	30.8	790,295	97	2,165.2
3	662,392	10,551	100	1,814.8	11,109	100	30.4	810,245	99	2,219.8
※ 4	695,346	10,892	105	1,899.9	11,452	103	31.3	844,003	104	2,306.0
5	724,678	10,398	110	1,985.4	10,945	99	30.0	878,633	108	2,407.2
6	729,461	10,158	110	1,998.5	10,653	96	29.2	881,723	108	2,415.7
7	761,794	10,232	115	2,087.1	10,684	96	29.3	922,677	113	2,527.9
※ 8	771,085	9,518	117	2,106.8	9,943	90	27.2	942,204	116	2,574.3
9	780,401	9,222	118	2,138.1	9,642	87	26.4	958,925	118	2,627.2
10	803,882	8,800	122	2,202.4	9,214	83	25.2	990,676	122	2,714.2
11	850,371	8,687	129	2,329.8	9,012	81	24.7	1,050,399	129	2,877.8
※ 12	931,950	8,713	141	2,546.3	9,073	82	24.8	1,155,707	142	3,157.7
13	947,253	8,424	143	2,595.2	8,757	79	24.0	1,181,039	145	3,235.7
14	936,950	8,062	142	2,567.0	8,396	76	23.0	1,168,029	143	3,200.1
15	948,281	7,522	143	2,598.0	7,768	70	21.3	1,181,681	145	3,237.5
※ 16	952,709	7,148	144	2,603.0	7,425	67	20.3	1,183,616	145	3,233.9
17	934,339	6,681	141	2,559.8	6,927	62	19.0	1,157,115	142	3,170.2
18	887,257	6,196	134	2,430.8	6,403	58	17.5	1,098,566	135	3,009.8
19	832,691	5,625	126	2,281.3	5,782	52	15.8	1,034,653	127	2,834.7
※ 20	766,382	5,067	116	2,093.9	5,197	47	14.2	945,703	116	2,583.9
21	737,628	4,826	112	2,020.9	4,968	45	13.6	911,215	112	2,496.5
22	725,903	4,783	110	1,988.8	4,922	44	13.5	896,294	110	2,455.6
23	692,056	4,532	105	1,896.0	4,663	42	12.8	854,610	105	2,341.4
※ 24	665,138	4,280	101	1,817.3	4,411	40	12.1	825,396	101	2,255.2

- (注) 1. 「交通統計」((公財)交通事故総合分析センター発行)による。  
 2. 昭和45年は、沖縄県を含まない。  
 3. 指数は、平成元年を100としたものである(発生件数欄の指数は、交通事故件数に対するものである)。  
 4. 死亡事故件数は、交通事故件数の内数である。  
 5. ※を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算している。

第30表 都道府県別交通事故発生状況 <平成24年>

区分 都道府県	交通事故件数		死者数				負傷者数			
	件数	対前年増減率	人数	対前年増減率	人口 10万人 当たり	自動車等 1万台当 たり	人数	対前年 増減率	人口 10万人 当たり	自動車等 1万台当 たり
	件	%	人	%	人	人	人	%	人	人
北海道	14,973	△ 8.7	200	5.3	3.7	0.5	18,048	△ 8.4	330.5	45.1
青森	5,221	△ 4.5	59	9.3	4.4	0.5	6,460	△ 4.9	478.5	57.5
岩手	3,408	△ 9.0	83	25.8	6.4	0.7	4,269	△ 7.5	327.6	36.9
宮城	10,409	5.2	64	△ 4.5	2.8	0.4	13,322	4.9	573.0	73.1
秋田	2,830	△ 5.5	42	△ 26.3	4.0	0.5	3,533	△ 3.6	332.4	38.4
山形	7,084	△ 3.1	37	△ 26.0	3.2	0.4	8,753	△ 3.9	759.8	83.5
福島	9,789	1.8	89	△ 5.3	4.5	0.5	12,188	2.8	621.2	68.6
東京	47,429	△ 7.9	183	△ 14.9	1.4	0.4	54,837	△ 5.7	414.5	107.6
茨城	14,732	△ 1.9	142	△ 16.0	4.8	0.5	19,448	△ 0.5	660.8	70.7
栃木	8,054	△ 4.3	94	△ 15.3	4.7	0.5	10,265	△ 4.3	515.3	55.2
群馬	18,430	△ 1.3	106	9.3	5.3	0.6	23,306	△ 1.1	1,170.0	121.5
埼玉	35,600	△ 4.8	200	△ 3.4	2.8	0.5	43,519	△ 4.5	603.4	98.0
千葉	22,931	△ 1.9	175	0.0	2.8	0.4	28,558	△ 1.1	461.0	72.5
神奈川	37,049	△ 4.5	179	△ 0.6	2.0	0.4	44,135	△ 4.5	486.8	94.2
新潟	8,383	△ 6.7	107	△ 19.5	4.6	0.5	10,207	△ 7.0	434.9	49.2
山梨	6,015	1.1	40	2.6	4.7	0.5	8,016	1.8	940.8	95.2
長野	10,403	△ 1.6	97	△ 15.7	4.5	0.5	13,295	0.3	623.6	63.7
静岡	36,946	△ 0.8	155	△ 5.5	4.1	0.5	48,178	0.3	1,289.9	150.9
富山	4,973	△ 3.7	47	△ 6.0	4.3	0.5	5,667	△ 3.3	523.8	59.7
石川	5,156	△ 7.0	44	0.0	3.8	0.5	6,142	△ 8.0	528.1	65.6
福井	3,148	△ 7.4	37	△ 39.3	4.6	0.5	3,756	△ 9.1	470.1	53.5
岐阜	10,352	△ 3.3	121	18.6	5.9	0.7	13,687	△ 3.7	664.1	77.0
愛知	49,651	△ 0.9	235	△ 14.9	3.2	0.4	61,576	△ 0.1	829.1	113.2
三重	10,155	△ 2.5	95	0.0	5.2	0.6	13,287	△ 3.8	722.1	79.7
滋賀	8,071	△ 3.7	79	△ 7.1	5.6	0.7	10,419	△ 2.7	736.3	91.1
京都	12,371	△ 12.2	106	2.9	4.0	0.6	15,088	△ 11.6	574.8	89.1
大阪	48,212	△ 2.9	182	△ 7.6	2.1	0.4	57,804	△ 2.8	652.7	128.0
兵庫	34,056	△ 5.9	179	△ 9.6	3.2	0.5	42,073	△ 4.6	755.2	118.8
奈良	5,499	△ 10.8	49	4.3	3.5	0.5	7,093	△ 10.4	510.3	71.2
和歌山	5,410	△ 9.0	50	△ 7.4	5.1	0.5	6,796	△ 7.9	687.9	72.5
鳥取	1,389	△ 16.7	30	15.4	5.2	0.6	1,658	△ 20.1	284.9	32.8
島根	1,725	△ 7.4	45	45.2	6.4	0.7	2,020	△ 5.5	285.7	33.3
岡山	15,021	△ 7.3	112	5.7	5.8	0.7	18,699	△ 8.0	965.9	108.6
広島	14,849	△ 5.4	125	10.6	4.4	0.6	18,486	△ 5.8	649.1	83.8
山口	7,176	△ 4.0	56	△ 24.3	3.9	0.5	8,933	△ 3.2	624.2	75.0
徳島	5,012	△ 3.2	32	△ 34.7	4.1	0.5	6,213	△ 3.2	800.6	89.7
香川	10,637	△ 5.1	81	6.6	8.2	0.9	13,143	△ 5.5	1,328.9	146.5
愛媛	7,108	△ 10.1	56	△ 38.5	4.0	0.5	8,385	△ 11.4	592.6	68.7
高知	3,276	△ 3.9	53	15.2	7.0	0.8	3,657	△ 5.8	486.3	54.0
福岡	43,178	△ 0.3	161	2.5	3.2	0.4	56,670	△ 0.1	1,114.5	155.9
佐賀	9,090	△ 2.2	46	△ 6.1	5.5	0.6	11,997	△ 2.7	1,423.1	160.7
長崎	7,032	△ 3.0	39	△ 17.0	2.8	0.4	9,138	△ 2.0	649.0	83.6
熊本	9,817	△ 6.3	82	△ 4.7	4.5	0.5	12,473	△ 7.2	690.3	80.3
大分	6,059	△ 2.3	40	△ 11.1	3.4	0.4	7,851	△ 2.7	662.5	76.1
宮崎	10,779	△ 1.7	50	2.0	4.4	0.5	12,837	△ 2.0	1,140.1	123.3
鹿児島	9,553	△ 5.1	87	11.5	5.1	0.6	11,508	△ 6.2	680.9	74.3
沖縄	6,697	△ 1.3	40	△ 11.1	2.8	0.3	8,003	△ 0.5	568.0	68.6
合計	665,138	△ 3.9	4,411	△ 5.4	3.5	0.5	825,396	△ 3.4	647.3	91.1

(注) 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) による。

第31表 事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 年 (暦年)	人対車両		車両相互		車両単独		列車		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
平成 20	70,754 件	9.2 %	656,768 件	85.7 %	38,778 件	5.1 %	82 件	0.0 %	766,382 件	100.0 %
21	68,622	9.3	633,132	85.8	35,798	4.9	76	0.0	737,628	100.0
22	68,714	9.5	624,450	86.0	32,666	4.5	73	0.0	725,903	100.0
23	65,173	9.4	597,782	86.4	29,029	4.2	72	0.0	692,056	100.0
24	63,554	9.6	575,628	86.5	25,884	3.9	72	0.0	665,138	100.0

(注) 1. 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) による。  
 2. 「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいう。

第32表 年齢層別死者数の推移

年齢層 年 (暦年)	15歳 以下	16～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳以上			合計
							65～ 69歳	70歳 以上	計		
平成 20	127 (2.4)	261 (5.0)	504 (9.7)	430 (8.3)	418 (8.0)	577 (11.1)	363 (7.0)	447 (8.6)	2,070 (39.8)	2,517 (48.4)	5,197 (100.0)
21	112 (2.3)	228 (4.6)	480 (9.7)	376 (7.6)	385 (7.7)	532 (10.7)	376 (7.6)	419 (8.4)	2,060 (41.5)	2,479 (49.9)	4,968 (100.0)
22	113 (2.3)	196 (4.0)	474 (9.6)	384 (7.8)	405 (8.2)	498 (10.1)	376 (7.6)	404 (8.2)	2,072 (42.1)	2,476 (50.3)	4,922 (100.0)
23	114 (2.4)	197 (4.2)	428 (9.2)	349 (7.5)	411 (8.8)	488 (10.5)	385 (8.3)	342 (7.3)	1,949 (41.8)	2,291 (49.1)	4,663 (100.0)
24	92 (2.1)	171 (3.9)	369 (8.4)	340 (7.7)	386 (8.8)	452 (10.2)	337 (7.6)	334 (7.6)	1,930 (43.8)	2,264 (51.3)	4,411 (100.0)

(注) 1. 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) による。  
 2. ( ) 内は構成比 (%) を示す。

第33表 状態別死者数の推移

年(暦年)	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗車中		歩行中		その他		合計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
平成 20	1,724	33.2	991	19.1	726	14.0	1,739	33.5	17	0.3	5,197	100.0
21	1,627	32.7	890	17.9	709	14.3	1,726	34.7	16	0.3	4,968	100.0
22	1,625	33.0	878	17.8	665	13.5	1,736	35.3	18	0.4	4,922	100.0
23	1,465	31.4	851	18.3	635	13.6	1,702	36.5	10	0.2	4,663	100.0
24	1,417	32.1	788	17.9	563	12.8	1,634	37.0	9	0.2	4,411	100.0

- (注) 1. 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) による。  
 2. 「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいう。

第34表 警察統計の死者数の推移

年(暦年)	区分	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
		人	人	
平成 20		5,197	6,067	1.17
21		4,968	5,831	1.17
22		4,922	5,806	1.18
23		4,663	5,507	1.18
24		4,411	5,237	1.19

- (注) 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) による。

第35表 車種別道路交通法違反取締件数〈平成24年〉

車種 区分		大型車	中型車	普通車	自動二輪	原付・ 小特車	重被けん引車	合計
		件	件	件	件	件	件	件
取締総件数		64,264	167,304	6,712,458	242,564	618,176	62	7,804,828
主な違反行為	無免許運転	72	933	18,407	2,419	6,738	0	28,569
	酒酔い運転	2	1	577	13	39	0	632
	酒気帯び運転	78	120	27,190	952	3,168	0	31,508
	最高速度違反	6,403	27,791	1,962,060	71,300	153,566	0	2,221,120
	通行禁止違反	2,540	14,420	686,487	27,255	64,646	0	795,348
	駐停車違反	1,337	6,758	317,833	6,230	14,995	62	347,215
	整備不良車運転	1,767	626	19,715	6,488	21,107	0	49,703
	積載運転	2,375	3,521	9,478	74	379	0	15,827
	信号無視違反	17,969	24,719	615,378	18,005	49,690	0	725,761
	一時停止違反	1,903	10,455	1,034,300	30,925	129,791	0	1,207,374
携帯電話使用等	19,841	57,024	1,182,711	734	3,326	0	1,263,636	

- (注) 1. 「交通統計」((公財)交通事故総合分析センター発行)による。  
 2. 「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいう。  
 3. 「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表している。  
 4. 「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいう。

第36表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分 年(暦年)	救急出動件数		搬送人員		交通事故による 出動件数 (B)	(B)/(A)
	件数 (A)	対前年 増加率	人員	対前年 増加率		
平成20	5,097,094	△ 3.7	4,678,636	△ 4.6	556,480	10.9
21	5,122,226	0.5	4,682,991	0.1	546,937	10.7
22	5,463,682	6.7	4,979,537	6.3	556,569	10.2
23	5,707,655	4.5	5,182,729	4.1	555,402	9.7
24	5,802,455	1.7	5,250,302	1.3	543,218	9.4

(注) 「消防白書」(消防庁編)による。

第37表 男女別運転免許保有者数の推移

区分 年 (暦年)	運転免許保有者数			男			女		
	保有者数	指数	保有率	人	指数	保有率	人	指数	保有率
	人		%	人		%	人		%
昭和 45	26,449,229	45	34.3	21,683,599	58	58.0	4,765,630	22	12.0
50	33,482,514	57	40.3	26,106,101	70	64.8	7,376,413	34	17.2
55	43,000,383	73	49.0	30,408,233	82	71.5	12,592,150	57	27.9
60	52,347,735	88	56.3	34,277,091	92	75.9	18,070,644	82	37.7
61	54,079,827	91	57.4	35,036,361	94	77.6	19,043,466	87	39.3
62	55,724,173	94	58.3	35,752,664	96	77.1	19,971,509	91	40.6
63	57,423,924	97	59.4	36,483,593	98	77.6	20,940,331	96	42.1
平成 元	59,159,342	100	60.4	37,244,077	100	78.2	21,915,265	100	43.5
2	60,908,993	103	61.4	38,028,875	102	78.9	22,880,118	104	44.9
3	62,553,596	106	61.6	38,773,374	104	78.6	23,780,222	109	45.6
4	64,172,276	108	63.0	39,482,617	106	79.7	24,689,659	113	47.1
5	65,695,677	111	64.3	40,143,572	108	80.8	25,552,105	117	48.6
6	67,205,667	114	65.3	40,793,347	110	81.6	26,412,320	121	49.9
7	68,563,830	116	66.0	41,406,176	111	82.0	27,157,654	124	50.8
8	69,874,878	118	66.8	41,973,336	113	82.6	27,901,542	127	51.8
9	71,271,222	120	67.7	42,578,341	114	83.3	28,692,881	131	53.0
10	72,733,411	123	68.7	43,223,086	116	84.1	29,510,325	135	54.1
11	73,792,756	125	69.3	43,601,205	117	84.5	30,191,551	138	55.0
12	74,686,752	126	69.9	43,865,900	118	84.7	30,820,852	141	56.0
13	75,550,711	128	70.2	44,143,259	119	84.6	31,407,452	143	56.6
14	76,533,859	129	70.9	44,489,377	119	85.1	32,044,482	146	57.5
15	77,467,729	131	71.5	44,786,148	120	85.4	32,681,581	149	58.4
16	78,246,948	132	72.0	45,020,226	121	85.7	33,226,722	152	59.2
17	78,798,821	133	72.6	45,135,941	121	86.0	33,662,880	154	60.0
18	79,329,866	134	72.7	45,257,391	122	85.8	34,072,475	155	60.5
19	79,907,212	135	73.1	45,412,614	122	86.0	34,494,598	157	61.1
20	80,447,842	136	73.6	45,517,585	122	86.1	34,930,257	159	61.8
21	80,811,945	137	73.9	45,539,419	122	86.3	35,272,526	161	62.4
22	81,010,246	137	74.3	45,487,010	122	86.6	35,523,236	162	62.8
23	81,215,266	137	73.9	45,448,263	122	85.7	35,767,003	163	62.9
24	81,487,846	138	74.2	45,437,260	122	85.8	36,050,586	164	63.4

- (注) 1. 「交通統計」((公財)交通事故総合分析センター発行)による。  
 2. 昭和45年は、沖縄県を含まない。  
 3. 指数は、平成元年を100としたものである。  
 4. 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」または「国勢調査結果」による。

第38表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総 損害額	態様	裁判所	事 件 番 号	判 決 年月日	事 故 年月日	被 害 者		掲 載 誌
						性別 年齢	職 業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	H23. 11. 1	H21. 12. 27	男 41歳	眼 科 医 開 業 医	自保ジャーナル 平成24. 5. 24
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	H23. 12. 27	H15. 9. 14	男 21歳	大 学 生	自保ジャーナル 平成24. 3. 8
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	H23. 2. 18	H19. 4. 13	男 20歳	大 学 生	自保ジャーナル 平成23. 8. 11
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	H17. 5. 17	H10. 5. 18	男 29歳	会 社 員	交 民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	H19. 4. 10	H14. 12. 11	男 23歳	会 社 員	自保ジャーナル 平成19. 5. 31
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	H18. 6. 21	H14. 11. 9	男 38歳	開 業 医	交 民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	H21. 11. 17	H16. 1. 21	男 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 平成22. 6. 10
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	H16. 6. 29	H9. 4. 24	男 25歳	大学研究科 在 籍	交 民 37巻3号838頁
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	H24. 3. 16	H19. 10. 26	男 25歳	美 容 室 長 店	自保ジャーナル 平成24. 7. 26
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	H18. 9. 27	H13. 10. 4	男 37歳	アルバイト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	H19. 1. 31	H8. 10. 21	女 18歳	高 校 生	交 民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	H19. 6. 8	H15. 5. 22	女 25歳	会 社 員	自保ジャーナル 平成20. 6. 12
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	H17. 7. 20	H12. 8. 18	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 平成17. 10. 20
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	H18. 4. 5	H12. 7. 31	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 平成18. 5. 25
33,531	後遺	東京地裁	平成15年(ワ)第 9539号	H16. 12. 21	H10. 4. 29	男 32歳	銀 行 員	交 民 37巻6号1721頁
33,387	後遺	横浜地裁	平成19年(ワ)第 3220号	H20. 8. 28	H17. 7. 16	男 40歳	ITコンサルタント	自保ジャーナル 平成20. 11. 27
32,776	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第 1974号	H17. 9. 27	H11. 2. 17	男 42歳	会 社 員	交 民 38巻5号1317頁
32,545	後遺	横浜地裁	平成20年(ワ)第 378号	H21. 5. 14	H16. 12. 2	男 44歳	会 社 員	自保ジャーナル 平成21. 10. 15
32,403	後遺	大阪地裁	平成14年(ワ)第13586号	H17. 3. 25	H11. 11. 7	男 42歳	財 団 職 員	交 民 38巻2号433頁
32,246	後遺	名古屋地裁 一宮支部	平成14年(ワ)第 303号	H16. 3. 30	H10. 10. 7	男 25歳	アルバイト	自保ジャーナル 平成16. 5. 20
31,636	後遺	東京地裁	平成14年(ワ)第20064号	H17. 10. 27	H11. 9. 15	男 25歳	記 者	交 民 38巻5号1455頁

- (注) 1. 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としている。  
 2. 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠責保険などのてん補金を控除する前の金額をいう。  
 3. 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略である。  
 4. 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略である。

第39表 交通事故高額賠償判決例（物損事故）

認定総損害額	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害物件	掲載誌
万円 26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第1882号	H6.7.19	S60.5.29	積荷 (呉服・洋服・毛皮)	交民 27巻4号992頁
13,580	東京地裁	平成3年(ワ)第11143号 平成4年(ワ)第2602号	H8.7.17	H3.2.23	店舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 平成15.9.10
12,037	福岡地裁	昭和51年(ワ)第314号	S55.7.18	S50.3.1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	H23.12.7	H19.4.19	トレーラー	自保ジャーナル 平成24.4.26
11,347	千葉地裁	平成6年(ワ)第1104号	H10.10.26	H4.9.14	電車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第508号	H12.6.27	H8.9.26	積荷	交民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第6468号	H20.5.14	H11.9.25	積荷	自保ジャーナル 平成20.10.9
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第1671号	H16.1.16	H13.3.9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成16.4.1
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	H13.12.25	H11.11.5	4階建ビル	自動車保険新聞 平成15.9.10
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	H13.8.28	H11.5.16	店舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 平成14.3.21
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第6146号 平成14年(ワ)第9119号	H14.12.25	H13.3.28	積荷	交民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成7年(ワ)第555号 平成8年(ワ)第472号	H9.8.14	H6.10.5	大型貨物車3台・積荷	自保ジャーナル 平成10.4.9
2,629	名古屋地裁	平成4年(ワ)第1562号 平成5年(ワ)第3123号 平成6年(ワ)第57号	H6.9.16	H3.3.20	観光バス	自保ジャーナル 平成7.6.15
2,389	名古屋地裁	平成3年(ワ)第2159号	H4.10.28	H3.4.23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No.2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第156号	H23.11.25	H21.3.11	ペットショップ	自保ジャーナル 平成24.4.26
2,082	東京地裁	平成6年(ワ)第25073号	H7.11.14	H6.2.22	観光バス	自保ジャーナル 平成8.2.15
2,057	東京高裁	平成2年(ネ)第1098号 平成3年(ネ)第3591号 平成4年(ネ)第3621号 平成4年(ネ)第293号 平成4年(ネ)第695号	H5.6.24	S54.7.11	トラック2台・積荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第1798号 平成10年(ワ)第3444号 平成11年(ワ)第96号 平成11年(ワ)第1482号 平成12年(ワ)第783号	H12.6.28	H9.10.8	フルトレーラー・積荷	自保ジャーナル 平成13.8.30
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成9年(ワ)第122号	H11.1.29	H8.9.3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成11.8.5
1,739	大阪地裁	平成8年(ワ)第13351号 平成9年(ワ)第3553号	H11.2.4	H6.10.4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 平成12.12.14

- (注) 1. 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としている。  
 2. 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいう。  
 3. 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略である。

### Ⅲ. 自動車保有登録関係

第40表 車種別

年度	乗 用 車						貨 物 車				
	普 通 車		小 型 車		軽四輪車	計	普 通 車		小 型 車		被けん引 車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
昭和45	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
50	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
55	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
60	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
61	753,217	2,815	25,681,286	250,373	1,850,806	28,538,497	1,148,768	574,721	6,385,280	94,591	67,918
62	856,268	3,351	26,713,891	251,223	1,776,359	29,601,092	1,202,426	611,063	6,372,535	94,951	70,971
63	980,860	4,126	27,739,168	251,385	1,737,019	30,712,558	1,288,253	656,012	6,433,147	95,662	76,372
平成元	1,344,993	5,459	29,279,795	251,333	2,056,233	32,937,813	1,373,795	694,947	6,449,076	94,950	82,342
2	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
3	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
4	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
5	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
6	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
7	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
8	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
9	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
10	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
11	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
12	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
13	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
14	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
15	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
16	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
17	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
18	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
19	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
20	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
21	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
22	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
23	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
24	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885

- (注) 1. 「自動車保有車両数・月報」((一財)自動車検査登録情報協会発行)による((注)2.を除く。)  
 2. 原動機付自転車および小型特殊車は、平成16年度までは国土交通省調べ、平成17年度以降は総務省調べによる。  
 3. 昭和45年度には、沖縄県を含まない。  
 4. 特種(殊)用途用軽四輪車は、平成21年度までは貨物用軽四輪車に含まれる。  
 5. 軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含む。

## 自動車保有車両数の推移

用		乗合用		特種・特殊用途用			二輪車		合計	原動機付 自転車	小型特殊車	年度
軽三輪車・ 軽四輪車	計	自家用	営業用	普通車・ 小型車	軽四輪車	大型 特殊車	小型	軽				
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	-	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	昭和45
2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	-	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	50
4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	-	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	55
8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	-	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	60
9,981,069	18,252,347	141,308	90,703	632,386	-	355,173	911,897	1,301,128	50,223,439	16,423,441	2,424,978	61
10,993,330	19,345,276	142,841	91,807	667,765	-	369,507	974,218	1,453,170	52,645,676	16,022,878	2,437,867	62
11,939,363	20,488,809	146,225	92,828	710,991	-	386,232	1,016,070	1,582,930	55,136,643	15,608,552	2,414,449	63
12,248,734	20,943,844	148,335	93,960	750,357	-	404,267	1,045,519	1,669,771	57,993,866	15,056,497	2,406,252	平成元
12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	-	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	2
12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	-	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	3
11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	-	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	4
11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	-	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	5
11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	-	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	6
11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	-	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	7
11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	-	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	8
10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	-	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	9
10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	-	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	10
10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	-	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	11
9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	-	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	12
9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	-	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	13
9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	-	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	14
9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	-	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	15
9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	-	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	16
9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	-	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	17
9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	-	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	18
9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	-	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	19
9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	-	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	20
9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	-	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	21
8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	22
8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	8,568,558	2,114,115	23
8,783,528	14,851,666	117,011	109,036	1,174,897	153,386	326,456	1,566,341	1,969,187	79,625,203	-	-	24

第41表 都道府県別自動車保有車両数 <平成25年3月末>

都 道 府 県	保有車両数	主 要 車 種		
		乗 用 車	貨 物	乗 合 車
	台	台	台	台
北海道	3,675,117	2,732,233	660,433	13,663
青森	995,077	712,090	223,072	3,940
岩手	1,003,080	711,443	234,239	3,711
宮城	1,633,023	1,226,791	305,690	5,007
秋田	817,545	585,474	186,357	2,506
山形	925,738	676,323	199,819	2,555
福島	1,598,443	1,172,972	330,750	5,189
茨城	2,519,130	1,881,722	499,562	6,945
栃木	1,677,166	1,275,801	298,331	4,625
群馬	1,752,083	1,320,848	332,479	3,988
埼玉	3,969,302	3,081,032	610,963	9,729
千葉	3,522,279	2,697,803	600,026	10,660
東京都	4,408,801	3,124,782	690,216	15,018
神奈川県	3,961,185	3,022,536	548,931	11,257
新潟	1,824,876	1,347,571	370,018	6,399
富山	887,282	687,185	157,445	2,120
石川	882,678	689,004	152,143	2,741
福井	651,967	492,136	128,524	1,937
山梨	737,858	532,388	158,729	2,114
長野	1,867,189	1,326,601	432,153	5,761
岐阜	1,661,793	1,262,440	313,431	4,754
静岡	2,835,479	2,137,856	516,316	6,615
愛知	5,043,063	3,975,912	778,225	9,880
三重	1,483,601	1,112,219	290,175	3,439
滋賀	996,016	760,384	181,181	2,694
京都	1,328,963	986,805	241,907	4,644
大阪	3,699,402	2,713,977	666,877	9,449
兵庫県	2,975,852	2,254,131	500,017	7,674
奈良	824,046	638,192	139,340	2,185
和歌山	744,926	522,807	174,631	1,709
鳥取	457,930	331,937	105,773	1,281
島根	545,506	393,385	126,613	1,733
岡山	1,500,549	1,109,951	309,147	3,044
広島	1,852,712	1,401,690	334,150	5,181
山口	1,062,296	800,388	208,002	2,591
徳島	613,516	441,273	140,412	1,646
香川	767,196	564,396	160,484	1,674
愛媛	1,002,908	714,551	231,056	2,274
高知	556,018	381,979	140,066	1,391
福岡	3,255,487	2,460,476	585,543	10,016
佐賀	659,792	478,366	145,845	2,096
長崎	930,222	669,984	195,437	4,243
熊本	1,336,845	978,898	289,909	3,847
大分	901,501	664,681	191,995	2,567
宮崎	924,546	645,810	224,450	2,139
鹿児島	1,328,788	909,175	336,023	4,207
沖縄	1,026,431	748,825	204,781	3,209
合 計	79,625,203	59,357,223	14,851,666	226,047

(注) 1. 「自動車保有車両数・月報（平成25年3月末現在）」（（一財）自動車検査登録情報協会発行）による。

2. 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含まない。

第42表 新車登録台数の推移

年 (暦年)	普通乗用車		小型乗用車		普通貨物車		小型貨物車 (三輪・四輪)		バス・特種用途車 ・大型特殊車		合 計
	台	台	台	台	台	台	台	台	台		
平成 20	1,251,916 (△3.4)	1,541,710 (△6.6)	123,192 (△12.3)	234,978 (△15.4)	82,395 (△8.4)	3,234,191 (△6.4)					
21	1,158,732 (△7.4)	1,475,326 (△4.3)	61,760 (△49.9)	168,586 (△28.3)	68,591 (△16.8)	2,932,995 (△9.3)					
22	1,417,380 (22.3)	1,503,118 (1.9)	74,971 (21.4)	175,722 (4.2)	72,621 (5.9)	3,243,812 (10.6)					
23	1,145,979 (△19.1)	1,235,142 (△17.8)	83,171 (10.9)	175,818 (0.1)	64,691 (△10.9)	2,704,801 (△16.6)					
24	1,416,751 (23.6)	1,591,883 (28.9)	104,724 (25.9)	215,171 (22.4)	80,252 (24.1)	3,408,781 (26.0)					

- (注) 1. 「自動車登録統計情報(新車編)・月報」(一社)日本自動車販売協会連合会発行)による。  
 2. 各年の数値は、12月末時点のものである。  
 3. 軽自動車を除く。  
 4. ( )内は、対前年増減率(%)である。

第43表 車種別平均使用年数の推移

年度	乗用車			貨物車			乗合車		
	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計
	年	年	年	年	年	年	年	年	年
平成 20	11.93	11.53	11.68	15.26	12.78	13.50	17.28	13.23	15.00
21	13.20	12.37	12.70	14.87	11.92	12.72	17.94	15.29	16.59
22	12.74	12.23	12.43	15.43	12.19	13.04	18.80	16.00	17.37
23	12.56	11.91	12.16	15.00	12.03	12.81	18.70	15.40	16.82
24	12.99	12.32	12.58	15.65	12.39	13.24	19.77	16.42	17.91

- (注) 1. 「わが国の自動車保有動向」(一財)自動車検査登録情報協会発行)による。  
 2. 各年度の数値は、3月末時点のものである。



# 損害保険料率算出機構（損保料率機構）の概要

- I. 損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは
- II. 自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要
- III. 自賠責保険損害調査の概要
- IV. データバンク機能の概要
- V. ディスクロージャー資料のご紹介

# I. 損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

## 1. 使 命

損害保険業の健全な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護することです。

## 2. 沿 革

当機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）」に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）です。

昭和 23 年（1948 年）11 月 1 日に、損害保険料率算定会が損害保険料率算出団体として設立され、昭和 39 年（1964 年）1 月 8 日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、平成 14 年（2002 年）7 月 1 日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

## 3. 会 員

当機構は、損害保険会社を会員とする組織です（生命保険会社も傷害、疾病、介護費用保険分野の引受けを行う範囲において損害保険会社とみなされ、会員とすることができます。）。損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに加入、脱退することができます。

<会員一覧（平成 26 年 1 月 1 日現在）>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
アクサ損害保険株式会社	セコム損害保険株式会社
朝日火災海上保険株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社
アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	ソニー損害保険株式会社
アニコム損害保険株式会社	損害保険契約者保護機構
アメリカン ホーム アシュアランス カンパニー	株式会社損害保険ジャパン
アリアンツ火災海上保険株式会社	そんぼ 2 4 損害保険株式会社
イーデザイン損害保険株式会社	大同火災海上保険株式会社
A I U 損害保険株式会社	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
エイチ・エス損害保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
エース損害保険株式会社	トーア再保険株式会社
a u 損害保険株式会社	日新火災海上保険株式会社
S B I 損害保険株式会社	日本興亜損害保険株式会社
カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール	日本地震再保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社	日立キャピタル損害保険株式会社
現代海上火災保険株式会社	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ	富士火災海上保険株式会社
ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	三井住友海上火災保険株式会社
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	三井ダイレクト損害保険株式会社
スイス・リー・インターナショナル・エスイー	明治安田損害保険株式会社

会員会社 40 社 (50 音順)

## 4. 主な業務

### (1) 参考純率と基準料率の算出・提供

損害保険においては、将来の事故の発生率や損害額を可能な限りの確に予測し、適正な保険料率の水準を維持することが求められます。当機構では、会員等から大量のデータを収集し、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて、自動車保険・火災保険・傷害保険・介護費用保険の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率を算出し、会員に提供しています。

⇒Ⅱ. 自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要（132 ページ）参照

### (2) 自賠責保険の損害調査

損害保険会社等で受け付け、自賠責損害調査事務所に送付された請求書類に基づき、同調査事務所で調査を行います。これらの調査結果は、自賠責保険基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。また、政府の保障事業の損害調査についても、当機構が行っています。

⇒Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要（139 ページ）参照

### (3) データバンク機能

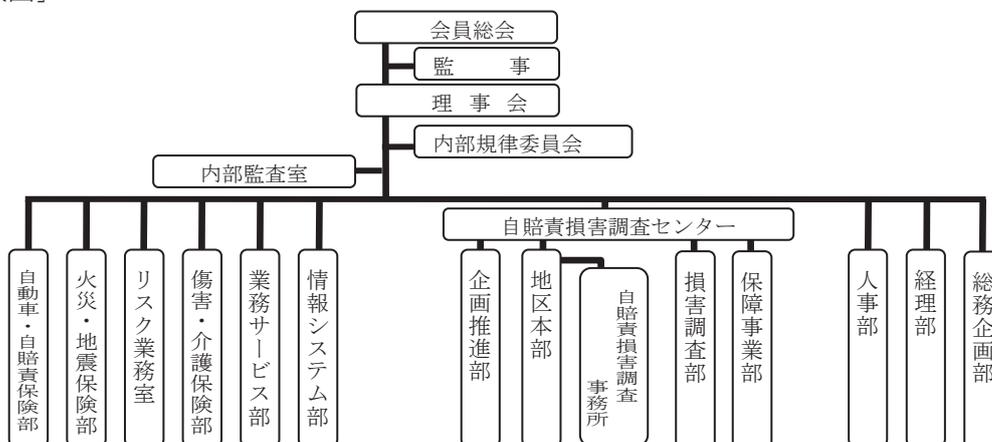
当機構では、長年にわたる料率算出業務、自賠責保険の損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険（自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険、自賠責保険、地震保険等）に関する大量のデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、会員はもとより消費者、官庁、有識者等に対し、損害保険に関するデータバンクとしての機能を果たしています。

⇒Ⅳ. データバンク機能の概要（142 ページ）参照

## 5. 組織

[概要] 名称： 損害保険料率算出機構（損保料率機構）  
(General Insurance Rating Organization of Japan : GIROJ)  
職員数： 2,177 名（うち、自賠責損害調査センター 本部 159 名、  
全国 7 地区本部・自賠責損害調査事務所（54 か所） 1,685 名）  
(平成 26 年 1 月 1 日現在)

[組織図]



損害保険料率算出機構 所在地 (平成 26 年 1 月 1 日現在)

[ 本 部 ] 〒163-1029 東京都新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワー28・29F  
TEL 03-6758-1300 (代表)

[自賠責損害調査センター 地区本部・自賠責損害調査事務所所在地一覧表]

事務所名	〒	所 在 地	TEL	FAX
北日本本部	980-0811	仙台市青葉区一番町 2-7-17(朝日生命仙台一番町ビル 5F)	022(222)0770	022(268)2866
札幌	060-0807	札幌市北区北 7 条西 5-5-3 (札幌千代田ビル 5F)	011(709)1231	011(709)1175
旭川	070-0031	旭川市 1 条通り 9-50-3 (緑橋通第一生命ビル 4F)	0166(23)5261	0166(23)5264
釧路	085-0015	釧路市北大通 11-1-2 (釧路第一生命ビルディング 2F)	0154(22)9605	0154(22)9604
函館	040-0001	函館市五稜郭町 33-1 (五稜郭フコク生命ビル 4F)	0138(30)7550	0138(32)3603
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町 2-7-17 (朝日生命仙台一番町ビル 5F)	022(222)0737	022(222)5019
福島	960-8031	福島市栄町 10-21 (福島栄町ビル 5F)	024(523)3471	024(523)3474
山形	990-0039	山形市香澄町 3-1-7 (朝日生命山形ビル 2F)	023(622)8824	023(622)8853
盛岡	020-0021	盛岡市中央通り 2-2-5 (住友生命盛岡ビル 10F)	019(652)3985	019(652)3987
青森	030-0823	青森市橋本 2-19-3 (三井住友海上青森ビル 6F)	017(776)4391	017(776)4394
秋田	010-0951	秋田市山王 2-1-43 (三井住友海上秋田ビル 5F)	018(823)6501	018(823)6552
首都圏本部	101-8335	千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館 9F)	03(3252)1571	03(3252)1572
東京第一	101-8335	千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館 7F)	03(3252)1155	03(5298)7520
東京第二	163-1028	新宿区西新宿 3-7-1 (新宿パークタワー28F)	03(6758)1371	03(3346)6169
立川	190-0012	立川市曙町 2-35-2 (A-ONE ビル 12F)	042(524)8228	042(524)8223
横浜第一	220-0004	横浜市西区北幸 1-4-1 (横浜天理ビル 8F)	045(320)1221	045(320)1234
横浜第二	220-0004	横浜市西区北幸 1-4-1 (横浜天理ビル 8F)	045(320)1221	045(320)1234
千葉	260-0027	千葉市中央区新田町 1-1 (IMI 未来ビル 3F)	043(375)5230	043(302)0281
関越本部	338-0001	さいたま市中央区上落合 1-12-16 (あいおいニッセイ同和損保さいたまビル 4F)	048(859)6925	048(858)1021
さいたま	338-0001	さいたま市中央区上落合 1-12-16 (あいおいニッセイ同和損保さいたまビル 8F)	048(859)6927	048(859)6926
水戸	310-0011	水戸市三の丸 1-4-73 (水戸三井ビルディング 10F)	029(225)1331	029(225)1330
宇都宮	320-0811	宇都宮市大通り 1-4-22 (MSC 第 2 ビル 9F)	028(622)1741	028(622)1786
前橋	371-0805	前橋市南町 3-9-5 (大同生命前橋ビル 5F)	027(226)7771	027(226)7772
新潟	950-0088	新潟市中央区万代 2-3-16 (リバービューSD ビル 2F)	025(242)2231	025(242)2232
長野	380-0823	長野市南千歳 1-15-3 (TS ビル 3F)	026(224)3324	026(224)3326
甲府	400-0031	甲府市丸の内 3-1-6 (山梨 316 ビル 3F)	055(228)8810	055(228)8813

事務所名	〒	所在地	TEL	FAX
中部本部	450-0001	名古屋市中村区那古野 1-47-1 (名古屋国際センタービル 9F)	052(563)3585	052(563)8506
名古屋	450-0001	名古屋市中村区那古野 1-47-1 (名古屋国際センタービル 9F)	052(563)3551	052(565)8124
岐阜	500-8856	岐阜市橋本町 2-20 (濃飛ビル 2F)	058(255)0767	058(255)0768
四日市	510-0086	四日市市諏訪栄町 1-12 (朝日生命四日市ビル 7F)	059(353)5571	059(353)5575
静岡	422-8061	静岡市駿河区森下町 1-35 (静岡 MY タワー 7F)	054(202)5131	054(202)5135
金沢	920-0869	金沢市上堤町 1-15 (金沢上堤町ビル 6F)	076(262)5244	076(262)5247
富山	930-0004	富山市桜橋通り 1-18 (北日本桜橋ビル 10F)	076(432)1982	076(432)1978
福井	910-0006	福井市中央 3-6-2 (損保ジャパン福井ビル 6F)	0776(21)2466	0776(21)2468
近畿本部	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 7F)	06(6455)0251	06(6455)0252
大阪第一	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 6F)	06(6455)0267	06(6341)5076
大阪第二	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 6F)	06(6455)0267	06(6455)0268
和歌山	640-8331	和歌山市美園町 3-32-1 (損保ジャパン和歌山ビル 5F)	073(433)2665	073(433)2627
奈良	630-8115	奈良市大宮町 6-2-19 (奈良東京海上日動ビルディング 3F)	0742(35)1401	0742(35)1405
大津	520-0043	大津市中央 3-1-8 (大津第一生命ビルディング 8F)	077(522)6085	077(522)6099
京都	600-8090	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町 266 (三井住友海上京都ビル 4F)	075(343)0850	075(343)0859
神戸	651-0087	神戸市中央区御幸通 4-2-20 (三宮中央ビル 6F)	078(262)7911	078(262)7906
中四国本部	730-0015	広島市中区橋本町 10-6 (広島 NS ビル 6F)	082(223)2202	082(502)6222
広島	730-0015	広島市中区橋本町 10-6 (広島 NS ビル 7F)	082(223)2101	082(502)6223
岡山	700-0903	岡山市北区幸町 8-22 (三井住友海上岡山ビル 3F)	086(225)2211	086(225)2473
山口	753-0076	山口市泉都町 7-11 (損保ジャパン山口ビル 5F)	083(922)2351	083(922)2371
鳥取	680-0822	鳥取市今町 1-103 (住友生命鳥取ビル 3F)	0857(23)5161	0857(23)5162
松江	690-0007	松江市御手船場町 565-8 (松江東京海上日動ビルディング 3F)	0852(21)5093	0852(21)5384
高松	760-0042	高松市大工町 1-1 (あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル 2F)	087(851)0665	087(851)6236
徳島	770-0841	徳島市八百屋町 2-7 (朝日生命徳島ビル 7F)	088(622)4611	088(622)4614
高知	780-0834	高知市堺町 2-26 (高知中央ビジネススクエア 4F)	088(825)0315	088(825)0317
松山	790-0003	松山市三番町 4-12-7 (三井住友海上松山三番町ビル 3F)	089(945)5500	089(945)5504
九州本部	812-0011	福岡市博多区博多駅前 4-2-1 (三井住友海上福岡ビル 3F)	092(472)3005	092(472)3025
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前 4-2-1 (三井住友海上福岡ビル 4F)	092(472)3033	092(472)3044
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央 1-4-8 (太陽生命佐賀ビル 7F)	0952(24)4295	0952(24)4298
長崎	850-0033	長崎市万才町 3-5 (朝日生命長崎ビル 10F)	095(826)7396	095(826)7395
熊本	862-0975	熊本市中央区新屋敷 1-5-1 (三井住友海上・西日本新聞熊本ビル 2F)	096(363)5000	096(363)5009
大分	870-0034	大分市都町 1-1-23 (住友生命大分ビル 6F)	097(534)0888	097(534)0257
宮崎	880-0806	宮崎市広島 1-18-13 (宮崎第一生命ビル新館 5F)	0985(24)7921	0985(24)7652
鹿児島	890-0053	鹿児島市中央町 12-2 (明治安田生命鹿児島中央町ビル 5F)	099(256)1323	099(256)1347
沖縄	900-0032	那覇市松山 1-1-19 (JPR 那覇ビル 6F)	098(861)1137	098(861)1139

## Ⅱ. 自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要

### 1. 料率算出の概要

#### (1) 保険商品の特性（原価の事後確定性）

一般の商品では、商品の価格を決定する場合、通常、その製造原価（原材料費）が商品を販売する以前に確定しています。

一方、保険商品の原価は、将来発生するものと見込まれる契約 1 件当たりの支払保険金であるため、保険商品を販売する時点では、あらかじめ確定していません。このため、保険料率の算出にあたっては、過去の保険データや公的諸統計をもとに、保険数理に基づく科学的方法を用いて、将来の事故の発生率や損害額を予測することが必要となります。

#### (2) 損保料率機構における料率算出

当機構では、会員等から提供されたデータをもとに精度の高い保険統計を作成し、これを分析するとともに、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて適正な参考純率および基準料率を算出しています。また、いったん算出した参考純率および基準料率も、その後の社会環境の変化等により危険の実態から乖離する場合があります。当機構では、適正な料率水準を維持するためにこれらを定期的にチェック（検証）し、必要に応じて改定を行っています。

なお、当機構では、以下の種類の損害保険について、参考純率および基準料率を算出しています。これらは、国民生活に密接に関係している危険を対象とする保険であり、良質な商品を適正な価格で安定的に提供することが求められています。

#### ① 参考純率

##### ■ 火災保険

- ・住宅を対象とする火災保険・総合保険（住宅物件）
- ・事務所ビル、店舗等を対象とする火災保険・総合保険（一般物件）
- ・工場を対象とする火災保険（工場物件）
- ・営業用倉庫を対象とする火災保険（倉庫物件）
- ・住宅金融支援機構等の公的融資を受けた物件を対象とする特約火災保険

##### ■ 傷害保険

- ・普通傷害保険、家族傷害保険（日常生活全般において傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険（交通事故<sup>(注)</sup>によって傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・国内旅行傷害保険（日本国内の旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・海外旅行傷害保険（海外旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険）

(注)「交通事故」には、自動車事故に加え、自動車以外の交通機関（電車等）による事故、乗客として駅構内にいる間の事故等を含みます。

## ■ 自動車保険

- ・対人賠償責任保険（自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）
- ・自損事故保険（自動車が電柱に衝突、崖から転落等自損事故によって死傷した場合に支払われる保険）
- ・無保険車傷害保険（対人賠償責任保険を付けていない等賠償資力が十分でない自動車との事故によって死亡または後遺障害を負った場合に支払われる保険）
- ・対物賠償責任保険（自動車事故で他人の財物に損害を与えたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）
- ・搭乗者傷害保険（自動車に搭乗中の者が自動車事故によって死傷した場合に支払われる保険）
- ・車両保険（衝突・接触・墜落等の偶然な事故によって自動車に損害が生じた場合に支払われる保険）

## ■ 介護費用保険

寝たきりや認知症等により介護が必要な状態になった場合に介護に要した費用が支払われる保険

## ② 基準料率

### ■ 自賠責保険

自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に法令に定められた限度額の範囲で支払われる保険

### ■ 地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波によって居住用建物および家財に損害が生じた場合に支払われる保険

## 2. 自動車保険参考純率

### （1）参考純率とは

「参考純率」とは、料率団体が算出する「純保険料率」（将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分）であって、料団法に基づく届出その他の手続を経たときは、その会員による保険料率の算出の基礎とすることができるものとして算出するものをいいます。

当機構は、火災保険、傷害保険、自動車保険および介護費用保険について参考純率を算出して、会員に提供していますが、この参考純率については会員の使用義務はなく、会員は自社の保険商品に係る保険料率について、保険業法上の認可申請・届出を行うにあたり、参考純率を使用するか否かを自由に選択することができます。なお、参考純率を使用する場合でも、「付加保険料率」（保険事業の運営に必要な諸経費に充てられる部分）については、会員において独自に設定を行うこととなります。

### （2）参考純率の原則

当機構は、料団法に定める「参考純率の原則」に則って参考純率を算出しています。この基本原則は、参考純率が「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なもの

であってはならない」旨を定めています。

ここでいう「合理的」とは、参考純率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、算出方法が保険数理に基づく科学的方法によるものである、ということです。

また、「妥当」とは、参考純率が、将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分として過不足が生じないと認められるものである、ということです。

さらに、「不当に差別的でない」とは、参考純率の料率区分および水準が、その料率区分の間の実態的な危険の格差に基づいて適切に設定されている、ということです。

### (3) 自動車保険参考純率の料率区分

上記の「不当に差別的でない」という要件は、保険契約者間の保険料負担の公平性に係るものであり、自動車保険参考純率の算出にあたっては、次のような料率区分<sup>(注)</sup>を設けています。

(注) 自家用乗用車(普通・小型)の場合

#### ① 用途・車種

用途・車種が異なれば、使用頻度、相手方・搭乗者に与えるダメージ等に差が生じるなど、リスク実態が異なるため、道路運送車両法等に準じて用途・車種別に区分しています。

・自家用乗用車(普通・小型) 等

#### ② 型式別料率クラス

自動車の型式<sup>(注)</sup>ごとに、保険成績に大きな較差が見られることから、型式ごとに適用する料率をクラス1~9に区分しています。

(注) 型式とは自動車の型を分類するための識別記号で、自動車検査証に記載されています。

#### ③ 新車・新車以外

新車は、各種安全装置や車両構造など、安全性の改善・向上が図られ、保険成績が良好となる傾向にあるため、新車と新車以外に区分しています。

#### ④ 保険金額等

保険金額や免責金額の設定内容によって補償範囲が異なることから、補償範囲の大小を純保険料率に反映させるため、保険金額や免責金額の額によって区分しています。

#### ⑤ 年齢

若年運転者のリスクが高いことから、運転者の年齢の範囲に応じて、3区分(全年齢補償、21歳以上補償、26歳以上補償)を設けています。

26歳以上補償については自家用乗用車(普通・小型)の契約の8割を占めていることから、年齢層別のリスク較差を反映して区分をさらに細分化することとし、記名被保険者(契約の自動車を主に使用する者で、「保険証券」の「記名被保険者」欄に記載されている者)が個人の場合、その年齢別に6区分(30歳未満、30歳以上40歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満、60歳以上70歳未満、70歳以上)を設けています。

## ⑥ 等級

過去の保険成績（無事故年数・事故件数など）に応じてリスクが異なることから、等級<sup>(注)</sup>（自動車1台ごとに、前年契約の有無、適用等級、前年事故の有無・件数に応じて決定されます。）として1～20等級に区分しています。なお、継続契約の場合、7等級から20等級については、事故がなかった契約者と事故があった契約者でさらに区分（無事故、事故有）を設けています。

（注） 契約台数が9台以下の場合

## ⑦ 運転者限定

補償対象となる運転者の範囲によりリスクが異なることから、補償対象とする運転者を家族<sup>(注)</sup>に限定する場合、本人・配偶者に限定する場合または運転者を限定しない場合の3区分を設けています。

（注） 家族とは「① 本人、② 配偶者、③ ①または②の同居の親族、④ ①または②の別居の未婚の子」をいいます。

### （4）参考純率の届出・審査

当機構は、参考純率を算出したときは、参考純率およびその算出の基礎資料を金融庁長官に対して届け出るとともに、会員に対して遅滞なくその提供を行います。

届出を受けた金融庁長官は、参考純率について、料団法に定める「参考純率の原則」に適合するか否かの審査（適合性審査）を行います。この適合性審査の結果は、届出受理日の翌日から30日以内に当機構に通知され、当機構は、会員に対して遅滞なくその通知を行います。

当機構の会員が、参考純率を自社の保険料率を算出する際の基礎として使用して、自社商品に係る保険料率について保険業法上の認可申請・届出を行う場合には、金融庁長官は、その参考純率が既に適合性審査を終了していることを勘案して審査を行うこととなります。

このように、当機構の算出する参考純率は、会員における商品開発、金融庁における商品審査などにおいて、一定の重要な機能を果しているものといえます。

## 3. 自賠償保険基準料率

### （1）基準料率とは

「基準料率」とは、料率団体が算出する保険料率（付加保険料率を含む。）であって、料団法に基づく届出その他の手続を経たときは、その会員による使用について保険業法の規定による認可または届出があったとみなされるものとして算出するものをいいます。

当機構は、自賠償保険および地震保険について基準料率を算出して、会員に提供しています。基準料率には、会員の使用義務はないものの、自賠償保険および地震保険の公的性格に基づいて、料団法上、「付加保険料率を含めた保険料率の算出」、「会員に対するみなし認可」、「基準料率の算出および会員への提供に関する業務の独占禁止法適用除外」等の規定が設けられています。

## (2) 自賠責保険基準料率の原則

当機構は、料団法に定める「基準料率の原則」に則って基準料率を算出しています。この基本原則は、基準料率が「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」旨を定めています。

ここでいう「合理的」とは、基準料率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、基準料率の算出が保険数理に基づく科学的方法によるものである、ということです。

また、「妥当」とは、基準料率が、保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であるとともに、基準料率を使用する保険会社の業務の健全性を維持する水準である、ということです。

さらに、「不当に差別的でない」とは、基準料率の危険の区分や水準が、実態的な危険の格差および見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されている、ということです。

また、自賠責保険は、被害者の救済を目的とした社会保障的色彩の極めて強い強制保険であることから、自賠法においては、基準料率は「ノーロス・ノープロフィットの原則<sup>(注)</sup>」に則るべきだとされています。

(注) 詳細は9ページ参照

## (3) 自賠責保険基準料率の料率区分

上記の「不当に差別的でない」という要件は、保険契約者間の保険料負担の公平性に係るものであり、自賠責保険基準料率の算出にあたっては、次のような料率区分を設けています。

### ① 地域

北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島の4つの地域に区分しています。

### ② 車種

自動車の用途、種別および自家用・事業用の別によって区分しています。

- ・自動車の用途：乗用、貨物、乗合等
- ・自動車の種別：普通、小型、軽等
- ・自家用・事業用の別：自家用、営業用

### ③ 保険期間

自賠責保険の保険期間は、自賠法によって、自動車検査証の有効期間（車検期間）を満たしていなければならないこととされています。

保険期間は、それぞれの自動車の車検期間に応じて、次のとおり区分しています。

- ・車検期間が1年の自動車は、1か月から13か月までの13区分
- ・車検期間が2年の自動車は、1か月から25か月までの25区分
- ・車検期間が3年の自動車は、1か月から37か月までの37区分

なお、車検のない原動機付自転車等については、12か月、24か月、36か月、48か月および60か月の5区分としています。

#### (4) 自賠責保険基準料率の届出

当機構は、自賠責保険基準料率を算出したときは、基準料率およびその算出の基礎資料を金融庁長官に対して届け出るとともに、会員に対して遅滞なくその提供を行います。

また、官報および日刊新聞の全国版に公告しており、マスコミに対しても届け出た内容等について情報提供を行います。さらに、当機構は、本部に基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を備え付けており、損害保険会社、保険契約者および被保険者その他の利害関係人はその内容を閲覧することができます。

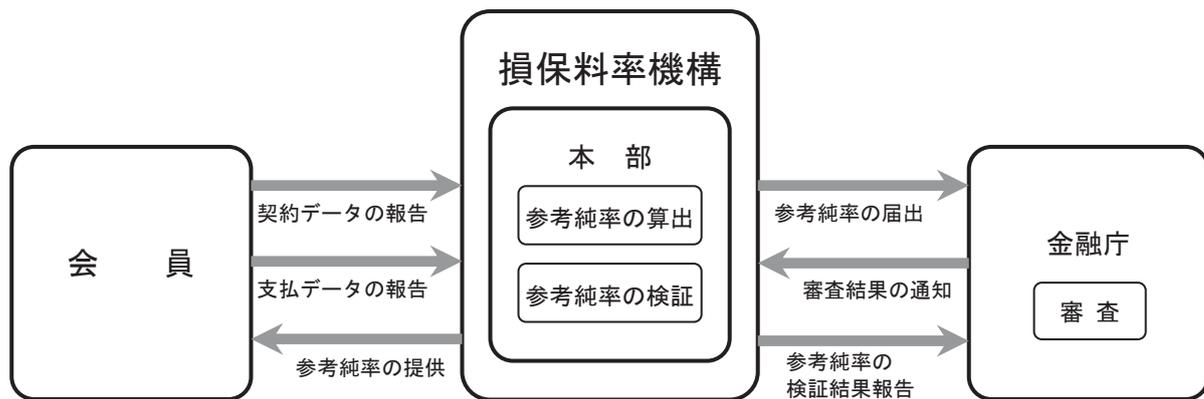
#### (5) 自賠責保険基準料率の審査

届出を受けた金融庁長官は、自賠責保険基準料率について、料団法に定める「基準料率の原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合しているか否か審査（適合性審査）を行うとともに、「自賠責保険審議会」に諮問した後、国土交通大臣の同意を得るものとされています。審査期間は、原則として届出受理日後 90 日間で、この期間を経過した後、当機構の会員がこの基準料率を使用するときは、その旨を金融庁長官に届け出ることにより、保険業法上の認可を受けたものとみなされます。

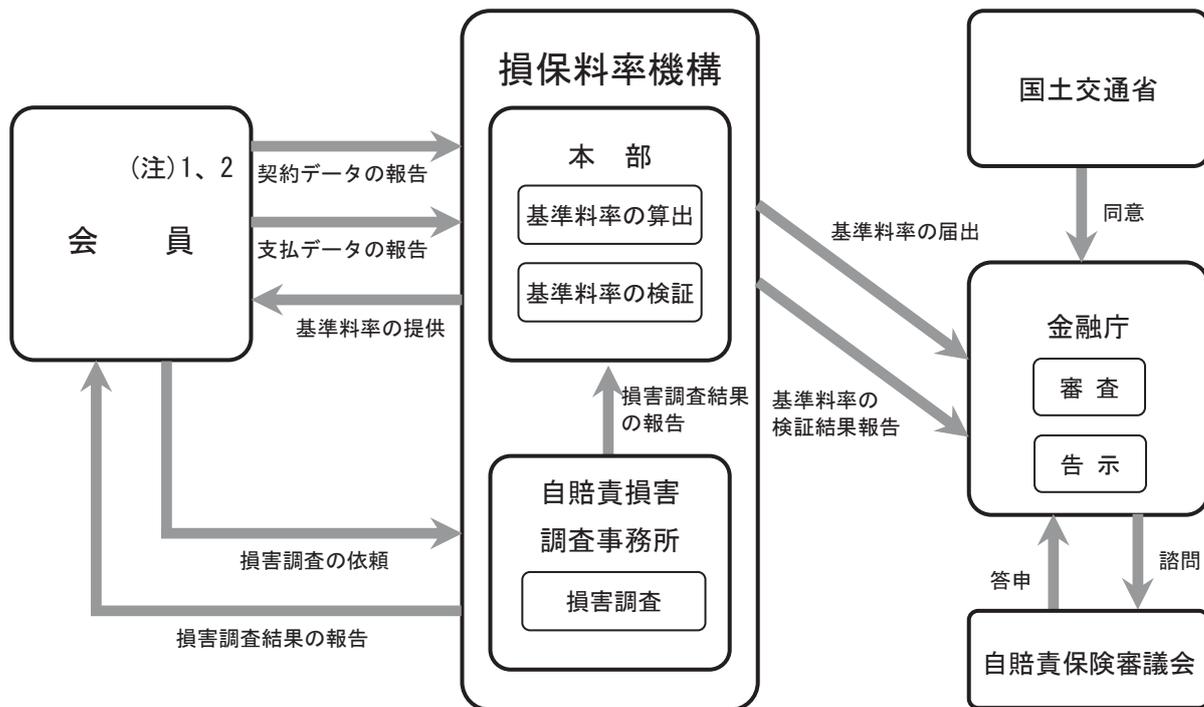
なお、基準料率について届出の撤回または変更の命令が出されることなく 90 日の審査期間が経過した場合には、基準料率は遅滞なく、金融庁長官によって官報に告示されます。

このように、当機構の算出する自賠責保険基準料率は、自賠責保険の適正な運営を確保するという重要な機能を果しているものといえます。

○ 自動車保険参考純率算出・届出の流れ



○ 自賠責保険基準料率算出・届出の流れ



- (注) 1. 「契約データの報告」、「支払データの報告」については、すべての自賠責事業者が対象となります。
2. 「損害調査の依頼」、「損害調査結果の報告」については、全労済の協同組合、全自共とその会員組合、交協連とその会員組合も対象となります。

## Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要

### 1. 自賠責保険における損害調査

自賠責保険（共済を含みます。以下同様とします。）は、法律（自賠法）で加入することが義務付けられている強制保険で、自動車の運行によって他人を死傷させた場合に、その損害に応じて法令に定められた限度額の範囲で支払われるものです。

この自賠責保険は、被害者保護の立場から保障制度的な要素が強く、また、年間 100 万件以上の大量な請求事案があることから、誰でも均質で適正な補償が受けられるという公平性ととも、被害者救済のための迅速な損害調査が大変重要であるといえます。

### 2. 組織

自賠責保険の損害調査については、自賠法が公布された昭和 30 年に中立的な機関として共同査定事務所が創設され、その機能を果たしていましたが、料団法に基づいて昭和 39 年に自動車保険料率算定会が設立される際に、この組織も統合され自動車保険料率算定会の調査事務所となりました。その後、平成 14 年 7 月に自動車保険料率算定会と損害保険料率算定会が統合し損保料率機構が設立され、当機構の自賠責損害調査センターが自賠責保険の損害調査を行っています。また、当機構では自賠責保険基準料率の算出を行っていますが、自賠責保険基準料率の算出に必要なデータを収集するため、公正かつ中立的な立場で自賠責保険に係る損害調査を行うことは、自賠法の目的である自動車事故被害者の救済の観点からも重要な役割を果たしているといえます。

現在、当機構では、全国に 7 か所の地区本部を配置し、その下に 54 か所（平成 26 年 1 月 1 日現在）の自賠責損害調査事務所を設置して自賠責保険の損害調査を行っています。

### 3. 損害調査の流れ

自賠責保険における損害調査の流れの概略は、次のとおりとなっています。

#### （1）自賠責保険への請求

自賠責保険からの支払を受けようとする場合、請求者（加害者あるいは被害者）は、事故および損害の発生を証明する書類など必要な書類を整え、損害保険会社等（共済事業者を含みます。以下同様とします。）に必要書類を提出します。

なお、加害者側から損害保険会社等に対して行われる保険請求の中には、加害者の契約する任意自動車保険会社が自賠責保険相当額を立替えて、任意自動車保険から一括して支払を行った後に、自賠責保険相当額を請求するものも含まれます。

#### （2）損害保険会社等における損害調査

請求を受けた損害保険会社等は契約の有効性、請求書類の点検等の必要事項について確認を行い、請求書類を自賠責損害調査事務所に送付します。

### (3) 自賠責損害調査事務所における損害調査

自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払の的確性（自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害と事故との間に因果関係があるかどうかなど）および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査を行い、その結果を損害保険会社等に報告します。

また、損害保険会社等から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

- ① 事故当事者に対する事故状況の照会
- ② 医療機関に対する被害者の治療状況の確認
- ③ 事故現場等での事故状況・周辺状況の把握

### (4) 自賠責保険の支払

報告を受けた損害保険会社等は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、請求者に支払います。

## 4. 損害調査体制

### (1) 自賠責損害調査事務所における損害調査

損害保険会社等で受け付け、自賠責損害調査事務所に書類が送付された請求事案について、自賠責損害調査事務所で行います。

### (2) 地区本部・本部における審査

損害調査の過程において、自賠責保険から支払われないもしくは減額される可能性がある事案・後遺障害の等級認定が難しい事案など、自賠責損害調査事務所では判断が困難な事案については、自賠責損害調査事務所の上部機関である地区本部・本部で審査が行われます。

### (3) 自賠責保険（共済）審査会制度

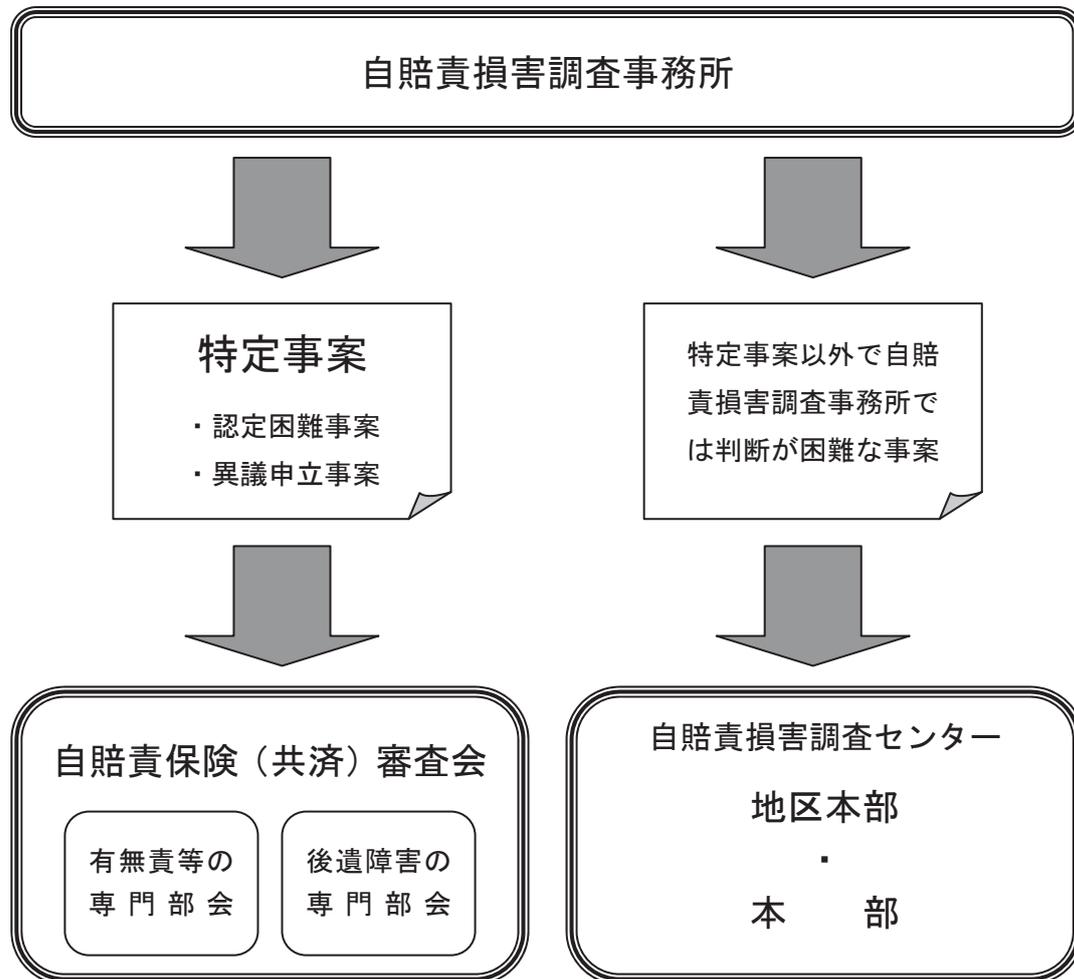
高度な専門的知識が要求され判断が困難な事案および調査結果や支払額に不服があるために再度請求が行われた異議申立事案は、「特定事案」として、「自賠責保険（共済）審査会」で審査が行われます。

「自賠責保険（共済）審査会」は、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

死亡事故で自賠責保険が支払われないか減額される可能性がある事案や有無責等の認定に対する異議申立てがあった事案は、自賠責保険（共済）審査会の有無責等の専門部会で審査されます。

また、脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案、非器質性精神障害に該当する可能性がある事案、後遺障害の等級認定に対して異議申立てがあった事案等は、自賠責保険（共済）審査会の後遺障害の専門部会で審査されます。

○自賠責保険における損害調査体制



(注) 異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

## IV. データバンク機能の概要

当機構では、長年にわたる料率算出業務、自賠責保険の損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険（任意自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険、自賠責保険、地震保険等）に関する膨大なデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、会員はもとより消費者、官庁、有識者等に対し、次の業務を通じて、損害保険に関するデータバンクとしての機能を果たしています。

### 1. 保険統計の作成・提供

参考純率および基準料率の算出の基礎データとして収集したデータをもとに、会員向けに保険商品開発等の参考として作成した保険統計をフィードバックするとともに、消費者向けにディスクロージャー資料として作成した保険統計を提供しています。

また、参考純率や基準料率を算出していない保険の種類の一部についても、会員から収集したデータに基づき保険統計を作成し、会員にフィードバックしています。

### 2. 各種の調査・研究

次のような情報の収集、調査および研究を行い、その成果を会員等に提供しています。

- ① 保険制度・保険商品・保険市場動向等に関する国内外の情報の収集・調査・研究
- ② 危険の実態に見合った純保険料率の算出方法に関する情報の収集・調査・研究
- ③ 事故の予防と損害の軽減のための各種事故事例・関連情報の収集・調査・研究

### 3. 会員に対するコンサルティング

蓄積したデータや専門性の高いノウハウをもとに、個々の会員ニーズに応じて、次のコンサルティング・サービスを会員に対し行っています。

- ① 保険商品開発や契約・支払の詳細分析等に役立つ保険統計の作成・提供
- ② 保険数理・保険約款に関する相談・支援
- ③ 地震、風水災にかかる被害想定額の算出
- ④ 海外の保険情報収集・提供等

### 4. ディスクロージャー

当機構の事業内容、参考純率と基準料率の算出等の概要、自賠責保険の損害調査のしくみ等についてわかりやすく説明した冊子やホームページ等を通じて、保険料率等に関する知識の普及に努めています。

## V. ディスクロージャー資料のご紹介

損保料率機構では、以下のディスクロージャー資料を発行しています。

(○は和文、●は英文、[HP] はホームページ上に内容を掲載している資料を表しています。)

- 【組織案内】
- 損害保険料率算出機構 組織のご案内 [HP]
  - General Insurance Rating Organization of Japan (GIROJ) Profile (英文による組織・業務の概要)
- 【説明書】
- 自動車保険の概況 [HP]
  - 参考純率のあらまし [HP]
  - 自賠責保険基準料率のあらまし [HP]
  - 地震保険基準料率のあらまし [HP]
  - 消火設備のあらまし
  - 自賠責保険（共済）損害調査のしくみ [HP]
  - 政府の保障事業のご案内 [HP]
  - 日本の地震保険 [HP]
  - EARTHQUAKE INSURANCE IN JAPAN [HP]  
(英文による地震保険制度の解説書)
  - Automobile Insurance in Japan [HP]  
(英文による自動車保険料率・制度の概要)
  - Automobile Liability Security Act [HP]  
(英文による自動車損害賠償保障法、関連政省令、支払基準、自賠責保険普通保険約款)
- 【料率表】
- 自賠責保険基準料率 [HP]
  - 地震保険基準料率 [HP]
- 【標準約款】
- 自動車保険
  - 火災保険・地震保険
  - 傷害保険
- 【統計表】
- 損害保険料率算出機構統計集 [HP]  
(自動車保険・火災保険・傷害保険・自賠責保険・地震保険の基本統計)
- 【調査・研究書】
- 2007年災害研究フォーラム講演録 [HP]
  - 地震保険研究 [HP]
- 【ホームページ】
- <http://www.giroj.or.jp/>

### 【ディスクロージャー資料に関するお問合せ先】

〒163-1029 東京都新宿区西新宿 3-7-1  
新宿パークタワー29F

損害保険料率算出機構（損保料率機構）  
総務企画部 広報グループ

TEL：03-6758-1300（代表）



自動車保険の概況 平成 25 年度（平成 24 年度データ）

---

平成 26 年（2014 年）3 月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）  
〒163-1029  
東京都新宿区西新宿 3-7-1  
新宿パークタワー29F  
TEL 03(6758)1300（代表）  
URL <http://www.giroj.or.jp/>

---

印刷 株式会社 高山  
〒113-0034  
東京都文京区湯島 1-1-12

---

Printed in Japan March 2014

本書の転載・複製、その他本書に関するお問合せは、総務企画部広報グループまでお願いします。